

# 平成27年第2回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

平成27年6月25日 開会

平成27年6月30日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 平成27年第2回新十津川町議会定例会

平成27年6月25日（木曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 報告第2号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第7 町政執行方針
- 第8 教育行政執行方針
- 第9 報告第3号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第10 議案第33号 新十津川町長等の給料に関する特別措置条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第11 議案第34号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第12 議案第35号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第13 議案第36号 平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）  
(内容説明まで)
- 第14 議案第37号 平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第15 議案第38号 空知教育センター組合規約の変更について  
(内容説明及び意見聴取まで)
- 第16 議案第39号 空知中部広域連合規約の変更について  
(内容説明まで)
- 第17 議案第40号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
(内容説明まで)

### ◎出席議員（11名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 進藤久美子君 | 2番 杉本初美君 |
| 3番 鈴井康裕君  | 4番 小玉博崇君 |

5番 白石 昇 君  
7番 安中 経 人 君  
9番 長名 實 君  
11番 長谷川 秀 樹 君

6番 西内 陽 美 君  
8番 青田 良 一 君  
10番 笹木 正 文 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	中 畑 晃 君
会計管理者	乗 松 真 寿 美 君
保健福祉課長	野 崎 勇 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	遠 藤 久 美 子 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。皆さんご起立ください。  
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦していただきます。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいまから平成27年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
- 

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月30日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月30日までの6日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

○議長（長谷川秀樹君） まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

去る6月4日開催の平成27年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告をいたします。本年は、統一地方選挙の年でありましたので、審議の内容といたしましては、任期満了に伴う選挙3件及び議案2件でございました。

選挙第1号は、議長の選挙でありまして、奈井江町選出の森山務議員が議長に指名推薦され、決定いたしました。

選挙第2号は、副議長の選挙でありまして、赤平市選出の五十嵐美知議員が副議長に指名推薦され、決定いたしました。

選挙第3号は、組合長の選挙でありまして、前田康吉滝川市長が組合長に指名推薦され、決定いたしました。

議案第1号は、副組合長2名のうち1名の任期満了に伴う副組合長の選任でありまして、滝川市副市長の千田史朗氏を選任いたすとするもので、これに同意をいたしました。

議案第2号は、監査委員2名のうち組合議員選任1名の任期満了に伴う監査委員の選任でありまして、砂川市選出の飯澤明彦議員を選任いたしたいとするもので、これに同意をいたしました。

以上で、平成27年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告といたします。

引き続き、西空知広域水道企業団議会の報告を、青田良一君よりお願いいたします。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは去る5月18日に開催されました西空知広域水道企業団議会臨時会の内容についてご報告をさせていただきたいと思っております。

この臨時会は、統一地方選挙が行われてからの初議会ということで、議長並びに副議長の選挙が行われたところでございます。

議長につきましては、雨竜町の竹ヶ原議員さん、それから、副議長につきましては浦臼町の中川議員さんが、それぞれ就任することで決定をいたしました。

それから議案が1件提案されまして、職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正といった内容でございます。これにつきましては、人事院の勧告に準拠して職員の給与に関し所要の改正を行うための条例の一部改正ということでございます。

内容につきましては、管理職員特別勤務手当、これを支給できるように改正をいたした

という内容でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を笹木正文君よりお願いいたします。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） 議長の指示をいただきましたので、去る6月4日に行われました中空知広域市町村圏組合議会の第1回の臨時会の報告をいたします。

臨時会開会前に議員協議会が開かれまして、臨時会の運営について話し合われたところでもあります。

その後、臨時会が開会され、まず選挙第1号として議長選挙が行われ、議長には歌志内市の川野敏夫議員が選出されました。

続いて、選挙第2号といたしまして、副議長選挙が行われ、副議長には雨竜町の大山口議員が選出されました。

次に、議席の指定を行い、その後、前田理事長によりまして、平成27年2月27日から6月3日までの行政報告を行ったところでもあります。

そして最後に議案といたしましては、議案第1号として、監査委員の選任を行い、砂川市の飯澤明彦議員が議選の監査委員に選任され、閉会ということになりました。

以上をもちまして、中空知広域市町村圏組合議会議長第1回臨時会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を安中経人君よりお願いいたします。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） それでは議長からのご指示を受けましたので、滝川地区広域消防事務組合議会の報告をいたします。

会議については、2回について報告いたします。

まず、平成27年3月24日召集されました第1回臨時会について。議決案件は1件であります。会期は1日限りとして、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、原案のとおり可決をしたものでございます。

次に、平成27年6月3日召集されました、第2回臨時会についてでございます。4月の統一地方選挙の後、初めての議会招集であることから、開会に先立ち議員協議会がもたれ、議会構成について協議がなされ、議長、副議長について協議がもたれたのでございます。選考委員会を立ち上げ、とりあえずそれについて申し合わせが示され、議長、副議長については、2年ずつの交代輪番制ということの申し合わせ事項があったものでございます。

続きまして、会議でございますが、選挙について2件、議案について2件でございます。

選挙第1号、議長選挙については、指名推薦で私、安中が議長にという事でございます。

選挙第2号、副議長選挙については指名推薦により、平松泰宏議員となったものであります。

続きまして、議案第1号、滝川地区広域消防事務組合監査委員の選任についてでございます。荒木文一議員の選任について同意をしたものでございます。

議案第2号、動産の取得について。滝川地区広域消防事務組合芦別消防署メールサイレン設備の契約について、契約のとおり議決をしたものでございます。以上について報告を

いたします。

なお、関係書類は事務局にファイルで届けてありますので、詳細につきましては、そちらを一読いただければ幸いです。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を進藤久美子君よりお願いいたします。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指示がありましたので、平成27年6月4日に行われました中空知衛生施設組合議会の報告をさせていただきます。

改選後、初の議会で議席番号が決定され、7番、新十津川町西内議員、8番が進藤と決まりました。

選挙が3件と議案が2件提出されました。

選挙第1号で議長の選挙があり、指名推薦により新十津川町の西内陽美議員が議長に決まりました。

続きまして、選挙第2号で副議長の選挙があり、指名推薦により赤平市の五十嵐美知議員が副議長に決まりました。

選挙第3号で、組合長の選挙があり、指名推薦により滝川市の前田康吉市長が組合長に決まりました。

続きまして、議案第1号は、副組合長の選任について行われました。滝川市の千田史朗副市長が選任されました。

続きまして、議案第2号は、監査委員の選任についてです。雨竜町の須見栄一議員が選任されました。

以上、選挙3件と議案2件を申し上げまして、中空知衛生施設組合の報告といたします。

なお、詳細につきましては、資料を議会事務局に提出してありますので、お目通しいただければ有難いです。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、空知教育センター組合議会の報告をいたします。

去る6月3日、平成27年空知教育センター組合議会が滝川市の空知教育センター大会議室で行われ、選挙後、初の議会でありますので第1回臨時会は、仮議長に岩見沢市の谷口洋一議員を決定し、会議を進めてまいりました。

まず最初に議席の決定をし、その後、選挙第1号、議長の選挙に入り、選考委員による指名推薦を決定し、由仁町の加藤重夫議員が決定をされました。

続いて、選挙第2号、副議長の選挙は、議長と同様の方法により芦別市の吉田博子議員が当選されました。

続いて、議席の決定と会期の決定を経て、選挙第3号の審議に入りました。

選挙第3号、空知教育センター組合長であります。指名推薦により滝川市の前田康吉議員が当選されました。

これより議案第1号になります。副組合長の選任であります。規約第11条による滝川

市の吉井裕視氏の辞任を受け、滝川市の千田史朗氏の選任に同意をいたしました。

続きまして、議案第2号、監査委員の選任であります。西内陽美議員の任期満了に伴い、前田組合長より監査委員に私が選任をされました。

続いて、議案第3号、空知教育センター組合の議会議員報酬等及び議員費用弁償に関する条例及び空知教育センター組合職員定数条例の一部改正する条例の決定について審議をいたしました。細部については事務局に資料をお渡ししてありますので、お目通しを願えればと思っております。

それでは、議案第4号であります。空知教育センター組合教育委員会教育長の任命であります。平成27年6月26日で小田正人氏が辞任をするため、滝川市の山崎猛氏が議会の同意を得て任命をされました。以上で空知教育センター組合第1回臨時会の報告といたします。詳細については、改正された部分については、事務局の方へお渡しをしてありますので、後日お目通しを願いたいと思います。以上であります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を杉本初美君よりお願いいたします。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、去る5月22日召集されました空知中部広域連合議会の報告をさせていただきます。

改選後、初の第1回臨時議会が招集されましたが、臨時会の前に議員協議会が開催され、相談事項として、新しい議長、副議長、議会選出の監査委員の選出については、議員間申し合わせということがありまして、任期4年のうち2年交替で順番が決まっておりました。

これにより、議長に新十津川の長谷川議長、副議長に雨竜町の大山口議長、監査委員には上砂川の齋藤議員が決定しました。

その後、第1回臨時会が開催され、選挙第1号の議長選挙、選挙第2号の副議長選挙で、長谷川議長、大山口副議長が指名推薦で選出されました。

新しい議長の下で議案4件が審議され、可決されました。

議案第1号としまして、平成27年度空知中部広域連合一般会計補正予算第1号で、歳入歳入歳出にそれぞれ725万2千円を追加し、総額を5,675万2千円とするもので、725万2千円は、介護保険事業会計の繰出金です。財源は、各市町村の負担金と国、道の支出金を充当しております。

議案第2号につきまして、平成27年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算第1号で、歳入の補正のみであり、内容は先ほどの一般会計の繰入金を増額し、介護保険料を減額するという内容でございます。

議案第3号は、空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例であり、介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して、低所得者の保険料軽減強化を図ることから、平成27年度及び28年度における第1号被保険者の第1段階の保険料率2万6,892円とするもので、原案どおり可決されました。

議案第4号でございますが、監査委員の選任であり、先ほど申し上げました議員選出の監査委員に上砂川町の齋藤勝男議員が選任されました。

以上が、第1回臨時会の内容ですが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。以上で報告を終わります。



○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

引き続き、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を長名實君よりお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） 議長のお許しをいただきましたので、去る6月4日召集されました第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時議会の報告をいたします。

内容につきましては、選挙が2件と議案が1件でございまして、選挙第1号につきましては、連合議会の議長の選出でございまして、滝川市の水口典一議員が議長に就任されました。

そして、副議長には深川市選出の太田幸一議員が副議長に選出されました。

続きまして、議案第1号の監査委員の選任につきましては、砂川市の飯澤明彦議員が選任されまして、それで議会を閉会いたしております。

以上で、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の臨時議会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告が終わりました。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで10時40分まで休憩いたします。

（午前10時30分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前10時40分）

---

### ◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今、議長からご指示がございましたので、平成27年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に行政報告書を配布させていただいておりますので、主なものを申し上げます。

はじめに、総務課関係から申し上げます。

最初に統一地方選挙の関係ですが、1ページの下から5行目になりますけども、本町においては町議会議員のみの投票が行われました。町議会議員選挙における投票日当日の有権者数は5,753人、投票者数は4,209人で、投票率は73.16パーセント、期日前投票につきましては973人で、投票者数に対する割合は23.12パーセントとなっております。

次に、開町125年記念式並びに追悼式でありますけども、6月20日、晴天の天気恵まれ、議員各位をはじめ、奈良県から松谷副知事様、山本副議長様、辻本南部東部振興監様、母村から更谷村長様、中南議長様他全議員、そして、梶井教育長様他全教育委員の皆様、北海道からは浦本知事室長様のほか、町内外から243名もの来賓の方に参列をいただき、厳粛なうちに節目の式典を盛会裏に執り行うことができました。改めて、議員各位の協力に感謝を申し上げます。

なお、同式典において、地方自治の振興に寄与されました前植田町長様、前町議会議員

の平澤豊勝様、樋坂里子様、元消防団副団長占部純一様の4名の方に功労表彰を授与いたしました。また、開拓功労者24名に対し感謝状を授与いたしましたところでございます。

次に、ふるさと応援寄附金の関係でございます。

昨年から寄附者に対し、お礼の品として特産品を贈呈することとしたところでございます。ふるさと応援寄附金は、昨年の4月からこれまでに1,294人、1,420万円の寄附をいただいております。本年度は、贈呈する特産品を6品目から大幅に増やし、より多くの寄附を募るとともに、町内に及ぼす経済効果を期待できるように取り組んでいくところでございます。

定住促進対策でございます。

本年4月から、これまでの新築住宅5件、中古住宅2件の取得に対する申請があり、世帯人数にすると24名が定住したことになります。また、中学生以下のお子様がいる世帯には、町内で使用できるふれあい商品券15万円分を、それぞれに交付をしており、これまでに7人分のふれあい商品券を交付いたしましたところでございます。

次に、会計課関係でございます。

平成26年度の会計閉鎖を5月31日にいたしました。一般会計の歳入総額は63億5,512万1,037円、歳出総額は61億4,236万4,012円、歳入歳出差引額は2億1,275万7,025円となりました。繰越明許費の一般財源分3,598万8千円を平成27年度に繰り越し、差引実質収支額1億7,676万9,025円を地方自治法第233条の2により財政調整基金に、決算後、積み立てをしたところでございます。これにより全基金の現在高は、48億8,914万720円となったところでございます。なお、収入未済額は、町税及び公営住宅使用料を含め、一般会計については1,655万9,834円、国民健康保険特別会計は633万2,884円、下水道事業特別会計は134万4,184円、農業集落排水事業特別会計は6万2,649円で、全会計では2,429万9,551円となっております。

次に、住民課関係でございます。

5月31日現在の人口動態は、人口では6,895人で前年同期と比べますと55人の減少となっており、世帯数は2,978戸で、前年同期比8戸の増加となっております。65歳以上の高齢者数をみますと、2,498人と前年同期と比べ37人増加し、高齢化率は36.2パーセントと前年より0.8ポイント増加となっております。人口移動が最も多い3月1日から5月31日までの人口動態ですが、転入が74人、転出が91人、出生が10人、死亡22人と、合わせた単純増減では29人の減少となっております。

次に、交通安全及び防犯の関係でございます。

交通事故の発生状況は、平成27年3月1日から5月31日までの発生件数は2件、死者数はゼロ名、負傷者数は3名となっており、平成24年4月23日に発生した交通事故死から今年5月31日までで、交通事故死ゼロ1,133日となっております。

以下の事項は、お目通しをいただき、次に、5ページ目の下段、環境衛生でございますけれども、新十津川町環境基本計画に定めました実施計画の平成26年度実施状況は、綿製品、衣服回収事業では、4月1日から3月31日末までの1年間で415件、4,899キログラムの綿製品及び衣服を回収いたしました。回収品は専門業者に引き渡した後、衣服は輸出ルートに乗り再利用されており、綿製品の回収品は業者によりウエスとして再製をされております。廃食用油回収事業では、役場を含め町内7か所の回収拠点で、1年間833リットルが回

収されました。回収した廃食用油は、社会福祉法人明和会に引き渡し、花月サポートセンター体育館の暖房用燃料として利用されております。なお、本年度4、5月分の回収量は、147リットルとなっております。春の町内一斉清掃実施事業は、5月末現在までに行政区、老人クラブ、事業者等で賛同いただいた延べ17団体が実施し、道路や河川などの環境美化を行っていただきました。

次に、7ページの徴税等の関係でございます。

平成26年度収納状況は、現年度分町税5税合計の収納率は99.48パーセントであり、対前年同期比0.06ポイント低下をしております。滞納繰越分については、4.21パーセントで対前年同期比5.74ポイント低下をしております。内訳として、主な税目の現年度分収納率は、個人住民税では99.98パーセントで対前年同期比0.01ポイントの低下、固定資産税では98.90パーセントで対前年同期比0.03ポイントの低下、軽自動車税では100.00パーセントで前年同期と同率でありました。国民健康保険税では、99.68パーセントであり、対前年同期比0.13ポイント低下をしております。後期高齢者医療保険料は、前年と同様に100パーセントでありました。

次に、保健福祉課関係についてあります。

ふるさと学園大学についてでございますけれども、5月14日に入学式が行われ、184人が入学をいたしました。

高齢者サークルでありますゆめりあ部会は、芸能、芸術、スポーツなど10部会、213人がゆめりあを拠点に定期的に活動をしております。

次に、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の関係でございます。

児童手当等については、5月末の児童手当受給者数は372人、対象児童数は644人となっております。また、児童扶養手当受給者は、母子世帯76人、父子世帯5人の計81人、特別児童扶養手当受給者は24人となっております。

次に、保育園の運営状況について報告を申し上げます。

4月1日当初の入園児童数は、広域入所を含め65人でしたが、途中入園2人、途中退園3人であり、6月1日時点では64人の入園者数となっており、対前年比3人の増となっております。また、送迎バスは、花月方面2人、大和・徳富方面3人の計5人の園児が利用しており、本年度につきましても2系統を、バス1台により運行している状況となっております。

次に、児童館の利用状況についてでございますけれども、平成26年度の利用実績は、年間開館日数が355日で、総利用者数は小学生1万5,372人、中学生653人、その他が567人で合計1万6,592人。臨時休校等で前年比1,159人減となっております。1日平均では46.7人が利用している状況となっております。

また、昨年度実施いたしました児童クラブの試行による開館時間の延長では、申請登録者が32世帯37人で、休み期間中と振替休校日に対応して実施をしたところでございます。本年度の児童館利用は、4月、5月の2か月間で開館日数が61日、利用者数は小学生で2,960人、中学生174人、その他101人で合計3,235人、前年同期比107人の増となっております。

子育て支援センターの利用状況についてでございますけれども、平成26年度の利用実績は、年間開所日数が220日で総利用者数は6,106人、開所日数の減により前年比359人減となっております。平成26年度の託児サービスの利用実績は39回、276人となっております。平成

27年4月から5月までの子育て支援センターの利用状況は、開所日数が39日で、利用者数は761人、前年同期比137人減となっております。

次に10ページ、介護保険の関係についてでございますけれども、平成27年4月末現在の介護認定者数は397人で、前年同期比5人の増加となっております。内訳は、要支援1が56人、要支援2が48人、要介護1が87人、要介護2が65人、要介護3が57人、要介護4が48人、要介護5が36人となっております。

次に、民生委員児童委員関係でございますけれども、本年3月以降欠員となっております2人の民生委員児童委員について、5月15日に北海道から委嘱決定通知があり6月10日開催の定例民生委員協議会の席上において、厚生労働大臣及び北海道知事からの委嘱状を伝達いたしました。委嘱されました者につきましては、みどり区担当の江藤吉秋様と主任児童委員を兼務をしております土岐典史様でございます。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

最初に水稲についてでございますけれども、水稲の作付け予定面積は3,593.78ヘクタールで、前年度実績対比では6.53ヘクタールの増となっております。

次に、地域おこし協力隊の関係でありますけれども、都市地域から過疎地域に生活の拠点を移し、地場産品の開発、PRや農業への従事など、その地域で様々な活動を行う地域おこし協力隊1人を6月1日に委嘱をいたしました。産業活性化支援員として、農産物のブランド化などの業務を担っていただいております。また、農家に出向いて農作業を手伝いながら、農業技術を習得し、将来は就農を目指す農業支援員を1人委嘱する予定となっております。

次に、町が地域住民生活等緊急支援のための交付金を利用して商工会に助成をしたプレミアム付き商品券3割増が4月15日に発売となり、用意をされた3,600万円分が即日完売となったところであります。

次に、観光振興の向上や本町の更なるイメージアップなどを目的に、昨年度、新たなイメージキャラクターとして「とつかわこめぞー」を作成いたしました。名刺台紙や様々なパンフレット等に活用し、本町の知名度アップに繋げているところでございます。

次に、都市と農村の交流であります。新十津川丸ごと体験ツアーを6月4日と5日に実施をし、札幌圏在住の22人が本町を訪れ、田植えやカボチャの植え付け、陶芸などを体験いたしました。今年度は、5回の体験ツアー実施を予定をしているところでございます。

次に、建設課関係でございます。

最初に工事発注状況であります。6月10日現在における建築、土木、林業関係の工事発注状況は、本年度当初予算22本のうち発注済み本数で12本となっております。また、繰越予算については4本すべてが発注済みとなっております。これにより、発注額では3億3,087万9千円、発注率は、予算額対比で82.3パーセント、本数では61.5パーセントとなっております。行政区会館の建替えでは、みどり区、橋本区両自治会館の建替え工事を5月22日、6月12日に契約をし、それぞれ年内に完成の予定でございます。また、町道の整備では、年次計画に基づき整備を進めてまいりました南中央団地及び錦野団地内舗装補修工事を6月9日に発注をし、これをもって両団地内の整備が完了する予定となっております。

次に、その他関連事業、14ページでございます。

徳富川ラブリバー推進協議会主催により、石狩徳富河川緑地周辺の清掃が5月28日に実施をしていただきました。本年は、12団体113人の参加をいただき、約110キログラムのごみを回収していただきました。天候と参加人数に恵まれる中、回収量は昨年度より若干増加いたしましたけども、長年の活動成果が表れている様子がうかがわれているところでもあります。

また、石狩徳富河川緑地の花壇広場については、推進協議会構成団体等の協力をいただきまして、花植えが6月13日に実施をしていただき、より潤いのある水辺空間の創出を図ることができたところであります。それぞれに参加をして協力をしてくださった方々に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

以上を申し上げまして、平成27年第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成27年第1回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告書により、主なものを報告申し上げます。

最初に、教育委員会関係でございますが、3月定例会以降4回の定例教育委員会と1回の臨時教育委員会を開催しております。

3月26日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、今年4月1日に施行されることに伴う議案として、議案第7号及び第9号で教育委員会が所掌する関係規則の整理に関する規則の制定及び関係訓令の整理に関する訓令の制定について、ご審議いただいております。また、議案第10号、第11号及び第14号では、学校給食費負担金納入条例施行規則、学校管理規則、青少年文化スポーツ活動団体ユニフォーム購入費助成金交付規則の一部について、さらに、議案第12号では、スポーツ推進委員の委嘱について、議案第13号では、子どもの読書活動推進計画（第2期）について審議いたしました。

4月27日は、報告第14号から第17号までの臨時代理の報告については、4月1日付けで新十津川町・雨竜町子どもいじめ対策委員会委員を、また、4月10日付けで学校評議員を、4月14日付けで確かな学び推進会議委員を委嘱したことについて報告をしたものでございます。また、議案第15号では、新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について承認をいただいております。

5月15日は、報告第21号で社会教育関係施設利用状況についての報告をいたしました。

6月11日は、報告第24号、第25号で、児童生徒就学援助費受給者の認定をしております。その認定者の状況につきましては、生活保護、特別支援学級を含めた全体で65世帯、93名であり、全児童生徒の割合では、17.8パーセントとなっております。

続きまして2ページ目をお開き願います。

議案第16号、第17号では、文化スポーツ活動大会参加費助成金交付規則及び青少年文化

スポーツ活動助成金交付規則の一部改正について。また、議案第18号では、空知教育センター組合規約の一部変更に係る意見について審議いたしました。

3月10日の臨時会は、報告第7号で平成27年度教職員人事異動内示の報告を行っております。また、議案第5号、第6号では、熊田、鈴木両教育委員会委員の辞職について同意をしております。

次に、総合教育会議についてであります。6月11日に町長、教育長、教育委員を構成とする総合教育会議を開催しております。これは4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、一つとしては、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するという事が義務付けられております。また、もう一つといたしまして、首長は教育に関する大綱を制定する。そのようなことが義務付けられているものでございまして、それに基づきまして議案としては、同会議の設置及び運営に関する要綱の制定について承認をいただき、その後、本町の教育の目標や施策の方針を示す新十津川町教育の振興に関する施策の大綱の策定及び新十津川町教育推進計画を協議し、委員の承認をいただいております。

続きまして、小中学校関係の6月1日現在の児童生徒数でございまして、小学校は326名、中学校は196名、合せて522名ということでございます。昨年同期は536名でしたので、比較すると14名減ということになっております。また、特別支援学級につきましてでございますが、新十津川小学校4名、新十津川中学校4名、8名という事で、6名とここに記載してございますが訂正の方お願いいたしたいと思っております。これにつきましては、言語学級が新たに開設されたことによりまして、従前の3学級から4学級に増加したことに伴い教職員も小中学校各1名増員となり、小中学校合わせて59人の教職員となっております。

また、より落ち着いた教育環境を整えるべく国費、道費、町費において、教職員の配置が可能な制度や授業を積極的に活用しております。まず、国の部分でございますが、昨年から引き続き、特別支援教育のインクルーシブ教育システム構築モデルスクール指定を受けておりますので、合理的配慮協力員として1名配置しております。次に、道費の関係でございますが、通常のチーム・ティーチング指導や習熟度指導を行う教職員として、小中学校にそれぞれ1名ずつの配置を受けておりますが、その他の制度を有効に活用して、加配を受けたものが2項目ございます。一つ目でございますが、退職教員活用事業により、小中学校共に1名ずつ増員配置を受けております。2項目目でございますが、技術科及び美術科の教科の免許外対象講師として2名の加配を受けております。また、町費単独事業によります教職員の配置であります。従前同様、小学校には理科専科教員1名、学習支援サポーターを小学校に2名、学力向上推進講師及び教育充実指導講師を小中学校に各1名、合計で5名を配置しております。以上の人員配置から、小学校は算数、中学校は数学と英語強化で複数の教員による指導体制がとられておまして、確かな学力向上に向けて精力的に努めているところでございます。

次に、小学校の運動会を6月6日に開催いたしました。当日は晴れたものの北風で気温が低く肌寒い天候でした。児童の精一杯頑張る姿が随所に見られ、見ごたえのある運動会でございます。私も、3年生の競技種目に参加し、とても楽しいひと時を過ごしたところでありますし、議員各位をはじめ大勢の方々から児童に心温まる応援を賜りましたことに対し、感謝とお礼を申し上げます。

また、中学校体育大会は、雨天により1日順延となりまして6月5日に開催されました。低温少雨とあいにくのコンディションでありましたが、男子400メートルリレーでは、全学年が、また女子800メートル個人でも大会新記録が出るなど、素晴らしい成績を残していただきました。

続きまして、3ページ目に移ります。

スクールカウンセラーですが、派遣事業により、心のケアのための専門的な立場から児童生徒や保護者へのカウンセリング活動をはじめ、教員への助言や個々の事例に対するコンサルテーションなど、適切なアドバイスができるように継続の配置を受けております。

次に、小学校特別クラブの加入状況であります。少年少女合唱団24人、獅子神楽22人、スクールバンド30人で、3年生以上の希望者をもって4月13日から活動が開始されております。

次に、中学校の課外活動であります。3ページから4ページにかけて記載のとおり、4月29日から6月の7日までの間、中空知の各会場におきまして各種目の大会が催され卓球女子の個人、団体優勝をはじめ好成績を残しております。

中体連北空知大会は、6月9日の深川市で催されました陸上競技を皮切りに始まりました。残念ながら陸上は全道大会へ出場することはできませんでしたが、これから開催される中体連北空知大会、さらには、空知大会における各種競技の活躍を期待しているところであります。

次に、中学校の部活動の加入状況であります。クラブ名はご覧のとおりであり、全生徒の88.8パーセントが加入しております。前年度は85.9パーセントの加入率でありましたので、今年は加入率が高くなっております。

続きまして、教育関係団体の役員ですが、PTA連合会は4月の24日に総会が行われまして、会長には、新中PTA会長であります浅野世央氏が選ばれております。その他の教育関係団体の役員構成につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、5ページをお開き願います。

給食センターの関係でございますが、今年度より雨竜町との給食共同事務を実施しており、雨竜町小中学校へ給食を手配しております。4月6日より雨竜中学校へ90食、翌日の7日からは雨竜小学校へ106食の給食を供給しております。

続きまして、農業高校関係でございますが、本年度40名が入学しております。そのうち新中からは9名進学されております。6月1日現在の在籍生徒数は105人で、学級数は3学級、教職員は18人です。

次に、高校配置計画の関係でございます。

4月の15日、公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催され、地域の意見を集約しました。空知北学区においては、今年度から奈井江商業高等学校の商業科が1学級減となっております。また、平成30年度の見通しでございますが、2から3学級の調整が必要とされており、滝川市内において再編や私立高校を含めた定員調整が必要となっております。新聞報道によりますと、滝川市では滝川西高等学校の1間口減に向けて調整中とのことあります。また、平成31年度から34年度までの見通しとしては、4年間で3から4学級の調整が必要とされており、欠員の状況、学校学科の配置状況を考慮して、深川市内において、再編を含めた定員調整の検討は必要とされております。また、基本的には、欠

員が40人以上生じている学校については、学科の見直しや定員調整などについて検討が必要。今後も中卒者数の減少は見込まれることや、欠員の状況や地元からの進学状況等を踏まえ、学級減や再編協議を含め、そのあり方を検討する必要があるという提示をされています。今後におきましては、来月に予定されている第2回地域別検討協議会等を経て、9月中に公立高等学校配置計画が決定されるスケジュールとなっております。

6ページをお開き願います。

6月14日に町民会議主体によります青少年健全育成のつどいが、議員各位の参加を賜り開催されました。夢、希望、願いというテーマで小中学生合わせて、合計で256点の応募がありました。当日は、優秀作文8名の児童生徒から、将来の夢や希望を叶えるための努力目標なども含めた素晴らしい発表をしていただきました。最優秀に選ばれた児童生徒は、記載のとおりであります。中学生の部で最優秀に輝いた上村佑衣奈さんは、来る7月14日、本町のゆめりあで開催されます少年の主張空知大会に新中の代表として出場いたします。次のステージを目指し、自分の想いを堂々と発表してほしいと期待するところでございます。

7ページに移りますが、体育施設の指定管理者でありますNPO法人体育協会の定期総会が5月22日に開催されました。その前段に、長年にわたり町民の体育振興にご尽力を賜りました方々に対し表彰式が行われました。振興賞には卓球、ゲートボール、パークゴルフの普及振興にご尽力されました後木達哉様、佐々木行利様、枝澤トミエ様、笹木健一様の4名の方に。奨励賞には、昨年度、各競技で輝かしい成績を残されました剣道の清野君、野球の明田君の2個人、また、団体では剣道の新十津川尚武会少年部と新十津川尚武会、野球では新十津川ホワイトベアーズの3団体が表彰されました。私の立場からも、本町のスポーツ振興にご貢献を賜った4名の方々、そして、昨年素晴らしい活躍をし、町民に感動を与えた2個人、3団体に対し感謝とお礼を申し上げるところでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

少年団の大会成績についてですが、剣道では、去る6月21日に苫小牧市で開催された第39回北海道道場少年剣道大会兼全国大会予選で、新十津川尚武会が団体3位となり、来月日本武道館で開催されます第50回記念となる全国大会へ出場をいたします。また、野球についても、6月23日に本町で開催された第36回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会空知支部代表決定戦で優勝し、来月、旭川市で開催される全道大会に出場いたします。両種目とも全道、全国での活躍を期待しているところでございます。

9ページをご確認願います。

6月17日から7月12日までの間、開拓記念館で奈良県十津川村から新十津川へ入植した歴史を絵などで紹介する特別展「母村とのつながり」が催されております。議員の皆様もお時間が許しましたら、ご見学されますようお願いいたします。

体育施設でございますが、本年は雪融けが早かったことから、ふるさと公園内のパークゴルフ場は4月25日に、また、他の屋外体育施設は、予定どおり4月29日にオープンいたしました。

次に、平成26年度の社会教育施設のスキー場を除く利用状況であります。10ページ目をお開き願います。利用人数は9万6,609人で、前年より3,804人減少しています。また、そっち岳スキー場は、リフトの乗降人数になりますが25万9,551人で、前年度比2,219人の減と



なっています。一方使用料は、前年対比15万3,380円が増加いたしました。これは、シーズン券よりも回数券の利用が増加したことと、町外の利用者が増加したことによるものでございます。

次に、図書館の関係であります。平成26年度の利用状況ですが、貸出冊数は9万6,975冊と前年より9,408冊減っており、町内、町外の貸し出しともに減少しています。この要因といたしましては、近隣の図書館の整備による影響が続いているものと分析しております。今後は、子ども読書活動推進計画に沿って、児童生徒の読書への関心を高められますよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上をもちまして、平成27年第1回定例会以降の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

#### ◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで日程第6でございますけれども、議事日程の進行状況からして、ここで日程を変更させていただきたいと考えます。

中身につきましては、日程第6の町政執行方針、日程第7の教育行政執行方針、この前に日程第8の報告第2号をですね、繰り上げて日程の変更をしたいというものでございますけれども、お分かりですか。よろしいですか。

それでは、お諮りしますけれども、今説明したような内容の中で日程変更させていただいて、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしということですので、今説明したような形の中で、日程第6といたしまして、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について、日程第7といたしまして、町政執行方針、日程第8といたしまして、教育行政執行方針、そのように変更させていただきます。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、ただいま上程をいただきました報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林 透君登壇〕

○副町長（小林 透君） それでは株式会社新十津川総合振興公社、平成26年度第42期事業報告を申し上げます。お手元の事業報告書によりご説明を申し上げます。

まず1ページをお開き願います。

平成26年度の主な事業報告でございますが、平成26年度におきましては、5月27日、決算監査及び第1回取締役会を開催してございます。10月19日は第5回振興公社まつりを開催いたしまして、物産館に来場者およそ300名が参集してございます。10月24日は、中間監査及び第2回取締役会を開催。平成27年では3月の12日第3回取締役会を開催してございます。なお、3月31日におきまして、新十津川町へ公社から寄附金200万円を納付してございます。

次に、2ページでございます。業務の執行状況でございます。

1番、特産品販売事業についてですが、売上高は3,457万1千円、費用は2,873万6千円となりまして、差し引き583万5千円の利益となっております。前年比較では、特産品販売の売上が277万8千円の増。このうち、ふるさと納税分の取り扱い分が275万1千円ございます、及び物産館の売店売上は22万3千円の増となっております。

特産品販売の中身でございますが、ふるさと小包み事業では、グリーンアスパラが件数多く対前年で7.2パーセントの増、(2)にありますメロンゼリーの販売事業では、メロンゼリーの販売総数で5.5パーセントの増ということになってございます。

次のページでございます。3ページ、3番、加工事業でございます。

農林産物、クマ笹、メロン果汁などの加工品の製造販売をしてございますが、売上高4,384万7千円、費用で4,568万9千円ということで、差し引き184万2千円の損失となっております。これにつきましては、4ページの(4) トマト受託加工におきまして、前年同期からおよそ35.7パーセント取扱量が減ってございます。これは、取扱業者受注の業者からの発注が減少したということでございます。およそ16トンの減少になってございます。これが要因となりまして、加工事業については、減益と損失というふうになってございます。

次5ページでございます。

4番、物産館レストラン事業でございます。この事業につきましては、売上高890万6千円、費用は807万8千円ということで、差し引きで82万8千円の利益となっております。

次、5の宿泊施設事業でございますが、サンヒルズ・サライ及びヴィラトップの両施設につきましてですが、昨年度は、この宿泊施設事業で120万円の減益がございました。本年度につきましては、売上高1億38万6千円、費用9,983万1千円ということで、差し引き55万5千円の利益が出ているという状況でございます。

次、6ページでございます。

6の業務受託事業でございますが、これは、町から物産館、公衆トイレ等の管理業務、それと、町指定ごみ袋の卸販売業務を受託してございます。売上高は2,226万6千円、費用2,102万8千円となりまして、差し引きで123万8千円の利益となっております。売上高では前年対比で790万円の減になってございますが、これは、前年度、ごみ袋が値上がりするというので、値上げする前の駆け込み需要がございまして、非常にたくさん販売されたということで、その反動が今期にきているという状況でございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思っております。

損益計算書でございます。ここに損益の一覧が示されているということでございます。営業損益の部でございますが、売上高の計①番では、2億1,217万7,425円と、これが総売上額になります。そして販売費でございます。経費でございますが、販売費の計②番が2億556万2,608円、これが経費となっております。それを差し引いて、売上の総利益で661万4,817円ということになります。その他の④番ですが、その他の経費の計のところ、361万636円でございますが、この中に冒頭で説明をいたしました、町への200万の寄附金がここに入っております。営業利益といたしまして300万4,181円ということになります。

次に、営業外損益でございますが、営業外収益で②番雑収入で60万400円が計上されてございます。これは、特定求職者雇用開発助成金ということで、母子家庭の雇用をしたことに対する助成を受けられるというものの適用を受け、60万400円が営業外収入ということでここに入っております。それで⑧番、営業外収益で60万230円、経常利益といたしましては360万4,411円となります。それに、法人税等を差し引きまして、当期の純利益、最終利益として265万111円ということになります。

その下、事業別差引収益の部分については、一覧ということでご覧になっていただきたいと思っております。

次に、9ページをご覧いただきたいと思っております。9ページの一番下、剰余金の処分に関する資料でございます。前年度の繰越利益剰余金が1,312万4,031円、当期の利益金が265万111円ということで、次年度への繰越利益剰余金が1,577万4,142円ということになります。

大変申し訳ございません。7ページの貸借対照表を見ていただきたいと思っております。

貸借対照表で資産の部でございます。1、流動資産4,316万9,708円でございますが、このうちの(6)番目、貸付金200万が計上されてございます。これにつきましては、新十津川で心呼吸。推進協議会が農水省の都市農村共生対流総合対策交付金を受けて、都市と農村との交流事業を実施してございます。これに交付金が入ることになりますが、交付金が入るまでの事業の実施の経費ということで、公社より200万を貸し付けしているということでございます。利率は0.5パーセントでございます。下、資産の部の合計で5,121万5,402円ということでございます。

次に、負債の部でございます。流動負債で2,544万1,260円でございますが、この中の(2)短期借入金1千万円でございます。これは、町から運転資金として借り入れているというものでございます。従前は3千万円を町から借り入れておりましたが、2千万円に減額をし、今期は1千万円ということで減額をして借り入れております。この借り入れをせずに運営できれば一番よろしいのでございますが、やはり、運転資金ということで、現金が必要なことから1千万円を今期借り入れているということでございます。貸付利率は0.03パーセントでございます。

以上で、貸借対照表の説明を終わらせていただきます。

以上が総合振興公社の事業内容でございます。265万円ほどの純利益も出ておりまして、順調な経営状況にあるというふうに考えさせていただきます。今後におきましても、この健全な経営を維持しながら、本町の農林産物の加工、販売、そして、新たな商品開発ということで積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。事業報告とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 7ページ、貸借対照表の中から1点と、8ページの損益計算書から1点お願いいたします。まず、貸借対照表の資産の部、ただ今貸付金の所がありました。貸付先について教えていただきたいと思っております、お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林 透君） お答え申し上げます。先ほどもちょっと説明申し上げたところですが、「新十津川で心呼吸。推進協議会」の方に事業を実施する運転資金ということで、貸し付けをしてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） もう1点、お願いいたします。8ページの損益計算書の所ですね、書き取れなかったものですから、もう一度お願いしたいのですけれども、営業外損益の部分ですね、母子家庭の雇用すると受けられるという交付金の種類を、もう少しちょっとゆっくり教えていただけますか。すみません。

○議長（長谷川秀樹君） 説明を求めます。

副町長。

○副町長（小林 透君） 大変申し訳ございません。きちっと、これから言葉をしっかり明確にしたいと思っております。この雑収入の所で60万400円でございますが、これは、特定求職者雇用開発助成金ということで、ハローワークから母子家庭の親の雇用をした場合に、助成金が出てくるということで、厚労省の方から助成金が出されているということで、これを受けたものということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

9番、長名實君。

○9番（長名 實君） ふるさと納税の件というか、お返しというか、その商品について種類と、それから、すべてが公社から発送というか、お返しするのか、その辺のことをお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林 透君） それでは、お答えを申し上げます。公社で受けているふるさと納税のお返しの部分でございますが、米だとかメロンですね、等々の部分、それから、あとその他は、ジギスカンだとかございますが、それは、ジギスカンを取り扱っている事業者の方から出されていると、送られているということでございます。ということではよろしいでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） はい、9番、長名實君。

○9番（長名 實君） 今、公社でお返しというのは米とメロンという事で、その他の例えば、お酒にしてもジギスカンにしても、ジギスカンは大島さんだと思いますが、酒にしても金滴だと思いますが、お返しの品目、今年から増やすという話があるのですが、

今までは、どんな状況だったんですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林 透君） それではお答え申し上げます。全部で6品ございます。まず、ハム・ソーセージセットということで、これはヴルストよしださんのハム・ソーセージセット。それと、イカの塩辛セット、これはフレーバーカントリーの物でございます。それと、ジンギスカン、大島精肉店。北の微笑しんとつかわのセットで金滴酒造。それと、新十津川産の赤肉メロンがJAピンネ。それから、お米、ゆめぴりかがJAピンネなんですが、この部分については、公社の方を介して送っているという事でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 基本的な事ちょっと確認したいんですけども、株式会社という形でこの組織があるわけございまして、普通、株式会社であれば株主がおりまして、儲かったものは株主の所に適切に配当されるという仕組みが株式会社でございます。そう思って間違いないと思うんですけども、なのにもかかわらず、儲けたのは結構だと思っておりますけども、町の方に200万円の寄附金を出したと、公社からですね。これは全然意味がわからないんですけども、町もその株主という形の中で考えて、そこからお借りしたお金の一部を返したというのであれば、それは返済であって、寄附金という事になると、これはちょっと名称がそういった観点とは違うわけでございます。その内容について、まず、お話をいただきたいなと思います。

それと、続けて、一つずついきますか。

○議長（長谷川秀樹君） 一つずつで、はい。

今の件で答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林 透君） それでは、ただ今のご質問にお答え申し上げます。まず、寄附金を200万円ということでさせていただいたということで、まず、本来であれば配当という事なのですが、100パーセント町が出資している株式会社という形態でございますので、配当という形はまず基本的にはとっていないという事と、それから、法人税等々の関係もいろいろ考慮いたしまして、寄附金ということでまず出したというのが1点。

それともう1点は、町の方で公社が使用できる営業車を購入していただいているという事がございますので、その分の経費も加味いたしまして、寄附金という形で公社の方から町の方へいたしたという事でございます。大きくはこの2点の理由が大きいという事でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、それでは次の質問。

○8番（青田良一君） ちょっと理解に苦しむ感じがするんですけども、次に移ります。今、そちらの方で小林さんがおっしゃったように、公社の目的最後の方に説明していただきました。繰り返しませんけども、そのような目的を達するために作られたこの公社でござ

ございますけども、どことは言いませんけども、結局、こういった形での組織を作って、一般財源を投入しなくてはならなくなっていて、どうするんだ、こうするんだという、その議論が各地で起こっていることはご承知のことと思います。

ですから簡単に言えば、一定の目的を持って作られて、目的をもって作られるという事は、目的があって作ったわけですから、それが達成されれば物事というのは普通、それで終わりなはずなんです。それができたという事になれば、物を建てるとかなんとかということではなくて、延々と続いていくという事であれば、ほとんど出資者が町という形での表現をおとりになりましたけども、そしたら町と同じことになってしまうわけであってね、その作った目的を達成して、それを今度、次の民間なり何なりに手渡して行って、町もスリム化して、一つの企業なら企業としての目的をまた次に引き継いでいくというやり方が、私は良いのではないかなというふうに思っているんですけども、そういうニュアンスの発言というのは今まで一切聞かれなかったわけでございまして、じゃあ、いつまでこれをやっていくのかと、お金が無くなったら町からお借りしますよということを繰り返していくのかという部分について、やはり先の見通しを持った形の中で議会にも報告を頂ければなと思うのですけれども、それは多分、株式ですからそちらの方でそういった観点の様々な議論はされているんだと思うんですけども、議会に上がってくるのはこのように1年間の成果として、儲かりましたよというふうな感じでの報告が上がってきますけども、実態はお金も借りてるし、等々の行為中で、数字上はそうなっているのですけども、果たして、ずっと続けていくことができるのかどうか、ちょっといささか疑問なわけでございます。

ということと、もう1点は、こういった部分を一生懸命やられることによって、本町の民間企業に対してご迷惑をおかけしてはいないのかという事についても、株式会社として、きちっとやっぱりこういった観点での分析をしていただいて、そういったものについても議会等に報告していただけないかなと、私は思うんですよ。飲食店、宿泊業もうちの町にございますけども、こういった部分に対して好影響を与えてくれるんなら結構なことでございますけども、そうじゃないというふうな形の話もお聞きするという事になりますと、果たして、これが正しいやり方といいますか、どうなのかというような部分について、いささか疑問をちょっと感じる点もございますので、この機会に、是非、そういった観点についてのお話もお聞かせいただければなと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林 透君） それでは、ただ今のご質問にお答え申し上げます。まず、公社の目的は先ほど最後の段で申し上げた通りでございます。本町の特産品をブランド化していく、それから、しっかりとそれが利益、収益、経済活動に結びついていけるような物を作っていき、開発していく、それを販売ルートの確保も含めて展開していけるように、その形を作っていくという事が公社の目的であろうというふうに考えてございます。

現在、その状況がしっかり完成しているか、実施できるよう、今後も公社のない中で、実施していけるかというふうに考えますと、まだ、不足であろうというふうに、私は考えてございます。ですので、この商品開発等も含めて、非常に時間、手間、それから経費等々かかります。人的な投入も必要になるということでございますので、それをまずやる場所

というのが本町においても必要であろうと、大企業等々の非常に開発力のある企業等があればよろしいのですが、なかなかそういう所がないという事でございますので、やはり振興公社がその任を担っていくことになるであろうということでございます。

それで、基本的に民間の企業、事業者がこのような形で進んでいただければ、私の方としてもそれに代わるものではないというふうに思っておりますので、そういった形になっていっているだろうというふうに判断できるような状況になった時には、いろいろ検討してまいりたいと、公社のあり方等々についても、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それともう1点でございます、他の民間業者の方に迷惑をかけていないのかということでございます。具体的に飲食店、それから宿泊業という事で具体例を挙げさせていただきましたが、この部分について、本町の中でも少しずつ店舗数、事業者数が減っていているということでございます。それで、町内を訪れるお客さん、観光客等々を含めて、その対応をしていかなければならないと、キャパの問題等もあるかと思っております。少人数が平均してくればよろしいのですが、夏季の期間は一時的に多数お越しになると、その受け皿という事で考えますと、飲食店、それから宿泊業についても必要であろうと。それと、町の特産物、農産物を使って、それを食べていただくというような目的も持っているという事でございます。ですので、その部分の目的において、協力関係、町内の事業者、類似の事業者とも協調関係を持ちながら、共に良い方向で進んでいけるように調整をとりながら、進めてまいっているということでございます。その分ご理解を頂ければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

ここで、13時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

---

○議長（長谷川秀樹君） ここで副町長より、発言が求められておりますので、それを許します。

副町長。

○副町長（小林 透君） 大変申し訳ございません。ちょっとお時間を拝借いたしまして、午前中にご説明申し上げました公社の事業報告の中身で、2点訂正をさせていただきたいと存じます。

まず2ページの部分で、特産品販売に係るふるさと納税分の取り扱いの件につきまして、

公社で扱っている分は2品目というふうに申し上げましたが、6品目全て公社の方で発送分を取り扱っているということでございます。それがまず1点目。

もう1点が、8ページの損益計算書の部分で、営業外収益で特定求職者雇用開発助成金60万400円というふうに申し上げましたが、60万円でございます。その他400円につきましては、配当金という事でございます。以上2点訂正させていただきます。お詫び申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは前に進みます。

---

### ◎町政執行方針

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、町政執行方針演説を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 議長のご指示をいただきましたので、平成27年度町政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

平成27年第2回定例会の開会に当たり、町民の皆様並びに町議会の皆様に、町政執行に対する所信と主要施策の一端を申し上げます。

先の町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面の方々からの温かいご支援とご厚情を賜り、無投票という形で町政の舵取りを務めさせていただくことになり、5月1日付で新十津川町長に就任いたしました。

私は、これまで職員として35年間、そして教育長として8年間、町行政に携わってまいりましたが、このたび町長の職を拝命したことは、身に余る光栄であり、改めてその使命の大きさと責任の重さに身の引き締まる思いであります。

皆様の信頼と期待をしっかりと受け止め、新十津川町の発展にお役に立てるよう、誠心誠意、町長の職責を全うしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

町政執行の6つの想い。

私は、町長選挙において「子どもと明日の故郷のために支えあう地域が輝くまちづくり」を政策テーマに掲げました。

この政策テーマには、まちづくりに対する6つの想いを込めております。

一つ目は、時代の変化に対応する農業と商工業の支援に取り組み、産業間の多様な交流や連携を進め、活力に満ちた「豊かなまちづくり」、二つ目は、子どもたちが未来を生き抜く力を身に着けるための環境を充実し、誰もが生涯にわたって学べる「学びのまちづくり」、三つ目は、支えあい安心して子育てができ、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らせる「健やかなまちづくり」、四つ目は、自然環境や資源、エネルギーを大切にする仕組みを整え、暮らしやすい生活環境が整備された「住みよいまちづくり」、五つ目は、みなさんの生命と財産を守るため、防災体制を整え、地域の治安を守る仕組みを充実し、安全・安心に暮らせる「安心なまちづくり」、そして六つ目は、みなさんの声をしっかりと受けとめ、相互理解と信頼を深めながら計画的に行財政運営を進め、「共に歩むまちづくり」であります。



この六つの想いをしっかりと政策に反映し、まちの魅力を高め、町民の皆様が誇りを持って暮らすことのできる新十津川町を創造するため、全身全霊を注いでまいります。

平成27年度の重点について。

国においては、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会という待ったなしの課題を打開するため、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」と、活性化に取り組む地方自治体を一体的に支援する地方創生関連2法案が可決、成立いたしました。

これに伴い各自治体には、人口の現状と将来の姿を示す「地方人口ビジョン」と、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、5か年の計画を示す「地方版総合戦略」の策定が求められております。

これまでも地方においては、それぞれのまちの個性を活かした中で地域の再生及び振興に努めてまいりましたが、国により地方創生という人的、財政的支援が示されたことから、各自治体では、地域の特性を踏まえた人口ビジョンと総合戦略を策定し、人口減少対策や雇用の創出等に、より一層力を傾注し取り組むことが必要となりました。

総合計画は、まちづくり基本条例に基づき、目指す町の将来像や基本目標、主要施策などを総合的、体系的にまとめた計画であり、総合戦略は、人口減少克服・地方創生を目的としています。

それぞれの目的や政策の内容は、相反するものではないことから、人口ビジョンと総合戦略につきましては、国の支援における事業実施時期の優位性を勘案し、平成27年度から5年間の重点施策として本年中に策定いたします。

地方創生を効果的に推進していくためには、住民、関係団体、民間事業者等の参加と協力が重要ですので、人口ビジョンと総合戦略は、行政の中だけではなく、町民をはじめ、議会、外部有識者等のご意見を伺いながら、その方向性や具体案についてまとめあげて、事業の予算化につなげていくことといたします。

それでは、私の6つの想いととも地方創生関連を含め、次の事業を本年度の重点として取り組んでまいります。

#### (1) 豊かなまちづくり。

本町の基幹産業である農業は、米価の下落とともに農業所得が大幅に減少していることから、農業経営への影響を少しでも軽減するために種籾の購入に対し、費用の一部を助成いたします。

6次産業化やブランド化を一層推進するため、大都市圏から来ていただいた地域おこし協力隊に一定期間、町内に居住していただき、都会在住者の新たな視点で地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等に協力していただきます。また、新規就農に意欲のある地域おこし協力隊についても募集を行うこととしております。

地元消費者の購買意欲を増進し、町外消費流出防止と町内の経済活性化を促進するため、商工会と町内の商店の連携によるプレミアム付商品券の発行に対し支援いたします。

観光、スポーツ、食と健康の幅広い分野で、北海道内に定着した北海道日本ハムファイターズとパートナー協定を結び、多くの町民の皆様と交流していただくとともに、観光の活性化、子供達へのスポーツ指導や食生活の改善に協力していただきます。また、協定締結を記念して、本町のイベントに球団のマスコットキャラクターを招聘し、運営協力していただきます。

## (2) 学びのまちづくり。

教育分野では、小学校において一部の教科の教科担任制の導入や中学校教諭による授業の実施により、小中学校の連携を図りながら義務教育9年間を見通した、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」のバランスのとれた教育を目指します。

学校給食の充実では、主食費相当分の給食費を減額し、保護者の負担を軽減いたします。

これまで町内の文化スポーツ少年団等に対して助成していた年間活動費や大会派遣に係る費用等の助成額の上限を引き上げるとともに、中学校での部活動費及び遠征費について助成措置を講じ、文化スポーツ活動に取り組む子供達に対する支援と保護者の負担軽減など、支援の一層の充実を図ってまいります。

## (3) 健やかなまちづくり。

子育て支援につきましては、中学生以下の保険医療費の無料化に加え、子どもを育てる世帯の経済的負担を軽減するため、妊婦及び中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の無料化を実施し、インフルエンザのまん延や重症化の予防にも努めてまいります。

まちの宝である子供の誕生をお祝いし、健やかに成長されることを願い、本年度から組立て式の子供用椅子を贈呈いたします。素材には、木の温もりが感じられ柔らかな香りがする奈良県十津川村産のヒノキを使用し、お子さんのお名前と生年月日をデザインします。母村十津川村と新十津川町のつながりと同じように、親と子のつながりを大切にしていただければと思います。

## (4) 住みよいまちづくり。

人口減少に少しでも歯止めをかけるため、昨年からは町内で新築住宅及び中古住宅を取得した方に助成金を交付する定住促進対策事業を開始いたしました。平成26年度では19世帯、61人が制度を利用し、町内に住宅を新築、あるいは中古住宅を購入され、定住の促進と人口減少に一定の効果を見ているところであります。空き家住宅の再利用や地域経済の活性化にもつながっていることから、積極的にPR活動を行い、制度の周知を図ることといたします。

町内の特に中心市街地においては公営住宅、民間アパートのいずれも入居希望者が多く満室の状態が続いております。これまでの民間共同賃貸住宅建設助成の上限額を引き上げ、民間事業者が建設しやすい環境を整え、町内の住宅困窮者の解消に努めてまいります。

## (5) 安心なまちづくり。

自助・共助・公助による地域防災力の向上を図るため、3年に1度の総合防災訓練を8月に実施いたします。近年は、ゲリラ豪雨に見られるよう局地的な異常気象が発生していることから、石狩川の水位が避難判断水位に到達すると想定し、スポーツセンターに避難するよう避難勧告を発令、避難時の対応を確認するとともに、避難所体験をしていただくなど、より実践的な防災訓練を実施いたします。

## (6) 共に歩むまちづくり。

ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという、ふるさとへの温かい思いを形にする「ふるさと応援寄附金」は、平成26年度においては602人、約750万円のご寄附をいただきました。

本年度は、住民税所得割額の限度額が1割から2割に引き上げられ、条件によって確定申告が不要になるなどの改正がなされておりますので、寄附をいただいた方への特典のバ

リエーションを広げるなど、町のPRや産業の振興に寄与するよう取り組んでまいります。  
まちづくりの施策。

新十津川町では、本町のまちづくりの憲法とも言える「まちづくり基本条例」に基づき、平成24年度を初年度とする10か年のまちづくり指針「新十津川町第5次総合計画」を策定しております。

総合計画に掲げる「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る いきいき未来」という将来像の実現のため、これまでの歩みを着実に進めることが基本となります。

それでは、平成27年度の各施策の展開について、第5次総合計画の政策別に説明いたします。

#### 1、みんなで作る住みよいまち。

##### 環境の保全。

環境美化の推進では、徳富川ラブリバー推進協議会や河川愛護団体による河川清掃の取り組みや行政区、団体によるクリーンキャンペーン、花の植栽などの活動を支援するとともに、不法投棄が見られる場所にセンサー付赤色回転等を設置し、防止対策を行います。

ごみの排出量は、近年微増傾向であり多額の費用をかけて処理を行っております。

ごみ分別と減量化が、町民一人ひとりの行動につながるよう、粘り強くPR活動を行い、地域の団体に対しても資源ごみの自主的な回収に奨励金を交付するとともに、小型家電や衣類の回収を継続し、ごみの排出抑制や再使用、再生利用を推進してまいります。

農村部における生活雑排水による水質汚濁を防止するため、引き続き合併処理浄化槽の設置費用について助成を行います。

家庭におけるエコ診断事業を継続し、効果的な省エネルギー、省資源活動への取り組みを促進いたします。

##### 生活基盤の整備。

高度経済成長期に集中的に整備された、公営住宅、公園、上下水道施設等の公共施設は、建設後相当の期間を経過していることから、早期点検、補修による保全的管理を行います。

また、人口減少と少子高齢社会における施設の必要性を踏まえ、長寿命化計画に基づく計画的かつ適正な維持管理を実施いたします。

公園につきましては、花月農村公園の樹木剪定を行うほか、青葉公園の遊具の改修を実施し、良好で安全な公園環境を保ち地域住民の憩いの場として整備いたします。

下水道施設につきましては、河川の水質を保全し、良好な水環境の確保を図るため、公共下水道中期ビジョンに基づく計画的な維持管理を実施いたします。

個人住宅における耐震診断や耐震改修工事、省エネルギー改修工事に対し費用を助成する「安心すまいる事業」を継続実施いたします。

##### 交通環境の充実。

道路整備につきましては、錦野団地、南中央団地、ふるさと団地及び北8号線、弥生東1線の舗装補修を行います。また、交通安全施設の修繕及び道路名標識の設置など、適正な維持管理を行い、交通の安全確保と利便性の向上を図ります。

町内に架かる135の橋りょうにつきましては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、長期間安全に使用できるよう計画的に修繕を行い、橋りょうの健全化に努めます。

平成26年度は、みどり町有地に雪捨場を開設したことにより排雪作業の効率化が図られ

ました。冬期の安全な交通と生活環境の確保を図るための除排雪につきましては、効率的できめ細やかな体制を維持するとともに、老朽化したミニロータリを更新し、除排雪業務に備えます。

地域公共交通の乗合タクシー及び乗合ワゴンの運行につきましては、利用者の意見や事業評価を踏まえながら、運行事業者と行政が連携し、日常生活の移動手段として、利用しやすい公共交通サービスを目指してまいります。

## 2、みんなでつくる健やかなまち。

### 児童福祉の充実。

新十津川ポイントカード会との連携により実施しております、得きっずカードの満点上乗せにつきましては、子育て世帯への支援として継続実施いたします。

児童館においては、発達障がいなどの特別支援を必要とする児童に対して、専門的な知識を有する子育てアドバイザーを配置するとともに、児童厚生員の資質の向上を図り、児童の放課後の受け入れ先として、健全な遊びや学習の場となるよう運営体制の充実を図ってまいります。

子育て支援センターでは、子育て中の保護者の仲間づくりの場を提供し、子育てに係る悩みの相談や育児サークル活動の支援を継続いたします。

また、小学校の長期休業期間等に放課後児童クラブの対象児童を小学生全学年とした試行を実施し、子ども子育て支援の新制度に則した検証により、方向性を定めることといたします。

### 障がい者福祉の充実。

第3期新十津川町障がい者基本計画及び第4期新十津川町障がい福祉計画に基づき、障がい者の方が地域の中で心豊かに充実した生活を送ることができるよう、個々のニーズに合ったサービスを提供いたします。また、関係機関との連携により相談体制を充実し、自立や社会参加を支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進いたします。

### 高齢者福祉の充実。

高齢者の学習や趣味の活動、地域活動や仲間との交流は、生きがいや健康増進、医療費の削減にもつながることから、平成27年度からの第6期高齢者保健福祉計画に基づき、ふるさと学園大学では、一般の方でも参加できる土曜講座を充実し、ゆめりあ部会やシニアいきいきクラブなどの部会活動の支援を行うとともに、新たな会員の確保に努めることといたします。

また、引き続き、レクワーカーの養成と資質の向上を図るとともに、レクワーカーの地域老人クラブへの派遣にも積極的に取り組んでまいります。

高齢者の介護予防につきましては、「介護保険サービス」から「市町村事業サービス」へと移行することに国の方針が決定しております。

平成28年度の事業移行に向けて、その体制づくりと準備を行いますが、本年度は、予防一次事業として、楽絡運動教室及び通所型サロン事業を実施し、予防二次事業として元気満点教室の開催など、参加しやすく効果的な介護予防事業により健康寿命の延伸を図ってまいります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、緊急通報システム

を希望する世帯に配置するほか、独居高齢者や障がい者など支援を必要とする対象者の情報を要支援者台帳として整備し、救急医療情報キットを配布することで、見守り生活支援とともに緊急時や災害時に備えてまいります。

高齢者の除雪事業につきましては、これまでの生活道路や住宅窓の除雪に加え、一定の基準の下、置き雪や屋根雪等の除排雪に助成制度を構築し、高齢者の不安解消に努めてまいります。

#### 健康づくりの推進。

疾病の早期発見や重症化の予防、生活習慣の改善や健康維持のためには、若い世代から健康管理を意識し、継続的な健康診断の受診の必要性を知っていただくことが重要なことから、20歳からの健康診査の自己負担額を無料として実施いたします。また、40歳から74歳までの国保加入者の特定健康診査及び75歳以上の後期高齢者健康診査につきましては、自己負担額の無料化を継続実施いたします。

がんの早期発見、早期治療に資するため、胃がん、大腸がん、乳がんなどのがん検診と肝炎検診、骨粗鬆症検診について、平成27年度から1回の自己負担額をワンコインの500円として、検診率の向上を図ります。

高齢者の肺炎による重症化を防ぐため、65歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種費用を全額助成いたします。

また、インフルエンザの予防のため、高齢者を対象に、ワクチン接種費用の助成を継続いたします。

育児不安の解消と親と子供の心身の健康維持及び増進を図るため、妊婦健康診査・相談事業及び乳幼児健康診査・相談事業を実施するほか、保険適用がされず1回の治療費が高額である特定不妊治療の助成を継続いたします。

町民の健康づくりでは、地域に根ざした活動により食生活改善の意識向上に貢献し、一昨年、北海道知事賞を受賞された新十津川町食生活改善推進員協議会が20周年を迎えることから、記念誌や食生活改善レシピ集の発行、講演会などの記念事業を支援するとともに、今後もバランスのとれた食生活の啓蒙普及と生活習慣病の予防など、活動の充実を図ってまいります。

また、積極的に体を動かす習慣づくりのため、6月から10月までをウォーキング推進期間として奨励するとともに、健康増進に関する情報を提供するなど、啓発活動を積極的に取り組んでまいります。

#### 医療環境の充実。

障がい者やひとり親家庭、未熟児として生まれたお子さんの1歳になるまでの医療費について、引き続き自己負担分の医療費助成を行い、負担の軽減を図ってまいります。

### 3、みんなで作る豊かなまち。

#### 農業の振興。

まちの活性化のためには、まず基幹産業である農業が元気にならなければなりません。農業の元気が商工業の元気に繋がり、ひいては町民の元気につながるものと考えております。

農業者の育成では、担い手不足を解消するため、ピンネ農業公社を中心に農業後継者や新規就農者の受け入れ体制の整備、拡充を図るとともに、無人ヘリコプターの免許取得経

費の助成を行い、オペレーターを養成し、防除作業の省力化及び効率化を図り、地域農業の担い手を支援いたします。

また、農業委員会、ピンネ農業公社と町が情報を共有し、農地の利用集積による農業規模拡大、優良農地の確保と効率的利用を図ってまいります。

現在進められている農業基盤整備事業につきましては、早期完了に向け、関係機関に積極的な働きかけを行うことといたします。

農業所得の向上を図るため、安全で安心な農産物を町内外に積極的にPRし、付加価値の向上や販路拡大などを推進する個人、団体に対し、農産物ブランド化推進協議会と連携して支援いたします。

近年増え続けている有害鳥獣による農業被害への対策のため、有害鳥獣駆除の委託業務を継続するとともに、農業者の自主的な有害鳥獣駆除の取り組みに対して支援いたします。

林業の振興。

町有林・民有林の保護育成では、町有林保育管理事業として里見及び幌加町有林の補植及び下刈、創造の森の下刈等を実施し、森林の適正な管理に努めてまいります。

また、森林資源の循環利用や公益的機能の高い森づくりを進め、伐採後の確実な植林や無立木地への造林を支援するため、未来につなぐ森づくり推進事業を有効に活用してまいります。

林道の整備では、林道5路線の草刈、路面整正、横断側溝の清掃等、適正な維持管理を実施いたします。

商工業の振興。

企業振興促進条例の活用により、町内への企業立地や設備投資に対する助成を行い、企業誘致を促進いたします。

中小企業等の経営支援では、商店街の環境整備や近代化への取り組みに対する中小企業等近代化促進事業及び中小企業事業資金保障融資事業を継続し、経営基盤の強化に努めてまいります。

商工会が実施するスタンプラリー抽選会、商店街の環境整備、商工会のギャラリー活用などの取り組みを支援し、町内の消費拡大を図ってまいります。

観光の振興。

観光施設の拠点であるふるさと公園につきましては、キャンプ村、文化伝習館、サンヒルズ・サライ、ヴィラトップ等の施設の修繕や備品を更新するほか、町が所有する温泉井の揚水ポンプの交換経費及び加温経費をグリーンパークに助成し、適正な維持管理を行い、観光客に対するサービスの向上に努めてまいります。

観光協会やふるさとまつり実行委員会等との連携により、まちの特色を最大限活かした手作りのイベントを年間通して実施し、観光客を誘致するとともに活気溢れるまちづくりを推進いたします。

観光協会で「とつかわこめぞー」のキャラクター着ぐるみを制作する費用を助成し、イベント等に活用することで、まちの観光情報の発信とイメージアップを図ってまいります。また、町の歴史を知っていただくため、本町出身の絵本作家、井上正治さんの作品「ふるさと」を映像化したDVDを作成し、本町の歴史を後世に残してまいります。

都市と農村の交流促進では、農村の資源や魅力を知っていただくため、農業体験等の促

進を図ります。また、本町には、貴重な財産である美しい自然がありますが、まだ、知られていない観光資源が眠っていると考えられます。外国人の大学留学生を招き、外国人からの視点で調査を行い、地元の住民では気付くことのできない自然や風景、歴史や文化、体験活動、産業など、新たな資源を発掘し、魅力あるまちづくりにつなげることといたします。

雇用の創出。

近年、農村地域の活力の低下が懸念されており、潜在的な雇用が期待できる農業について、各地域で雇用の創出を図る取組みがなされております。

将来の農業労働力を確保するために、若者や団塊の世代をはじめとする中高年など多様な人材に農業の魅力を伝え、非農家出身者であっても意欲と能力のある人材に農業を職業として選択してもらえるよう、ピンネ農業公社が中心となり、情報提供、相談、体験、研修等、きめ細かい支援を行ってまいります。

また、商品開発など、地域経済に新たな付加価値を生み出す地域産業の活性化等に取り組む、将来に向けて安定的な雇用の確保、拡大に取り組んでまいります。

特に付加価値の高い新たなサービス、製品を創出するためには、多様な価値観を取り込むことが重要と考え、女性が活躍できる場をつくるとともに、その地域に魅力を感じる取組を進めてまいります。

4、みんなでつくる安心なまち。

消防・救急体制の充実。

昨年4月から、滝川市、雨竜町、新十津川町で構成する滝川地区広域消防事務組合に赤平市と芦別市が新たに加入し、広域化による消防力の向上と行財政上のスケールメリットを活かした消防体制が構築されました。

本町においては、消火栓の移設、更新、指揮車の更新及び救急救命士の救命活動を向上するための機材、器具を整備するなど、消防・救急体制の充実を図ってまいります。

防火活動につきましては、婦人防火クラブや少年消防クラブの活動の充実、地域での消火訓練の実施等、幅広く啓蒙活動を進めるとともに、住宅用の火災警報器の普及率を上げるため、町民への啓蒙を図ってまいります。

防災体制の充実。

大雨による石狩川の水位上昇により、堤防内にある河川の水が石狩川に流れなくなったときに、大型排水ポンプで強制的に排水する施設が町内に7か所あり、いつでも迅速な活動ができるよう水防団を組織し水防訓練を行ってまいります。

地域においては、設立された自主防災組織や行政区に対し、名簿を活用した安否確認訓練や避難訓練の実施を奨励、支援するとともに、自主防災組織が設置されていない行政区に対し設立の支援を行ってまいります。

また、地域の防災力を更に高めるため、町内の防災マスター連絡会議との連携により、防災体制の充実を図ることといたします。

家庭においても災害への備えとして、非常食や水などの物資の備蓄の必要性について啓蒙を図ってまいります。

災害発生時において避難所の非常電源を速やかに確保するため、建て替えを行う橋本区、みどり区の行政区自治会館に、発電機を接続するための外部コンセント設備を設置いたし

ます。

生活安全体制の充実。

国道沿いの街路灯LED化により、明るい街並みによる防犯と環境負荷の軽減が図られておりますので、引き続き、施設の適正な維持管理を行います。

本町においても、オレオレ詐欺の電話があったり、未払い料金などの架空請求が届いておりますので、高齢者の方等が詐欺被害に遭わないよう、関係機関や団体と連携し、被害の未然防止に努めてまいります。

本年5月末で、町内の交通事故死ゼロが連続1100日を超えました。今後も安全・安心推進協会及び交通安全指導員との連携により、交通安全意識の啓発に努めるとともに、減速路面標示などの交差点安全施設を整備し、交通事故の防止に努めてまいります。

5、みんなで作る学びのまち。

本年4月から教育委員会制度が大きく変わりました。私が主宰となり総合教育会議を設置し、教育委員会と意思疎通を図り、町教育振興に関する施策の大綱を策定し、その目標に向かって、教育の充実を図ってまいります。

なお、教育行政につきましては、教育長の教育行政執行方針により詳細の説明がございますので、私からは概要について申し述べます。

学校教育の充実。

平成23年度から小中学校で行っている特色ある学校づくりを目的とした、生きる力を育む学校づくり事業を継続いたします。

小学校における教科担任講師及び学習支援サポーターの配置、中学校における教育充実指導講師及び学力向上推進講師などの配置により、児童生徒の学習を支援する体制を整え、学力の向上を目指してまいります。

新十津川農業高等学校につきましては、昨年度、特色を生かしたカリキュラムや教育活動が認められ、北海道の教育実践表彰を受けました。入試倍率も1倍を超えるなど、地域に根ざした選ばれる高校として定着しておりますので、引き続き支援を行ってまいります。

社会教育の充実。

町民一人ひとりが生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、年齢や学習ニーズに合った社会教育活動を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会の連携と協力を努めてまいります。

スポーツ活動の促進では、小学生には多様な運動の経験、中学生には専門スポーツの技術向上、成人以上はスポーツ離れの解消をねらいとして、競技スポーツ、ニュースポーツ、フィットネスなどの分野から専門の指導者を招いて教室を開催するほか、地域で身近にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの設立など、町民誰もがスポーツ活動に取り組みやすい環境づくりを目指してまいります。

読書活動の推進では、図書館が開館20周年の節目を迎えることから、記念事業を開催するなど、これからも親しまれる図書館として、本に親しむための環境整備を図ってまいります。

6、みんなとともに歩むまち。

住民参加の促進。

まちづくり懇談会、各種団体等の会合、町民アンケート等を通じて、広く町民の意見を



把握し、町広報、ホームページ、町内回覧等を通じて各事業をしっかりとPRするとともに、まちづくりの方策について議会や総合行政審議会等のご意見を伺いながら、住民参加のまちづくりを推進いたします。

本年度は、行政区自治会館の耐震化計画に基づき、橋本区自治会館とみどり区自治会館の建替え工事を実施いたしますので、地域住民の活動拠点として地域の皆様になお一層ご活用いただきたいと存じます。

また、行政区が住み良い地域づくりのため主体的に実施する提案事業や、行政区と町が役割と責任を分担しながら行う協働事業に対し助成を行うとともに、地域サポーター職員制度を継続し、協働のまちづくりを推し進めてまいります。

行政の効率的な運営。

行政事務の効率化では、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号通知が確実に皆様の手元に届くよう必要な作業を進めます。また、各種行政手続きの効率化、簡素化と、さらなる町民サービスの向上が図られるよう、税や社会保障関係情報の連携に向けて、システム改修などの準備を進めてまいります。

公共施設の適正配置のため、将来のまちづくりを見据えた公共施設のあり方を定めるとともに、効率的かつ効果的な施設運営を行うため、公共施設等総合管理計画を策定いたします。

町税をはじめとする自主財源の確保、受益者負担の適正化を進めるに当たっては、町民の皆様にご理解をいただくため、常に事務事業の見直しを行い、低コストで効率的な行政を推進いたします。また、将来的には、医療、介護費用が増嵩傾向にあり、人口減少に起因し交付税の伸びも期待できないことから、町理事者の給与に関する特別措置条例を提案させていただき、給与削減を実施するとともに、財政状況の推移を常に注視し引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

むすびに。

以上、平成27年度の町政に臨む私の所信を述べさせていただきました。

本町には、美しい自然があり、先人が北海道の厳しい自然条件を克服し艱難辛苦の末に切り拓いた豊かな大地、そして延々と受け継がれてきた歴史と文化があります。

現在、本町は、長期的な視点に立った堅実、かつ、確実な町政運営を進め、健全な財政が保たれております。

これは、まちづくりに対する町民の皆様一人ひとりの格別なご理解とご協力があつてこそ成し得ているものであります。

平成27年度は、地方創生元年であります。私は「輝く未来へ今スタート」をスローガンとして町長に就任させていただきました。

これまでの堅実、かつ、確実な町政運営を継承しつつも、まちの魅力や価値を今一度掘り起し、光を当て、輝かせることを目標にスタートを切りたいと考えております。

町民の幸せとまちの発展のために粉骨砕身、全力を尽くす所存でありますので、町議会の皆様をはじめ、町民の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

ここで14時5分まで休憩いたします。

(午後1時51分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとき、休憩前に戻り会議を再開いたします。

(午後2時05分)

---

◎教育行政執行方針

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 議長のご指示をいただきましたので、平成27年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

平成27年第2回町議会定例会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様に、教育行政に対する私の所信と主要施策の一端を申し上げます。

本年5月、議員各位の温かいご賛同をいただき、不肖、私が本町の教育行政を担当することになりました。

昭和23年以来、67年間続いた教育委員会制度が大きな転換期を迎えた今、新たな制度による教育長として歩みを進めさせていただくことは、身に余る光栄であり、心より感謝とお礼を申し上げるとともに、その職責の重大さを痛感しているところであります。

本年、本町は、類稀な歴史がスタートしてから125年という節目を迎えます。

偉大な先人達は、移住後、全員で誓い合った移民誓約書において「学校を興し、教育を盛んにし、児童を就学せしむることを怠らざるべし」と誓い合いました。子弟教育に心血を注ぐというこの精神は、文武両道の精神として、本町の教育の根幹となっており、今もなお受け継がれております。

この節目の年にあつてこそ、今を生きる私たちは、今一度、これまでの先人達の偉業を見つめ返し、学校や地域、家庭、関係機関が一丸となって、思いも新たに本町の教育の更なる充実を推し進めていかなければなりません。

新たな教育委員会制度においては、町と教育委員会で構成する総合教育会議において、教育のための諸条件や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行うこととされましたので、これまで以上に、町と教育委員会が教育施策の方向性を共有、認識し、連携を図りながら教育環境の整備に努めてまいり所存であります。

それでは、私の所掌する教育分野に関する主要な施策について新十津川町第5次総合計画、そして、本年度の総合教育会議の場において策定いただいた新十津川町教育の振興に関する施策の大綱に沿って、学校教育と社会教育の2つの分野に分けて、私の考え方を申し上げます。

学校教育。

今日の学校教育には、子供達が社会や経済の変化に柔軟に対応し、夢と希望を持ち、自らの力で、明るい未来を切り拓くための生き抜く力を身につけさせることが求められており、そのためには、確かな学力、豊かな心、そして、健やかでたくましい心身の育成が何

より大切な命題となっております。

とりわけ、確かな学力を身につけることが喫緊の課題となっていることから、小中1校体制の強みを最大限に生かした学校経営を支援し、義務教育の9年間を本町のたくましく生きる教育の期間として捉えた教育活動の推進に努めてまいります。

#### 1、確かな学力の育成。

確かな学力の定着を図るためには、基礎的な知識や技術を習得し、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等や自ら進んで学習に取り組む態度の醸成が肝要であります。

学校においては、複数の教諭により授業を行うチームティーチング指導や習熟度別の授業を進めるとともに、昨年度から小、中学校に配置した学習支援サポーター、学力向上推進講師の継続的な活用により、児童生徒が学ぶ喜びをより多く感じられるきめ細やかな学習支援を進めてまいります。

また、現在の中学校の学級数では、教職員の配置基準によって全教科を担当するだけの教職員が配置されず、免許外教科担任により授業を進めなければならないことから、教科担任制を継続し、学習環境の向上を図ってまいります。

#### 2、特別支援教育の充実。

特別支援教育につきましては、新十津川町特別支援教育連携協議会を中心に一人ひとりのニーズに応じた適切な支援に努めるとともに、引き続き支援員を小学校、中学校に配置し、児童生徒の教育支援に努めます。

また、文部科学省の委託事業であるインクルーシブ教育システム構築モデル事業は、最終年を迎えることから、引き続き実践事例の蓄積を進めていくとともに、事例をもとに校内体制の整備や実践研究に取り組んでまいります。

#### 3、豊かな心の育成。

児童生徒に、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など規範意識等を身につけるために、道徳教育がとても大切な役割を持っていることから、その充実に努めてまいります。

全校での特設道徳の時間、芸術鑑賞の機会を設け、美しいものに感動する心や未来に夢をもつ豊かな心を育ててまいります。

#### 4、いじめ対策。

社会問題となっているいじめの問題については、昨年度策定した新十津川町子どものいじめ防止基本方針に基づき、各関係機関が各々の役割と責任をしっかりと認識し、いじめが起きない環境づくり、いじめを許さないという意識の醸成を図るとともに、児童生徒のアンケートなどにより、問題の早期発見、早期対応に努めます。

本年度から雨竜町との共同事業により設置することとした新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会を有効的に活用して、いじめが起きない環境を整え、万が一いじめの事態が発生した場合、万全の態勢をもってその対処に当たってまいります。

#### 5、キャリア教育の推進。

児童生徒の勤労観や社会性を養い、未来の職業や生き方について主体的に考える力を身につけることができるよう総合学習の時間や特別活動などの機会を用いて、キャリア教育の推進に努めます。

中学校においては、専門学校訪問や地域企業の方々の協力を得ての職業体験など、実社

会での体験を通じて、社会的スキルを身につける指導を進めてまいります。

#### 6、健やかでたくましい心身の育成。

子供達の健康や体力は、生きる力の根底となるものです。

平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、本町の小学生は、筋パワー、筋持久力が、中学生においては、全身持久力が全国平均より大きく下回っており、その対策が急がれるところであります。

スキーやプール学習への支援に取り組むほか、学校独自での体力づくり活動や部活動などの奨励によって、体力の向上に努めてまいります。部活動については、活動に伴う保護者の負担が大きいことから、PTA会費のうち部活動の保護者負担分の全額について、町で負担するとともに、大会や練習試合に必要な遠征費についてもその一部について助成することとして、より活動しやすい環境を整えます。

#### 7、スクールバスの運行。

昭和45年の中学校、平成21年の小学校統合に伴って、通学距離がやや長くなった児童生徒には、負担をかける実状となっておりますが、通学をより安全に、負担の少ないものとするためにスクールバスの運行を継続してまいります。

本年度は、老朽化したスクールバスを更新し、快適な通学環境を整えます。更新に当たっては、児童生徒数の将来像を十分に見極め、適正な規模の車両への更新を行います。

#### 8、農業高校の支援。

新十津川農業高校は、農産加工品の製造、販売や、小学生を対象とした食育や農業に関する体験学習の支援、さらには、町内外の公共施設や道路への花の植栽など、個性あふれる教育活動の推進に努めており、昨年度、これらの実績が高い評価を受け、北海道教育委員会から教育実践表彰を受賞いたしました。

また、本年3月の公立高校入試出願において、応募倍率が定員を大きく上回る1.2倍となったことは、このような学校をはじめ生徒や保護者の皆さんの努力によって、新十津川農業高校の教育活動が広く理解され、中学校卒業生の進路選択に結びついたものであり、本町の教育に携わる者として誠に喜ばしい出来事でありました。

今後も、新十津川農業高等学校教育振興会を通して、校風を生かした特色ある教育活動や魅力あふれる高校づくりを支援してまいります。

#### 9、食育の推進、安全安心で美味しい給食。

学校給食においては、食育の推進を基礎とし、米をはじめ、生鮮野菜や加工製品などの地元産食材の使用割合を高めるなど、安全安心で美味しい給食の提供に努めてまいります。

本年度から、雨竜町との給食共同事務が始まりましたので、雨竜産の米や農産物も適宜使用し、地元食材への理解を深めてまいります。

給食費については、平成9年の改定以来、物価上昇に対する様々な対応を行いながら18年間据え置いてまいりましたが、創意工夫の限界となりましたので、保護者の皆様のご理解をいただき、本年4月から給食費の改定を実施いたしました。

改定により、これまで提供することのできなかつた食材やメニューの提供が可能となりましたので、より一層、子供達に好まれる給食の提供に努めてまいります。

一方において、お子様を育てる条件には、まだまだ厳しいものがあることから、子育て支援方策の一環として、小中学生の給食について一部減免措置を行い、子育て環境の充実

を図ってまいります。

### 社会教育。

近年の様々な分野での社会環境の変化や価値観の多様化に伴って、従来にも増して、町民一人ひとりが生涯にわたって自由に学べる環境づくりや、個々の学習ニーズに対応した支援が求められています。

町民の皆さんが元気で充実した生活を送ることができるよう、第6期新十津川町社会教育実施計画に基づき、乳幼児から高齢者までが、それぞれの年代、それぞれの目的に応じた多様な学習に取り組むための支援体制整備に努めてまいります。

また、人口の減少や高齢化が進む中、それぞれの社会教育団体の運営が一層難しくなってきました。言うまでもなく、社会の活力源は人であり、これこそが地域社会を牽引する最大の資源と言えることから、社会教育主事を中心とした各種団体の支援と人材の育成、確保に努めます。

#### 1、青少年健全育成の充実。

明日の本町を担う青少年が心身ともにたくましく育つよう、青少年健全育成町民会議をはじめとする関係機関との連携を図り、地域における子供の見守り体制を整えるなど青少年の健全育成に努めます。

子ども会活動については、子供の数の減少や学校以外における子供の活動の多様化等も進んでいることから、時代の流れに沿った活動となるよう指導や助言を行ってまいります。

子供達の健やかな心身は、早寝・早起き・朝ごはんという言葉に代表されるように、日々の規則正しい生活によって育まれることから、教員や教育関係者で組織する生活習慣定着推進委員会が中心となって、通学合宿事業をはじめとする取組みを継続して進めてまいります。

#### 2、読書活動の推進。

読書は、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、創造力を豊かにするなど、人生をより深く、生きる力を身につけるために欠かせないものです。

町民の活字離れや読書離れの傾向も散見されることから、読書活動の根幹の施設とも言える図書館において、利用者の多様なニーズに適応した図書資料の充実を図るとともに、町民や利用者の皆さんの作品展示などによって親しみのある図書館づくりを進め、その利用促進を図ってまいります。

とりわけ、子供の読書活動の推進につきましては、昨年度策定した新十津川町子どもの読書活動推進計画第2期に基づいて、全ての子供達が、いつでも、どこでも楽しい本の世界に思いを馳せることができるよう、家庭や学校、図書館での読書推進活動に取り組んでまいります。

本町の図書館は、本年度で開館20年の節目を迎えることとなりました。この機会に、より一層、図書館や本に興味を抱いてもらえるよう、直木賞受賞作家を招いての講演会開催など、町民の皆さんの心に残る記念事業を開催いたします。

#### 3、文化活動の推進。

芸術や文化は、私たちに潤いや安らぎ、そして活力を与えてくれます。

町民の方々には、文化祭や音楽祭などの場において、創造性に富み、高い表現力をもって、日ごろの活動の成果を発表していただいておりますが、より多くの方に参加していた

だけよう工夫を凝らすとともに、誰もが気軽に文化活動に触れることの出来る機会を設け、その自発的な活動を促してまいります。

また、子供太鼓会鼓狸の演奏活動で皮が傷んだ和太鼓の修理費用の助成をいたします。

芸術鑑賞事業につきましては、本年度、音楽協会が創立30周年を迎えることから、多くの方が質の高い魅力あるステージを鑑賞していただけるようアーティストの招聘を支援してまいります。

さらに、小さな子供達に夢と希望を与える鑑賞事業も実施する予定としておりますので、多くの親子に楽しんでいただきたいと思いますと考えています。

昨年は、先人の築いてきた歴史や文化、生活様相を後世に伝えるために重要な役割を担う開拓記念館を、耐震化工事に合わせて一部改修いたしました。本年度、この改修を記念して125年の本町の歴史を今一度振り返るべく、本町出身の井上正治さんが本町開基100年に描いた「ふるさと」の挿絵の原画を展示し、母村とのつながりを中心とした特別展示を現在催しております。

また、本町の重要無形文化財である獅子神楽保存会、十津川武蔵地区から引き継がれた大踊りを伝承するおどり保存会の活動を引き続き支援してまいります。

#### 4、スポーツ活動の促進。

スポーツ活動には、身体健康維持、体力増進、運動能力向上といった効果のみならず、爽快感や達成感、他者との連帯感を味わえるなど、心身両面にわたる大きな効果があると言われています。

さらに、町民が交流を深めていくきっかけともなり、町民相互の新たな連携や自分の住む地域に対する誇りと愛着が生まれ、地域の一体感や活力の醸成につながっていくものもあります。

このように高い効果をもつスポーツ活動ですが、スポーツに親しむ町民の割合は、決して高いものとは言えないことから、誰もが年齢や体力に応じて気軽にスポーツに接し、楽しむことができるよう、昨年度、実証事業として取り組んだ生涯スポーツ推進事業をさらに推し進め、総合型地域スポーツクラブの設立を視野に入れたスポーツクラブ設立準備委員会を立ち上げ、本町における生涯スポーツの定着に取り組んでまいります。

北海道初のプロ野球球団として、北海道日本ハムファイターズが誕生して、12年目のシーズンを迎えました。道民球団として、しっかりと北海道に根付き、我々道民に毎年夢と希望を与えてくれていますが、町が締結を予定している北海道日本ハムファイターズとの連携協定により、スポーツ教室などの開催を計画してまいります。

生涯スポーツを推進していくためには、その拠点となる活動の場所や施設が使い勝手の良いものでなければなりません。本町の体育施設の多くを管理している体育協会との連携を深め、スポーツセンターや温水プールなどの施設整備を進めてまいります。

また、冬の唯一の野外スポーツ施設であるスキー場のゲレンデ改修や圧雪車の整備など、利用者の利便性や一層の安全を確保する観点から、必要な対応を行ってまいります。

文化・スポーツ少年団活動は、子供達が将来を生き抜く力を育む上でとても大切なものですが、活動に係る保護者の負担が大きいことから、活動資金、大会参加費助成のあり方など、これまでの少年団活動に係る支援方策を大きく見直し、保護者負担の軽減を図ります。

おわりに。

以上、平成27年度の教育行政執行に臨む主要な方針を述べさせていただきました。

我が町は、125年の歳月の中で幾多の苦難に遭いながらも、たくましい開拓精神と団結の力でそれを乗り越えてまいりました。

この由緒ある歴史に学び、今後どんな困難な場面にあっても、未来を担う子供達に、社会をたくましく生き抜く力を身につけさせることが私たち大人の責務であります。教育関係者並びに関係機関の皆様とさらに連携を図り、歴史は人をつくり、人は町をつくるという思いで、現状に甘んじることなく教育の充実に努めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、平成27年度教育行政執行方針といたします。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで14時45分まで休憩といたします。

（午後 2 時34分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に戻り会議を再開いたします。

（午後 2 時45分）

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

内容につきましては、産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 後木満男君登壇〕

○産業振興課長（後木満男君） それでは報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況について、平成26年度第Ⅲ期の報告書に基づいて報告を申し上げます。

初めに、理事及び評議員に交代がございましたので、報告させていただきます。まず、理事ですが、前町長の植田満氏の辞任により、新町長の熊田義信氏が再選され、評議員は、前副町長の佐川純氏が辞任され、産業振興課長の私が、選任されておりますので、ご報告いたします。

続いて、事業報告でございますが、報告書の1ページから説明いたします。

事業の概要としまして、平成26年度第3期には、新たに制度化された、農地中間管理事業について、公社が一部事務委託を受けたことから、延べ6日間、町内12会場において、事業説明会を開催しております。また、新規就農者の勧誘、発掘及び農地の流動化において、従前に引き続き推進を行っております。昨年、第3四半期以降には、米価の下落、更には品質の低下もあり、今後の農業経営に見切りをつけ、農地の売買及び賃貸により離農を希望する農業者が多く、平成27年3月末現在、売買で38件、認定面積で88.0ヘクタール、賃貸借では56件、認定面積で214.09ヘクタール、合計302ヘクタール余りの農地が移動の対象となっております。

それでは、事業ごとに取り組みの内容についてご報告申し上げます。

まず、1点目の農地利用集積円滑化事業でございます。出し手10名、認定面積約16ヘクタールの農地権利移動があり、受け手は11名となっております。

2点目は、農地中間管理事業関連でございます。農地中間管理機構の公益財団法人北海道農業公社から農地中間管理事業を受託し事業を推進しております。農業者に本事業の周知を図るための説明会には、農業者の3分の2を超える259名の参加があり、このうち227名が農地の借受け希望申請書を提出いたしました。本事業では、出し手14名、貸付認定面積55.8ヘクタールが対象となり、受け手は18名となっております。

2ページ目に入ります。

3点目は、多様な担い手の育成支援事業関連でございます。農業後継者育成事業として、8月18日、ゆめりあにおいてGPSを活用した先進農業についての研修を実施し、26名が参加しております。

11月1日には、札幌市において開催された「新・農業人フェア」にブースを出展し、6件の相談を受けております。新規就農相談につきましては、北海道農業担い手育成センター及びJAピンネと連携をとり進めておりますが、数件の相談のうち、サラリーマンからの就農希望者が2名おり、1名は農業経営者の娘婿として既に農地を賃借済みで、27年度からは新規就農者として露地野菜により経営を開始し、将来は花きにも取り組む予定であります。また、もう1名は、JAピンネの実験農場で実施研修に就くこととしております。

経営者が将来の離農に備え、農地、施設等を新規就農者に譲渡する経営継承事業では、新たに1名を登録し3名となっております。

農業生産法人化は、当年度の法人化はありませんでしたが、昨年1月に農業後継者4名により法人化したアグロスは、従事分配金を計上しており、地域農業の担い手として農地の流動化にも積極的に貢献しております。

4点目、農地利用調整支援事業では、関係者と協議しながら地域の農地集積計画案づくりを支援しております。

5点目、不足農業労働力支援事業及び農作業受委託支援事業でございます。不足する労働力への対応は、JAピンネが主体的に行っており、農業公社は、要請の都度対応をしております。労働力不足は、ほとんどが春作業の播種、田植に集中し、JAの実績では人材派遣会社5社から延べ791人を受け入れ仲介しており、利用農家数は85戸となっております。

また6点目、その他事業といたしまして、事業視察の受入れ、他団体の事業調査への協力、農業委員に対する農地中間管理事業説明会等を実施しております。

4ページ目につきましては、農地利用の賃貸取扱いの実績でございますので、お目通し



をお願いいたします。

5ページ目から7ページ目につきましては、月別の事業計画を記載してございますので、これもご参照いただきたく思います。

以上、事業についての報告とさせていただきます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。これは決算状況の貸借対照表でございます。

当年度、資産合計で504万1,662円、負債の合計で2,120円、正味財産合計は503万9,542円であり、負債及び正味財産合計は504万1,662円となっております。

9ページ及び10ページは、正味財産の増減計算書となっております。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。これが26年度の損益計算書になります。11ページは、収入の部が記載してございます。決算のみの報告とさせていただきますが、基本財産運用で、決算793円、事業収入はございません。負担金で781万3千円。内訳については、摘要欄に記載をしてございます。補助金はございません。諸収入は908円、農地中間管理事業については、事務受託手数料を収入として受けましたので、24万7,058年円の決算額となっております。繰越金が6万3,016円で収入の合計は812万4,775円となっております。

12ページから15ページまでが支出の部となります。支出につきましては、決算額及び主な内容のみの説明とさせていただきます。

12ページの01事業支出でございますが、決算額が104万2,565円となっております。内訳といたしましては、農地利用集積円滑化事業関連で2万72円の決算額となっております。主な執行残の理由といたしましては、当初予算計上していた農業公社が中間保有し、賃借料を支払う事業の実績がなかったことによることとございます。

02多様な担い手の育成支援事業では、決算額が10万4,782円となっております。主な執行残の理由は、負担金の助成金について、本年度は農家受入謝礼、家賃助成、法人設立助成の実績がなかったことによるものであります。

03農用地利用調整支援事業では、決算額は9,569円となっております。主な執行残の理由につきましては、当初、地図ソフト対応プリンタの購入を予定しておりましたが、花月営農センターからのサーバーから、容量の大きなデータを取り込む必要がありますので、回線容量が不足するという事となり、プリンタの購入を延期したものでございます。なお、この対応につきましては、現在、ピンネ農業協同組合と協議中でございます。

13ページに入ります。

04農業労働力支援事業についてはございません。

05農作業受委託支援事業で44万764円。

06その他基本方針を達成する事業ということで、広告宣伝費に22万320円を支出しております。

07農地中間管理事業では、収入の部で説明をいたしました農地中間管理事業の事務委託手数料の収入と同額の24万7,058円を支出しております。

14ページ及び15ページにつきましては、管理費でございます。人件費、旅費、業務費、負担金、施設費、諸税負担金及び雑費にそれぞれ支出をしております。若干、執行残がございしますが、先ほど07の農地中間管理事業から支出した複合機の使用料、事務所賃借料、

リース車両の燃料代により決算額が減少し、執行残が出ております。

支出の部合計では808万5,233円となり、次年度への繰越が3万9,542円という決算の状況でございます。

16ページには、幹事の監査報告書が添付されており、適正に処理されているという報告があったところでございます。

以上、平成26年度の一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、白石昇君。

○5番（白石 昇君） 1点だけ質問させていただきます。2ページの3の多様な担い手の育成支援事業関連というところで、農業後継者育成事業としてGPSを活用した先進農業の理解を深めるために講師を招いて研修を行ったとありますけれども、将来的にこういうGPSを導入するという、そういう考え方があるのか無いのか。

それともう一つ、あればどれくらいの費用がかかるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） お答え申し上げます。まず、GPSを活用した先進農業ということでございますが、これにつきましては、やはり費用がかかるものでございますし、大規模な十勝の方面での畑作地では、こういう物についても使い道があるのかなというふうに思います。ただ、近年は稲作においても、田んぼの面積が大きくなっておりますので、この辺の導入によって採算がどの程度とれるのかと、この辺も加味しながら導入を考えていかなければならないというふうに考えております。

それで、GPSの費用なのですが、ちょっと手元に資料がございませんので、調べましてお知らせ、報告させていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第33号、新十津川町長等の給料に関する特別措置条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第33号、新十津川町長等の給料に関する特別措置条例の制定について。

新十津川町長等の給料に関する特別措置条例を次のように定める。

提案理由といたしましては、行財政改革の推進に伴い、新十津川町長の任期中における町長、副町長及び教育長の給料について改定するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしく議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第33号、新十津川町長等の給料に関する特別措置条例の内容についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例、いわゆる本則条例で定めております町長、副町長及び教育長の給料月額について、引下げを行う内容の特別措置条例であり、第2条において、その額を町長70万5千円、副町長61万2千円、教育長55万6千円としたいとするものであります。

本則との比較では、町長が7万9千円の減額で、10.08パーセントの削減、副町長が1万9千円の減額で、3.01パーセントの削減、教育長が1万2千円の減額で、2.11パーセントの削減となります。

年間の影響額につきましては、町長126万7,950円、副町長が30万4,950円、教育長が19万2,600円の見込みでございます。

附則ですが、この条例は、平成27年7月1日から施行し、町長の任期であります平成31年4月30日をもって効力を失うこととしたいとするものであります。

本町の財政状況につきましては、平成17年度からの第1期集中改革プラン、平成22年度からの第2期新集中改革プランにより、住民の皆さんと行政が共に努力を積み重ねた結果、現段階において、比較的健全な状況にあるといえますが、これまで積み重ねた行財政改革の成果を、今後も維持していく必要があること、また、本町の歳入の大きな割合を占める地方交付税が、人口減少などの要因によって、今後、その交付額が少なくなる懸念もあることなどから、理事者自らが行政運営を行うに当たっての責任者の姿勢として、改定をしたいとするものであります。

以上で、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

裏面をお開き願いたいというふうに思います。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険世帯の被保険者の軽減措置の見直しに伴う所要の改正を行うと共に、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑 晃君登壇〕

○住民課長（中畑 晃君） ただいま上程いただきました議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

主な改正内容といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う改正といたしまして、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しを行うほか、国民健康保険制度の適正な維持運営のため、税率等を見直す内容となっておりまして、国民健康保険税審議会での審議を経て、今回、改正をいたすものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、ご覧願います。

まず、第2条ですが、第2条は、各課税額の限度額を改正することを定めております。第2項は基礎課税額の限度額を現行の51万円から52万円に、第3項は後期高齢者支援金等分の課税限度額を16万円から17万円に、第4項は介護納付金分の課税限度額を14万円から16万円に、それぞれ改正するものでございます。いずれも、法改正に伴って改正された地方税法施行令で規定する限度額に基づき、改正を行うものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

第3条から第9条の3までは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定方法について、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の4区分にて規定してございます。

それではまず第3条から説明させていただきますが、まず第3条から第5条の2までは、基礎課税額について規定してございまして、第3条第1項は所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を100分の7.8から100分の10に改めることとしております。

第4条は、資産割額につきまして、当該年度分の資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分に乗ずる割合を100分の40から100分の46に改めることとしております。

第5条は、被保険者均等割額について1人当たり3万円を3万1千円とするものでございます。

第5条の2は、被保険者に係る世帯別平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で3万円を3万1千円とし、特定世帯で1万5千円を1万5,500円とし、特定継続世帯で2万2,500円を2万3,250円とするものであります。

次に、第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金等課税額の算定方法について規定してございます。

3ページ中ほどの第6条は、所得割額について基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を100分の1.6から100分の1.7に改めることとしております。

第7条は、資産割額について当該年度分の資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分に乗ずる割合を100分の7から100分の8に改めることとしております。

4ページに入りまして、第7条の2は、被保険者1人当たりの均等割額について7,000円を7,500円とするものであります。

第7条の3は、世帯別平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で5,000円を5,500円とし、特定世帯で2,500円を2,750円とし、特定継続世帯で3,750円を4,125円とするものであります。

次に、8条から9条の3までは、介護納付金課税額の算定方法について規定してございます。

第8条は、所得割額について基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を100分の1.4から100分の1.5に改めることとしております。

第9条は、資産割について土地及び家屋に係る部分に乗ずる割合を100分の8から100分の9に改めることとしております。

第9条の2は、被保険者均等割額を8,000円から9,000円に、5ページに移りまして、第9条の3は世帯別平等割額を6,000円から7,000円に、それぞれ改めることとしております。

次に、国民健康保険税の低所得者等に係る、いわゆる7割、5割、2割軽減措置に係る改正についてですが、これは第21条で規定させていただいております。

5ページ中ほどの(1)になりますが、第21条の第1号は7割軽減措置に関する規定でありまして、総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に対し、アでは均等割額を2万1,000円から2万1,700円に、イでは平等割額について特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を2万1,000円から2万1,700円に、特定世帯を1万500円から1万850円に改めまして、6ページに移りますけども、(ウ)でございまして。特定継続世帯を1万5,750円から1万6,275円に改め、次のウでは、後期高齢者分の均等割額を4,900円から5,250円に、エでは後期高齢者分の平等割額について特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を3,500円から3,850円に、特定世帯を1,750円から1,925円に、特定継続世帯を2,625円から2,880円に、オでは介護納付金に係る均等割額を5,600円から6,300円に、カでは介護納付金に係る平等割額を4,200円から4,900円に、それぞれ改めることといたしております。

同条第2号は5割軽減措置に関する規定でありまして、軽減措置の適用範囲を求める際に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの加算額を24万5,000円から26万円に改めまして、アでは均等割額を1万5,000円から1万5,500円に、イでは平等割額について特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1万5,000円から1万5,500円に、7ページに入りまして(イ)でございまして。特定世帯を7,500円から7,750円に、特定継続世帯を1万1,250円から1万1,625円に、ウでは後期高齢者分の均等割額を3,500円から3,750円に、

エでは後期高齢者分の平等割額について特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を2,500円から2,750円に、特定世帯を1,250円から1,375円に、特定継続世帯を1,875円から2,063円に、オでは介護納付金分の均等割額を4,000円から4,500円に、カでは介護納付金分の平等割額を3,000円から3,500円に、それぞれ改めることといたしております。

同条の第3号は2割軽減措置に関する規定でありまして、軽減措置の適用範囲を求める際に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの加算額を45万円から47万円に改め、アでは均等割額を6,000円から6,200円に、イでは平等割について、8ページに移りましますけども、(ア)でございます、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を6,000円から6,200円に、特定世帯を3,000円から3,100円に、特定継続世帯を4,500円から4,650円に、ウでは後期高齢者支援金分の均等割額を1,400円から1,500円に、エでは後期高齢者支援金分の平等割について特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1,000円から1,100円に、特定世帯を500円から550円に、特定継続世帯を750円から825円に、オでは介護納付金分の均等割を1,600円から1,800円に、カでは介護納付金分の平等割を1,200円から1,400円に、それぞれ改めることといたしております。

条文の改正につきましては、以上のとおりでございます。

次に、新旧対照表から議案に戻っていただきまして、改正附則についてご説明申し上げます。議案第34号の裏面をご覧ください。

附則の第1項としまして、この条例は公布の日から施行し、第2項としまして、改正した規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することと定めております。

なお、これらの改正によりまして、平成27年度分の税収について一定程度の増加を見込んでございますけども、課税所得の減少に伴いまして、税収の総額は当初予算よりも下回るものとなってございます。この不足分につきましては、一般会計から国民健康保険特別会計へ法定外繰入によりまして財政支援をいたしたく、それぞれの補正予算案におきまして提案させていただいておりますことを申し添えます。

以上、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第35号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第35号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について。

新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

共同賃貸住宅の建設に対する助成制度を拡充するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第35号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表も、併せてご参照いただきたいと思います。

本町では共同住宅の建設を奨励することで定住人口の増加を図るため、平成17年度から10年間にわたり、この制度を進めてまいりました。

この間、共同賃貸住宅が5棟24戸建設されておりますが、現行の助成制度の拡充によって、より一層の定住人口の増加と町内建設業者の育成、振興を図るために、条例の一部改正をいたしたいとしますものでございます。

内容でございますが、第4条第1号中、平成29年1月31日を平成31年1月31日に、附則の第2項中、平成29年3月31日を平成31年3月31日に改め、制度を2年間延長するものであります。

次に、第5条の助成金の額につきまして、助成額を1戸当たり40万円から60万円に引き上げ、1棟当たり限度額を600万円に拡大、工事契約の全てを町内業者とした場合については、1戸当たり60万円の助成額を100万円に引き上げ、1棟当たり限度額を1,000万円とするものでございます。

附則として、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2項では、第5条第1項の適用について規定しております。

以上で、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第36号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第36号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第2号について。

平成27年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億555万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,934万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、副町長よりご説明を申し上げますので、議決を賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林 透君登壇〕

○副町長（小林 透君） ただいま上程いただきました議案第36号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第2号について、内容をご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

1款、町税。補正前の額5億2,654万9千円、補正額、減額の95万4千円、計5億2,559万5千円。

15款、道支出金。補正前の額4億4,070万5千円、補正額591万5千円、計4億4,662万円。

18款、繰入金。補正前の額1億2,192万4千円、補正額1億9,709万1千円、計3億1,901万5千円。

20款、諸収入。補正前の額1億4,804万1千円、補正額350万円、計1億5,154万1千円。

歳入合計、補正前の額52億9,379万4千円、補正額2億555万2千円、計54億9,934万6千円でございます。

次のページで、歳出です。

1款、議会費。補正前の額5,606万円、補正額88万円、計5,694万円。財源内訳ですが、すべて一般財源でございます。

2款、総務費。補正前の額5億115万円、補正額1,880万4千円、計5億1,995万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

4款、衛生費。補正前の額5億2,684万5千円、補正額1,840万円、計5億4,524万5千円。財源内訳は、すべて一般財源です。

6款、農林水産業費。補正前の額4億1,027万4千円、補正額1,285万円、計4億2,312万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金591万5千円、その他財源で100万円、一般財源で593万5千円でございます。

7款、商工費。補正前の額1億9,621万1千円、補正額4,402万2千円、計2億4,023万3千円。財源内訳は、すべて一般財源です。

8款、土木費。補正前の額4億9,740万8千円、補正額8,967万4千円、計5億8,708万2千円。財源内訳は、すべて一般財源です。

10款、教育費。補正前の額3億9,137万1千円、補正額2,092万2千円、計4億1,229万3千円。財源内訳は、特定財源で、その他財源294万円、一般財源で1,798万2千円でございます。

歳出合計、補正前の額52億9,379万4千円、補正額2億555万2千円、計54億9,934万6千



円。財源内訳は、特定財源で国道支出金591万5千円、その他財源で394万円、一般財源で1億9,569万7千円でございます。

次に、歳出の内容を申し上げます。16ページからでございます。今回、歳出補正を行います事業は、28事業でございます。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費。既定額5,606万円、補正額88万円、計5,694万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。2番、議会活動運営事業88万円。これにつきましては、議員各位が地域の諸課題に対応するため政策力向上に資する指定研修で、道外4名分とテーマを自主的に選択する自主研修で、道内外4名分の経費を計上するものでございます。

次、18ページ、19ページです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。既定額3,494万円、補正額50万円、計3,544万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。16番、母県母村等自治交流事業50万円。これにつきましては、6月20日に開催しました開基125年記念式典で奈良県及び母村から25名もの来町があったという事でございまして、今後の必要経費を追加して、補正計上するものでございます。

同じく10目諸費。既定額1,334万4千円、補正額1,830万4千円、計3,164万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。3番、ふるさと応援寄附金推進事業1,830万4千円でございます。これは、先般、総務民生常任委員会でふるさと納税の状況について報告させていただきましたが、本年度より税制改正によりまして、控除が2倍になると、あるいは制度改正によりまして、確定申告が不要となるというような納税者にメリットが生じております。そういう関係で当初予算では1,000件分の寄附を見込んでございましたが、6月の早い時点でこれを超えてしまったということから、新たに3,000件分の寄附者への特典である特産品贈呈に係る経費を追加補正するものでございます。

次、20ページ、21ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。既定額2億4,136万7千円、補正額1,624万4千円、計2億5,761万1千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。5番、国民健康保険特別会計繰出金1,624万4千円でございます。これは、本日、議案第34号で国保税の改定について上程をさせていただいたところでございますが、この改定による税込、それと国保の基金からの繰入れを加えてもなお、国保特別会計の歳入が不足するという状況にあることから、一般会計からその不足分を繰出すため補正計上をするものでございます。

次、4目予防費。既定額1,618万5千円、補正額185万5千円、計1,804万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。2番、インフルエンザ予防接種事業185万5千円。これにつきましては、任意接種であります妊婦と中学生以下のインフルエンザ予防接種を無料化することに係る経費を補正計上するものでございます。

次、5目健康づくり推進費。既定額2,451万3千円、補正額30万1千円、計2,481万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。6番、健康づくり対策事業18万1千円でございます。これは、町民の生活習慣病予防に欠かすことのできない食生活改善に係る講演会を、食生活改善推進員協議会の設立20周年にあたる本年

に、町が開催するための経費を補正計上するものでございます。次、7番、栄養指導事業12万円でございます。これにつきましては、本町の食生活改善推進員協議会の設立20周年にあたり、同協議会が行います記念誌の発行をするという記念事業に対する負担金を補正計上するものでございます。

次、22ページ、23ページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費。既定額3億2,521万9千円、補正額1,239万5千円、計3億3,761万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金591万5千円。これは強い農業づくり事業補助金591万5千円でございます。一般財源で648万円でございます。事業の内容を申し上げます。18番、経営体育成支援事業。これは、農水省が勧めます強い農業づくり事業のメニューの一つでございます。一定の要件にあると認められる農業者が融資を受けまして、購入する農業用機械あるいは設備に対して導入経費の3割を補助する事業でございます。補助を受ける農業者は4農家でございます。次、19番、水稻種籾購入費助成事業648万円でございます。これは、平成26年産米の米価下落による農業経営の影響を軽減するため、農家の種籾購入に対しまして1袋当たり1,080円の助成をするものでございます。

次、2項林業費、1目林業振興費。既定額1,060万4千円、補正額45万5千円、計1,105万9千円。財源内訳は、特定財源で、その他財源100万円。これは、有害鳥獣駆除の負担金100万円でございます。一般財源は減額の54万5千円でございます。事業の内容を申し上げます。1番、有害鳥獣駆除対策事業、補正額はゼロ円でございます。これにつきましては、従来駆除したエゾシカにつきましては、町が直接処理費用を支払っておりました。今後については、町から負担金として有害鳥獣対策協議会の方へ支出をし、同協議会が処理費用を払うということでございまして、そのための予算を組み替えるものでございます。次に11番、森林整備調査研究事業45万5千円でございます。これは、本町の78パーセントの面積を占めます森林のその資源について、活用の可能性を調査研究をするため、研究会を立ち上げることといたしまして、その開催に係る経費を補正計上するものでございます。

次、24ページ、25ページでございます。

7款商工費、1項商工費、2目観光振興費。既定額7,692万7千円、補正額263万5千円、計7,956万2千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。1番、観光PR推進事業127万2千円。これは、観光PRキャラクター、とつかわこめぞいの着ぐるみの制作、それと、クリアファイルやのぼりなどの啓発資材等の経費を観光協会へ負担金として支出するものでございます。次2番、ふるさと公園維持管理事業58万3千円ですが、これは、ふるさと公園管理棟は、現在、屯田工房として使用されておりますが、その解体が予定されておまして、その解体の予定に伴い屯田工房が移転をするということで、それに係る経費を補正計上するものでございます。次10番、ふるさとまつり・雪まつり共催事業13万3千円。これにつきましては、年内に締結を予定しております日ハムとのパートナーシップ協定、これを記念いたしまして、雪まつりに日ハムマスコットキャラクターを出演させる経費を補正計上するものでございます。次、13番、観光資源発掘事業64万7千円。これは、本町の新たな観光資源を発掘するために、北海道大学とタイアップしまして、同大学の留学生による調査研究を行うための経費でございます。これは、観光協会に負担金として支出をして、実施をするというものでございます。

次に、3目地場産業振興費。既定額6,790万9千円、補正額4,138万7千円、計1億929万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。1番、交流促進施設等管理運営事業4,138万7千円でございます。これにつきましては、サンヒルズサライの冷暖房設備の経年劣化によりまして修繕が多発して、完全に修理することが現状困難な状況になっているということでございますので、現在の集中冷暖房方式から、個別の冷暖房方式に変更するための経費3,908万6千円と、もう1点、加工センターのアイスクリーム原料の加熱殺菌機が故障いたしまして、修理不能であるということから、これを更新する経費230万1千円を補正計上するものでございます。

次、26ページ、27ページでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費。既定額2億804万2千円、補正額4,067万4千円、計2億4,871万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。1番、道路維持管理事業4,020万円でございますが、これは、道路維持のための工事等追加する経費でございまして、工事といたしまして、山間地道路整備工事が4本で2,470万円、道路維持工事が3本で1,050万円、それと、道路の維持修繕が7本で370万円、その他、側溝土砂上げ等130万円がその内訳でございます。次、4番、除雪センター管理事業47万4千円でございます。これは、除雪センターのFF式暖房機2台を購入する経費でございます。

次、2目道路新設改良費。既定額4,546万2千円、補正額4,106万円、計8,652万2千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。1番、道路整備事業4,106万円。これにつきましては、北8号線の舗装の補修工事966万円、それと弥生東1線の舗装改修工事1,490万円、それと、ふるさと団地内の道路の舗装改修工事1,650万円がこの内訳でございます。

次、3項河川費、1目河川総務費。既定額671万3千円、補正額794万円、計1,465万3千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。2番、河川維持管理事業794万円でございますが、この中身につきましては、1号線川支流流出土砂対策工事で350万円、それと、学園沢川他河道整備で444万円という内訳になります。

次、28ページ、29ページでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費。既定額1,952万8千円、補正額44万円、計1,996万8千円。財源内訳は、特定財源でその他財源44万円でございます。これは、育英事業基金繰入金44万円でございます。事業の内容を申し上げます。2番、育英事業44万円。これは、町の奨学金で新規貸付1人分を増額するものでございます。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費。既定額2,776万円、補正額70万円、計2,846万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。6番、青少年文化スポーツ元気事業70万円ですが、これは、青少年文化スポーツ団体への負担金を上限5万円から15万円に拡充するための増額分の経費でございます。

次、2目文化振興費。既定額673万2千円、補正額250万円、計923万2千円。財源内訳は、その他財源で250万円、これは、コミュニティ事業助成金250万円でございます。事業の内容を申し上げます。4番、文化活動団体支援事業250万円。これにつきましては、本町の文化活動の一翼を担います子どもの太鼓会鼓狸の太鼓補修に対して、宝くじ助成のコミュニティ事業助成金が該当になるということから、当該助成額を鼓狸に対して補助金として交

付するものでございます。

次、5項保健体育費、1目保健体育総務費。既定額185万9千円、補正額301万2千円、計487万1千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。3番、スポーツ体験学習推進事業5万円。これは、先の観光振興費でも説明いたしましたが、日ハムとのパートナーシップ協定締結にあたり、日ハム関係の講師を招きまして、親子ストレッチ教室を開催するための経費でございます。次、6番、スポーツ大会参加助成事業70万円。これは、文化スポーツ活動に取り組む子供のいる世帯の負担軽減を図るために、全国全道大会に出場する小学生、中学生と指導者の助成率を拡充するための経費でございます。次、8番、生涯スポーツ推進事業226万2千円でございますが、これは、町民誰もが手軽にライフステージに応じたスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブを試験的に実施するための経費でございます、それを計上しております。

次、30ページ、31ページでございます。

2目体育施設管理費。既定額6,411万7千円、補正額1,427万円、計7,838万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。2番、そっち岳スキー場管理運営事業941万円でございますが、これは、そっち岳スキー場のリフト整備、それと、圧雪車修繕などに係る経費を計上したものでございます。次、3番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業486万円でございます。これは、温水プールの幼児用プール用のボイラーの老朽化によりまして、その更新が必要になったということで、そのボイラー更新に係る経費を計上させていただいております。

歳出合計、既定額52億9,379万4千円、補正額2億555万2千円、計54億9,934万6千円、財源内訳で、特定財源、国道支出金591万5千円、その他財源で394万円、一般財源は、1億9,569万7千円でございます。以上が、一般会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第37号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第37号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、副町長よりご説明申し上げますので、議決を賜りたくよろしくお

願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林 透君登壇〕

○副町長（小林 透君） ただいま上程いただきました議案第37号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号の、内容をご説明申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書により補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

1款、国民健康保険税。補正前の額2億1,382万円、補正額減額の1,944万1千円。計1億9,437万9千円。

3款、繰入金。補正前の額1億8,854万8千円、補正額1,944万1千円、計2億798万9千円。

歳入合計につきましては、補正額はゼロということで、歳入の振り替えによるものでございますので、相殺でゼロという形になります。歳出については、補正はございません。

次に、5ページ、6ページをご覧くださいと思います。

歳入で1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。補正前の額で2億568万4千円、補正額減額の1,783万4千円、計1億8,785万円でございます。説明欄の方ですが、医療給付費分現年課税分が減額の990万8千円、後期高齢者支援金分現年課税分が減額の483万8千円、介護納付金分現年課税分が減額の308万8千円という内容になります。

次、2目退職被保険者等国民健康保険税。補正前の額813万6千円、補正額減額の160万7千円、計652万9千円でございます。説明欄で医療給付費分現年課税分減額の84万9千円、後期高齢者支援金分現年課税分で、減額の23万4千円、介護納付金分現年課税分で、減額の52万4千円という内容になります。この特に一般被保険者の国民健康保険税が大きく減額になったということでございますが、これの要因といたしましては、まず、国保の被保険者数が前年度から4.3パーセント減少しているというのが1点、それともう一つが、農業所得の落ち込みが大きく、対前年度で見ますと64パーセント農業所得が減少しているという、この2点が大きく影響いたしまして、このような国保税の減額というような形になったというふうに推測をしております。

次、7ページ。8ページをご覧ください、

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金。補正前の額1億727万円、補正額1,624万4千円、計1億2,351万4千円でございます。説明欄でございますが、その他一般会計繰入金として1,624万4千円が歳入として計上されてございます。これは、先ほど一般会計で説明いたしましたが、保健衛生総務費からの繰入金でございます。これにつきましては、いわゆる、法定額の繰入金という形になります。今回の補正によりまして、法定外の繰入金は、当初予算と合わせまして5,878万4千円という額になります。それ以外の一般会計繰入金については、法定分の繰入金で6,473万円という内容になります。

次、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金。補正前の額8,127万8千円、補正額319万7千円、計8,447万5千円。説明欄でございますが、国民健康保険事業基金繰入

金319万7千円でございますが、これも、国保の事業基金から繰り入れるというものでございまして、当初予算の基金繰入金とこの補正の繰入金を合わせますと、ほぼ基金から全額が繰入られるという内容になります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第38号の上程、説明、意見の聴取

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第38号、空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第38号、空知教育センター組合規約の変更について。

空知教育センター組合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に伴い、空知教育センター組合規約を変更することについて関係市町と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

次に、内容の説明についてでありますけれども、恐れ入りますが、新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思っております。

第9条3項中の条名の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の改正による条名の変更であります。また、教育長がこの度の制度改正により委員でなくなったため、新たに表記をする改正でございます。

なお、附則では、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行することとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、教育委員会の意見を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 議長のご指示をいただきましたので、平成27年6月22日付、新議会第192号で意見を求められた空知教育センター組合規約の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、次のとおり意見を申し上げます。

1、規約の一部改正に対する意見。

新十津川町教育委員会において、慎重に審議した結果、次の理由により空知教育センター

組合規約の一部改正は、必要である。

2、規約の一部改正を必要とする理由。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する省令に基づくものであるため。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第38号について、提案理由並びに内容の説明及び意見の聴取を終わります。

---

◎議案第39号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第39号、空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第39号、空知中部広域連合規約の変更について。

空知中部広域連合規約を、次のとおり変更する。

提案理由でございます。介護保険法の一部改正に伴い、空知中部広域連合規約を変更することについて関係市町と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、保健福祉課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 野崎勇治君登壇〕

○保健福祉課長（野崎勇治君） ただいま上程いただきました議案第39号、空知中部広域連合規約の変更についての内容の説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思っております。

変更の内容につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、この規約の第17条で定めております広域連合の収入について、構成市町村がどのような割合で負担するかを定めておるところでありますけれども、その変更であります。

1つには追加で、低所得者層の保険料の軽減の実施に伴う、軽減分の財源のうち、国、道からの支出金がありますので、残りを市町村で負担することとします。その割合は、該当市町村分の軽減額の25パーセントとなります。この内容が、別表第2項第2号の③を加える内容でございます。

2つ目は、地域支援事業に要する経費に関わる定め文言が変更になったので、改正するものであり、負担割合の変更はありません。これが、別表第2項第3号の①と②の変更であります。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成27年

4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第39号の空知中部広域連合規約の変更についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第39号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第40号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第40号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第40号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

新十津川町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第40号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、内容をご説明申し上げます。

議案の次のページにあります別紙において、市町村計画の変更前と変更後を対比して整理しておりますので、こちらをご覧いただきたいと存じます。

変更後とある右側の表の備考欄に、H27追加とあるものが、今回の変更箇所となっております。

現在の新十津川町過疎地域自立促進市町村計画は、平成22年4月から平成27年度までの計画として、議決いただいているところでございます。今回は、現計画に事業名及び事業内容の追加をする必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、区分1、産業の振興で、（8）の観光又はレクリエーションのための施設として、交流促進施設改修事業、並びに、次のページの公園整備事業を追加、（9）の過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業と言われるものに、観光PR事業、並びに、無人ヘリコプターオペレーター養成事業を追加するものでございます。

次に、区分4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進で、（7）過疎地域自立促進特別事業に、保育園運営補助事業、並びに、次のページの社会福祉活動支援事業を追加するものでございます。



次に、区分7、地域文化の振興等で、事業名（1）地域文化振興施設等、事業内容、文化伝習館改修事業を追加するものでございます。

いずれも、本計画に搭載することにより、財政的に有利な過疎債を充当することが出来ることとなりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、26日から29日までは議案調査のため休会となっております。

30日は午前10時より開会し、一般質問から進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、一般質問の通告の締め切りは、26日の正午までとなっておりますので、この点につきましてもよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第2回新十津川町議会定例会

平成27年6月30日（火曜日）

午前10時開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第33号 新十津川町長等の給料に関する特別措置条例の制定について  
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第34号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第35号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第36号 平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第37号 平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第38号 空知教育センター組合規約の変更について（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第39号 空知中部広域連合規約の変更について（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第40号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第41号 新十津川町公平委員会委員の選任について  
（提案理由及び内容説明、質疑、討論並びに採決）
- 第12 意見書案第5号 安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書
- 第13 議員の派遣承認について
- 第14 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 進藤久美子君 | 2番  | 杉本初美君 |
| 3番  | 鈴井康裕君  | 4番  | 小玉博崇君 |
| 5番  | 白石昇君   | 6番  | 西内陽美君 |
| 7番  | 安中経人君  | 8番  | 青田良一君 |
| 9番  | 長名實君   | 10番 | 笹木正文君 |
| 11番 | 長谷川秀樹君 |     |       |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	中 畑 晃 君
会計管理者	乗 松 真寿美 君
保健福祉課長	野 崎 勇 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	遠 藤 久美子 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局長	高 宮 正 人 君
------	-----------

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。7番、安中経人君。8番、青田良一君。両君を指名いたします。

---

○議長（長谷川秀樹君） ここで日程第2に入る前に、産業振興課長より発言が求められておりますので、発言を許します。

○産業振興課長（後木満男君） 皆さん、おはようございます。

議長からお許しを得ましたので、去る6月25日の報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況報告における、5番議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

ご質疑は、農業におけるGPSを活用した機器の導入費用についてでございますが、まず、GPSガイダンスシステム、これにつきましては、農業機械用のカーナビゲーションのようなもので、水田作業の代掻きのように水張により作業経路の目標を見失うような場合に、代掻きをした場所とトラクターの位置のズレを表示しまして、重複しないよう効率的に作業が行えるという装置でございます。機器にもよりますが、精度の低いもので50万円から80万円程度、精度の高いものになりますと、簡易基地局を必要としますので、数百万円の費用が必要となるという事でございます。

また、GPSガイダンスシステムを利用する自動操舵補助装置、いわゆる、ロボット運転といいますか、これにつきましては、さらに、2、300万円の費用がかかるということでございます。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

7番、安中経人君。登壇の上、発言願います。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） おはようございます。議長より質問の許可を得ましたので、町長に対して、役場庁舎の耐震化について質問をしたいので、考え方についてお答えをお願いします。

以前、役場庁舎の耐震化計画について、総務民生常任委員会に2回ほど報告がありました。その内容は耐震診断を平成24年4月17日から24年8月30日において行われ、役場内プロジェクトチームにより、平成25年3月22日から同じく7月12日までなされたもので、その検討結果について、次のような報告がなされたものであります。

耐震補強構造を施すものとして、約13億5千万円の概算事業費が必要であるとのことであります。しかしながら、その後の作業について報告もなく、現在どのような状況になっているのか少し心配しているものであります。

報告当時、現庁舎の供用開始が昭和46年であるとのことでした。鉄筋コンクリート構造物の耐用年数は60年であるとすれば、すでに現在44年も経過している構造物を耐震補強しても耐用年数が10数年しかないこと、また、現構造物の経年劣化によるコンクリートの強度不足も十分考えられます。

このように耐震強度計算における数値的な可否、いわゆる、構造的にセーフかアウトかということになります。また、隠れて見えない不確実な部分がある重要な課題であります。

今回、これらの耐震計画の検討要因は、平成7年1月17日の阪神淡路大震災がもたらした災害の中で、昭和56年6月1日改正建築基準法以前の建物に甚大な被害があったことなどから、国は現存する昭和56年以前の建築物について方策を講じるため、平成15年で75パーセント、平成27年で約90パーセントの耐震化を目指したもので、その後、さらに、国土強靱化アクションプラン2015を示し、平成32年までに耐震化率95パーセントとする目標を掲げ耐震化促進を図っております。

これらの背景の中から、今回の検討がなされたことと思いますが、今回、報告のとおり耐震補強をそのまま実施するには、少し検討の余地があるように考えられます。このことについて町長は、どのように今後進めていくか伺いたい。

私は、耐震補強を施し安全は確保されますが、建物の床を含めて非常に使いづらい構造になること想定できます。さらに、そのことにより来庁する住民に大きな不便を強いることが考えられ、行政センターとして非常に使い勝手の悪い施設となりかねません。

また、災害時の拠点施設として、その機能が十分発揮できることにも不安を残し、住民の安全確保を優先し、安心できるような万全なものとしなければならないと、私は考えます。

このことから私は、ハザードマップなどいろいろな要素をでき得る限り検討し、機能重視をしながら、コンパクトで時代に即応したクオリティの高いインテリジェンスなものに建て替えてはどうかと考えております。

よって、私の考え方を含めて、町長には次の項目について伺います。

1つとして、耐震改修の計画をそのまま実施に移すのか。あるいは、新たに建て替えを検討していくのかについてであります。

2つ目として、時期的に目標設定があるのか。要するに、完了目標年度を意識しているかどうかであります。

3つ目として、耐震補強、新築建替えのどちらにしても、事業費について多大な事業費が考えられることから、当然のごとく、他の政策との整合を図りながら、健全な財政運営ができるような財源措置について進めていくことを伺いたい。

以上、3点について答弁をいただきたい、このように思っております。よろしくお願

します。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） みなさん、おはようございます。私が、町長に就任して初めての一般質問を答弁するにあたり、6人の議員さんから質問を受けております。傍聴席もこのように満席ということになっており、私自身も町長として、誠実かつ真摯に答弁をさせていただきたいと考えております。

そして、私に寄せられました最初の質問であります。7番議員さんの役場庁舎耐震化について、お答えをさせていただきます。

役場庁舎の耐震改修については、質問の中にありましたとおり、平成25年3月に職員によるプロジェクトチームを組織し、検討してまいりました。その検討結果については、平成25年第3回定例会前の総務民生常任委員会において、耐震工事と大規模改修工事の工事費が約13億5千万円程度かかること、また、仮庁舎の改修や引越しを含め、着手から完了するまで1年3カ月程度かかることなどをご報告させていただいたところでございます。

その後、平成26年第1回定例会の青田議員の一般質問において、庁舎改修の緊急性を問われましたけれども、庁舎改修規模が大きいため検討に時間がかかることから、庁舎に先立ち、住民により身近で避難所として活用する行政区自治会館の改修や建替えを優先させ、平成29年度までに完了する旨、ご説明をさせていただいたところでございます。

さて、7番議員のご質問の一つ目、役場庁舎耐震化についての耐震化工事を実施するのか、あるいは建替え工事を検討するのかというご質問でございますけれども、先ほど説明をいたしましたプロジェクトチームなどで検討した内容を踏まえ、建替えをした場合との比較を内部で検討したのを整理しますと、大きく4点に整理をいたしました。

1つ目は、建替費用と改修費用との比較では、建替費用の方が多額になりますけれども、残存耐用年数やランニングコストを比較をした場合、建替えにかかる費用の差額はほぼ相殺されることとなります。このことは、今、質問にありましたとおり、現庁舎を耐震補強しても耐用年数が、そう伸びないということになることであります。

2つ目として、建替えの場合は、新築と当然なりますので構造的な制約はなく、ユニバーサルデザインの導入、省エネルギー対応が容易になります。一方、改修の場合は、7番議員さんの質問にもありましたとおり、部分的に今言ったユニバーサルだとか省エネルギーは取り入れられるものの、かなりの部分が困難であり、加えて、耐震補強のための耐震壁を施工する箇所も生じ、課が分断され町民の皆様にご不便をかけるとともに、執務上にも支障をきたし、使い勝手の悪い施設になってしまうこと。

3つ目として、建替えの場合は、建設場所を工夫すれば引越しが1度で済みますが、改修の場合は、仮庁舎を用意せざるを得なく、既存の公共施設の改修費用や2度の引越しに多大な費用と労力がかかってしまうこと。

4つ目として、建替えの場合は、建設期間中も現庁舎の利用が可能であり、行政サービスを低下させることはありませんが、改修の場合は、仮庁舎の公共施設本来の行政機能を低下させる可能性が高いこと。以上のことなどが懸念されるところであります。

そのようなことから、私は、バリアフリー化による町民に対する利便性の向上、省エネ

対策によるランニングコストの軽減による経済性、そして、何よりも、町民の生命と財産を守るための災害対応の司令塔となる機能を整えていくことなどを総合的に判断すると、建替えによることが最善の方策であると考えます。

よって、今後、庁舎建替えに向け、議会並びに町民の皆様のご意見をお伺いしながら、検討してまいりたいと考えていることを申し上げます。

2つ目の質問として、工事完了目標年度についてのご質問でございます。今後、住民周知、各検討会議、基本計画、実施計画等の作業が想定され、工事着手までには時間がかかります。これらの段階を踏まえつつ、行政区自治会館の建設終了や財政的負担等を考慮すると、早くても平成30年度以降の工事着手が妥当であると考えていることを申し上げます。

3つ目の質問として、事業費や国庫補助金などの計画はあるのかというご質問でございますけれども、耐震補強、大規模改修工事を施工した場合は、以前、総務民生常任委員会で報告をした事業費は約13億5千万円でございます。これが建替えを想定した場合、工事費は、建物の構造や省エネルギー設備の仕様によっても変動しますが、概算で約16億から17億程度という試算になると考えております。

庁舎の建替事業には、数千万円程度の国庫補助金もあるものの、交付税算入のある有利な起債はないことから、庁舎建設に向け計画的に公共施設整備基金に積み立てるなど、少しでも財源を確保するとともに、建設後も財政運営に支障をきたさぬよう、しっかりとした計画をもって進めてまいりたいという考えてございます。

以上、申し上げます。7番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○7番（安中経人君） ただ今、町長の方から伺いますと、新築との、いわゆる建替えということでの回答でありましたが、早速時間がないので取り進めていただきたい、このように思っております。そして、住民が使いやすく安心できるような施設計画にさせていただき、そんな中で、次について再質問をしますので、さらに考えについて伺いたい。

1つ目として、これからの時代の中において高度に行政を進める上で、町長は、町政執行方針の中で公共施設の適正配置を掲げ、公共施設等総合管理計画の策定を謳っておりました。これらを実践する上で、役場庁舎建設計画に当たって区分所有権を設定して、くじら館、あるいはJAピンネ、郵便局、直販施設などを取り入れた複合施設を考えてはどうかという点でございます。

2つ目として、消防庁舎の扱いについて。従来どおり併設とするのか、あるいは別庁舎にするのかという点であります。

次に3つ目として、場所についてでございます。現在地とするのか、ハザードマップを意識して、あるいは移転を考慮するのかという点であります。

この3点について、再度伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、7番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。まず、複合施設の考え方についての質問からお答えをさせていただきたいというふうに思います。



まず、新庁舎を建設するためには、庁内協議に加え、議会や総合行政審議会、さらには、多くの町民の皆様方の意見を聴かなければならないというふうに考えております。ご質問にありました総合施設としての庁舎という部分では、非常に総合的な施設という事で有意な面もございますけれども、このことについては、基本計画の段階からしっかり検討していく必要がありますが、相手側の意向もありますので、十分その辺は意向をくみ取って、どのようにしていくのかということを知った上で、さらに、庁舎と一緒に複合施設ということになれば、区分所有権の設定や工事費の負担等も含めながら検討していかなければならないというふうに考えておりますけれども、まず、相手の意向もありますから、そこが一番大切であるというふうに考えているところであります。

2つ目の消防庁舎の関係でございます。消防庁舎の機能としては、いち早く、1秒でも緊急出動をしなければならないという、大変、緊急活動の出動態勢に時間が求められているところでございます。そのためには、しっかりとして緊急的に即座に出動できる場所にするために、建設計画と並行し、適地を検討してまいりたいというふうに考えております。この際、考えるに当たっては、今と同じように庁舎と併設、更には、分離で庁舎を建てるか、この両面で考えていかなければならないというふうに考えております。ただ、考えていく上では、しっかりと消防車、救急車が有事に対して、しっかりと出動できることを大優先に考えていきたいということでございます。

3番目の庁舎建設場所でございます。このことについては、この新十津川にとってまちの核となる施設という事でありますので、周りの商店街とのバランスと市街地としての形成、それと、建設可能な土地などを考慮すると、やはり現在の現状付近に建設することが妥当であると考えておりますけれども、このことについても、町民の皆様、議会といろいろ協議を重ね検討してまいりたいというふうに考えております。

今後、段階を踏まえて先ほど言いましたとおり、議会の皆様、さらには、町民の皆様と、まちの大きな財産となる庁舎でありますので、十分協議を重ねて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○7番（安中経人君） 基本的に町長の答弁の内容は、私が質問したその趣旨に概ねのったような形で、前向きな考えで建設に向けてというお答えであります。折に触れて、答弁の中でも重要な話を町民、あるいは周知徹底について配慮してくれるということという言葉です。

最後になりましたが、私の方からも重ねて、このことについて町長の進め方にてお願いしたいという事で、このような内容で説明を聞いていただきたいなというふうに考えております。

要するに、役場庁舎耐震計画の実施に当たって、少なくとも50年くらいの長い時間、新十津川の行政のシンボルとして住民が安心して住みよいまちにするための活動拠点になることから、職員の英知を結集して、高い設計思想のもと取り進めていくことが大切であると、私は考えております。

町長をはじめとして事に当たっていただき、また、この事案は、まだまだ住民に深く浸

透していない状況にあるということ、これからは丁寧な説明を持って必要性など周知について徹底していくことが大切であり、今後、理解を求めて行動をお願いしたいということでございます。質問でございませんが、特に町長の答弁というのは、私は求めてはおりません。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、安中経人君の一般質問を終わります。

次に、10番、笹木正文君。登壇の上、発言願います。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） おはようございます。住宅リフォーム助成制度及び居住環境整備についての質問をいたしたいと思えます。

住宅リフォームに関しましては、皆さん予算議会で出てきましたのでご存じだと思いますけれども、事務局の方から居住環境整備は何なんだというような話があったので、一応、説明をいたしますと、住宅のみならず宅地内の、例えば舗装ですとか、物置とか車庫とか、いろんな物に関しても整備をして欲しいという意味なので、それを一番先に申し添えておきます。

25日の町長の町政執行方針、ここにございますけれども、町政の執行に対する6つの想いというのがありまして、その政策テーマの一つ目といたしまして、時代の変化に対応する農業と商工業の支援に取り組み、産業間の多様な交流や連携を進め、活力に満ちた豊かなまちづくりというふうに、一番最初にうたっております。非常に産業のことを一番先にうたっていただいて有難いなというふうに思っておりますけれども、その辺を踏まえて質問をさせていただきたいと思えます。

実は過去に、私が、平成19年と23年の2度、そして、私と8年間同僚議員でありました2名の方が同様の質問をいたしまして、合計4回、提示した内容で質問を行ってまいりました。そして今回、私が三度質問に立ったのは、町長の交代という事もありますけれども、それ以上に、今まで住宅リフォーム事業は個人資産の助成につながり、個人に対する補助はしないという理由で実施されないという経緯がございました。

しかし、昨年4月から始まった定住促進事業の最高200万円の住宅購入補助と子どもへの商品券の助成により、この個人資産に対する助成という、この助成はしないという、このハードルは無くなったというふうに考えております。きっとこれは、やはり一昨年、本町の人口が7千人を切り、人口減少問題が行財政改革の原則を超えたのではないかなというふうに、私は考えております。

また、本町の財政においても、当時、かおる園や吉野園の民営化、そして、保育所の指定管理に伴う財政規律の見直しの途中でもあり、加えて、昨年度、徳富ダムの債務に対する一括償還もありました。そういうことで、財政出動は抑制の方向にあったのではないかと思われております。

しかし、現在、本町の財政は空知管内の一番の内容でありまして、全ての基金の総額は、一般会計予算の総額に匹敵するような額になっております。そのような中で、今後はまちの根幹をなす人口問題での人口減少対策の中の一つといたしまして、雇用拡大を図るため、建設業の振興促進策に対する予算配分が必要なのではないかとというふうに考えております。

本町の発注工事受注額の流れを平成10年から見てみますと、平成10年には34億5,800万円

あった受注額がどんどん下がり続けて、平成18年には1億8,900万円まで落ち込み、この年はなんと平成10年の18分の1までも下がっております。その後、青葉の公営住宅建設や小中学校の耐震改修もあり、一時、8億円から9億円まで持ち直したものの、一昨年は3億9,900万円、昨年は5億400万円と低い数字が推移しているのが現状であります。それに伴い、この間の町内の建設協会会員数も30社余りになったのでありますけれども、事業所は現在、20事業所と3分の2に減少しております。

私が前回、今回と同様の質問を行った時、耐震改修の助成に合わせて一般住宅リフォームの助成を行ってはどうかという内容の質問でしたが、これは実現となりませんでした。

しかし、結果的には耐震改修としての申請は1件も上がっておらず、住宅耐震改修は今だ実施されてはいない状態であります。

都心のように住宅やビルが密集した状態ではなく、住宅が広く点在し、全国的にも比較的地震の少ない地域である本町にとっては、地震対策としての古い住宅に投資して耐震改修をするという事は考え難いというのが一般的で、むしろ、この地区の地域の災害としては、石狩川や徳富川などの河川の氾濫による災害を想定するのが歴史的に見ても明らかだというふうに考えております。

そこで思うのが、現在、水防対策の一翼を担っております水防団組織であります。水防団は建設協会が主体となって組織されているわけですがけれども、先ほど申し上げたように、建設協会の会員が3分の2まで少なくなった状況を見ると、この先、まちの防災対策まで影響を与えるのではないかと懸念される状態であります。石狩川を挟んで東西に延びる近隣市町は全て石狩川水系の中にあり、水害に対するリスクはどの市町も同時にやってくることを考えますと、災害時、近隣市町村からの応援は望めないという状況にあることも考えておく必要があると思います。

話を住宅リフォーム事業に戻しまして、この事業での効果をいくつか述べてみます。

この事業は、行財政改革が叫ばれ、公共事業が縮小される中で、事業額の100パーセントを予算化しなければならない公共事業に比べまして、一定の財政出動により民間の資金を活用し、その何倍もの工事の受注を行うことが可能で、少しの予算でその何倍もの効果があり、建設関連産業の活性化が大きく期待されます。

また、建設業では、下請け業者は元請業者に比べて数が圧倒的に多い中で、この住宅リフォームの事業は、工事の内容によって、依頼主から発注を下請け業者が直接受注することができ、工事単価についても受注業者が裁量で決めることができます。今まで、直接消費者に対する営業活動の機会が少なかった下請け業者が、消費者との受注の際の取引の中で、建設業者としての独自性と本来の自助努力が報われるのではないかとというふうに思っております。建設業界大手と言われる企業においても、最初はきつと下請事業所から始まったことを考えると、営業活動による努力によって、企業を伸ばすきっかけになればいいのかなというふうにも考えております。

また、町民にとっても、住宅内部の改装やバス、トイレ、キッチンなどの水回り、そして、寒暖の対策として外壁や開口部の改修、建物の老朽化を防ぐ屋根の修繕や外部の塗装などの補修による建物の保全、加えて、敷地内の舗装工事や雪対策の整備、車庫や物置等の付帯設備の補修、修繕などを行い、快適な生活環境の中で、高齢者はもとより何世代も長く住んでもらえるような居住環境が可能になるのではないかと考えております。

そして、何より大きいのは、現在少しでも住宅リフォーム等を考えている者にとっては、この事業、この制度をつくりましたら、実施に対して背中を押す効果が期待されることでもあります。

また、平成25年に条例化した空き家問題について考えてみますと、中古住宅の購入に関しては定住促進策によって補助制度がありますが、現在、住み続けている住宅のための助成制度はありません。中古住宅を空き家にしないためにも、諸事情によって空き家になった時点で、その住宅がどれだけの居住のための価値が大きいかということが問われることになると思います。そのためには、住宅所有者が住みやすい環境のために、この制度等を使って一定程度の改修や補修を行ってれば、中古住宅として次の世代に継承される可能性も増大し、空き家対策の一助になるかもしれません。

最後に、増築や、また、大きな改修が行われた場合、内容によっては固定資産税の対象にもなりまして、町税の増収につながると思います。

以上、考えられるこの事業での効果を挙げましたけれども、この中には比較的速やかに結果が出そうなものと継続性の中で結果が出るであろうと思われるものもありますが、少なくとも今後この事業を行わないという理由は見当たらないのではないかというふうに、私は思っております。

先ほど申したとおり、私は、今回の質問で同様の内容が3回目の質問となります。事業効果は過去に質問した内容も含めて、まだ、きっとあると思いますけれども、1回目の質問が長くなりますので、この辺に町長のお答えを求めたいと思います。

住宅リフォーム及び居住環境整備に対する助成制度の実現を、今こそ決断すべき時かなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、10番議員さんの住宅等リフォーム及び居住環境整備に対する助成制度についての質問に、お答えを申し上げたいというふうに思います。

10番議員さんの大変熱い思いが、質問の内容からも十分伝わってまいりましたので、私もしっかりと、10番議員さんの質問に対し、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、質問の内容に入る前にでありますけれども、建設業者、これは町の公共事業ばかりでなく道、国の公共事業、非常に積極的に営業活動、そして、指名、そして、事業の確保に向けて官ばかりでなく民の事業も各般にわたって、そういうふう々に努力をしていることに、まず町内の事業者、そういう努力に対して、まず、感謝とお礼を申し上げたいというふうに思いますし、今ほど、工事費の話がありました本年度の建設工事費につきましては、当初予算でご承知のとおりだと思いますけれども、4億195万円の予算を計上させていただいたところであります。今回の補正予算、これについては、これから皆さん、議員さんに補正予算を可決していただくべく上程をしておりますけれども、1億1,884万円の工事費を増額をさせていただいているところであります。当初予算と合わせると5億2千万という金額になり、これは、過去、平成18年度と比較すると、これはかなり少ないわけでありまして、昨年の事業費と比べると同程度という予算を確保させていただき、まちの

公共事業を安定的に維持をしていきたいという考え方、これは、先ほど質問にあった執行方針の私の考え方の一番最初のことに触れられたとおり、そのように予算を確保させていただきたいというふうに考えているところであります。

また、質問の趣旨に水防団のお話もありました。団員の減少傾向にはありますけれども、水害による被害防止のためにも、迅速かつ円滑に活動できる、今の建設協会を中心とする現団員の皆様方には、今後とも協力を頂きたいというふうに考えているところでありますし、また、災害が発生した時には、やはり作業機械を有しているそれぞれの建設業者でありますから、災害を未然に防ぐ、災害の応急措置をすると、そういったことにはやはり建設業者の大きな力が、今までも発揮をしていただいておりますし、これからもそのように対応していただきたいというふうに考えているところでございます。

改めて、質問事項についてお答え申し上げたいというふうに思います。

本町では、定住促進対策事業を中心とした各種住宅施策の展開によって定住の促進を図り、町の人口減少の抑制に努めているところであります。このことについては、人口抑制のために新たに新十津川に人口をプラスしたいということでもあります。これは、人口の定住対策ということでもあります。そういった中で、今住んでいる町民の方々がずっと住み続けたい、そういうふうに思える部分とは少し違う部分がありますので、やはり緊急的に定住促進をしたいという事から、先に新たな定住促進策を先に手を打っていただいたという経過がございます。

それで、次の手として、やはりずっと町民の方が住み続けたいという事が必要になってくるわけでありまして。そういった中で、この定例会にも上程しておりますけれども、共同賃貸住宅の建設促進事業、その制度の拡充に取り組み、町外者の転入、そういったことも合わせながら、町内の建設業者がその事業を行うという事も考えあわせて、その建設業者の振興にもしっかりと努めてまいりたいという事が、今回の定例会で上程させていただいた内容であります。

また、従前より町内にお住まいの方が、このまちに住み続けていくための住宅施策として、ご承知のことと申しますけれども、要介護者の皆さんが利用する住宅の改修に対しての奨励費を交付する、居宅介護住宅改修奨励事業というものがあつたり、今、質問のありました住宅の耐震化や省エネ改修の促進を目的とした、安心すまいる事業というものがあつたりあります。

さて、この安心すまいる事業は、利用がなかなか少ないという状況になっておりますけれども、ただ、中古住宅については、省エネ等の改修、改修できるということになっておりますから、この中古住宅にはこの制度が使えるという事になっていることも、ちょっと申し添えさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、今年度をもって安心すまいる事業の事業期間が終了することになっております。そのようなことから、この機会に町民の皆さんが住みなれた土地、そして住みなれた家で安心、快適に暮らしていけるように、今ほど10番議員の質問にあったとおり、次年度以降に向けて住宅リフォームも取り入れた、安心すまいる事業の拡充を検討をしていく考えでありますので、そのことを申し上げたいというふうに思います。

ただ、居住環境整備に対する創設をしてはどうかというご質問でありましたけれども、住宅周辺の環境整備が整うと、当然、街並みも整備し、しっかりと美しいまちづくりに

つながるといふ事は否めない事実といふ事で、非常に良いことだといふふうに考えておりますけれども、個人の財産付加価値の向上の一端になるものと考えており、このことについては、助成制度を設けることは考えていないことを申し述べさせていただきたいといふふうに考えております。

現段階では、住宅リフォームを安心すまいる事業の拡充として、来年度から事業創設をしていきたいといふ事をお答え申し上げ、10番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○10番（笹木正文君） 住宅リフォームの事業について、前向きに検討、対応していただけるということなので、満を持して3回目の質問席に立ったことは良かったかなといふふうに思っております。ただ、環境整備に関しましては、個人資産の助成ということがネックになるようでありますけれども、今後また、長い目で検討していただければいいかなといふふうに思っております。

現在、全国の中小企業で働く全業種の人口は3,200万人で、1年間に26万社が倒産や廃業を行っておりまして、また、6万社が起業しているというのが状況であります。その中でも今は、写真業が廃業率のトップでありまして、これは時代の流れによる需要の変化だといふふうに思っておりますけれども、しかし、現実に建設業のように必要とされる業種が無くなった場合、特に、地方においては致命的でありまして、一度無くなってしまうと設備投資や雇用等の問題に阻まれ、再生は不可能であるといふふうに考えております。そのため、倒産や廃業に至る前に、何らかの支援が必要であると思っております。

どこのまちも、地方は、建設業は公共事業依存体質というのがありまして、新十津川も例外ではなく、その中でやはり、企業として安定的に成長するのが民間事業の工事の受注比率を増やすといふ事だと思っておりますけれども、今回、幸いこの事業が前向きにやってもらえるといふことで、この事業が小さなきっかけとなりまして、民間の事業の営業活動や工事を受注するマニュアル作りなどとなりまして、眠っている需要が掘り起こされて事業者の助けといふふうになるとことを願っております。

実は半月程前、札幌市長の会見の中で、今後の公共事業の発注のあり方についてといふ見解が記載されておりました。内容を要約いたしますと、公共事業はピーク時と比較して激減している。そして、人減らしを行った状態になっている。急に今仕事が増えても雇用者の高齢化も含めて即対応できるものではない。これから若い人たちが建設業界に入っていくためにも、安定的に人を雇用していける労働環境の整備が必要であると。また、災害時の対応もできるように企業を存続していくためには、現在のように公共事業費がでこぼこになっていると経営の方も見通しが立たず、雇用所の数も見通しが立たないので、一定程度の計画の中で、例えば、4年間の中で必要な普通建築事業の量を考えていき、中期的な経営環境、そして、雇用環境を作るために、相対的な枠組みを示して検討していきたいといふふうに述べておりますけれども、先ほど町長が、うちの公共事業を申しおりましたけれども、できるだけ平準化してくれるといふ事なので、私も公共事業の平準化はやはり必要で、本町においても考慮すべき課題だといふふうに思っておりました。

これから、どういふふうになっていくのかといふ事でありまして、このように建

設業というのは自治体の大小にかかわらず、受注量の問題を非常に抱えております。その上で、今回、住宅リフォーム、前向きという事なので、やる以上は実施に当たってできるだけ早急に行ってほしいというふうに思っております。次年度の予算とかということではなく、準備が整えば、即着手をお願いをしたいと思っております。幸い、現在、他町村においては、すでに実施している自治体はいくつもありますので、その制度を例に本町に合わせた形で良いとこどりをして、本町にとっても、住民にとっても、建設業者にとっても、三方良しというような事業になるような展開をしていただきたいというふうに願っております。

早い実施をお願いするのは、この事業は、例えば、プレミアム商品券のように実施日の即日から効果が出るというようなことにはならず、発注、設計、審査、受注、工事、完成と、仕事が完了するまでの期間を要するということと、この施策の周知や事業所による営業も必要になってくるのではないかと考えるからであります。是非とも、早い対応をお願いしたいのですが、その辺をもう一度質問をしたいと思っております。

また先ほど、公共事業の平準化という事を申し上げましたけれども、ちょっと建設業の受注という点では若干関連していますけど、通告にあることではありませんので、答弁を求めることはできませんけれども、もし、町長の公共事業平準化、先ほどもちょっと触れましたけれども、感想とか考えがあれば、それも併せてお聞かせいただきたいと思っております。  
○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは10番議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。質問の中で札幌市長の話が触れられておりました。私も、札幌市長ではありませんけれども、考え方の趣旨については同様であります。しっかり町内の業者が維持をしていく、そのことが町民のいろんな安全、安心、さらには、建設事業が迅速に、そして、顔の見える仕事として信頼感、そういったものの中で伝わっていくことになっているというふうに考えておりますので、そのことは同感でありますし、また、今年度については、昨年と同程度予算になっております。来年以降については、ちょっと余談になるかもしれませんが、今の総合戦略の関係もあります。さらには、行政区会館、そして、公共建物の維持修繕等も予定をされておりますので、一定程度、公共事業を予定をして継続的にまちの公共事業を発注するという考えであることを、まず、申し添えさせていただきたいというふうに思います。

その中で、国ではアベノミクスということで、投資、さらには、本州府県ではかなり公共事業が増えておりますけれども、この北海道ではなかなか増えていないという事ありますので、やはり、公共事業に依存をするという事は、金額的なこと、そしてさらには、民間事業にもしっかりそういう営業努力を継続していくという事は、いつの時代でも必要であるというふうに考えているところでありますので、そういった部分は継続してお願いをしたいというところであります。

ご質問のありました、この安心すまいる事業というのですか、住宅リフォームの早期に対応すべきではないかという再質問であります。やる以上には近隣市町村の状況も、当然、我々も把握をしております。ただ、その把握している中で、良いとこどりという質問がありましたけれども、予算と手上げで申し込み順だとか、そういったものもあって、なかなか

か予算に対して満足のできていないという近隣の状況もありますので、そういったことをどのように改善をしていくのか。そして、どのようにそういったことの内容を整えていくのかということが、今、質問の趣旨にあったとおりでというふうに考えておりました、私もそのように、まちの三方良しになるように、この住宅リフォーム制度をしっかりと見極めていきたいと、創設をしていきたいというふうに考えております。

今の予定では、周知期間、当然必要になってまいりますので、今年度中、12月の定例議会に向けて条例制定ができればいいなというふうに、私は考えているところでありまして、そういったものをしっかりと議会に提案をし、そして町民の皆さんが安心して住宅リフォームできる、そういった制度を見極めていきたいと考えているところでありますので、そのようなことから、来年度の実施という事であります。

また、どうしてもこれからいろんな制度を考える時に、今制度を創設しても、どうしても住宅のリフォームの時期は、春先がどうしても多いということもありますので、今年度、十分内容を整えて新年度にしっかりとした制度の中で実施をすると。そういったことを考えておりますので、そのことを申し添えさせていただき答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

再々質問。

はい、許します。

○10番（笹木正文君） 再々質問という事でもございません。最後、ちょっと私の考えを述べさせていただきますけれども、今年、新十津川の商工業の、JAピンネなんかも含まれるのですけれども、特に、商の部分に関しましては、国の地方創生施策に伴うプレミアム商品券の販売を行いまして、4月の第1弾の3,600万円に引き続きまして、7月7日週末の日曜日には第2弾として4,000万円販売する予定であります。合わせて7,600万円分の商品券が販売されるということになります。

また、まちの補助によるスタンプラリー事業に関しまして、400万円の支援をいただいております。それをプラスして商品券のプレミアムも含めると、本町だけで1億円以上の商品券が今年1年で町内に流通するということになっております。これは、地元消費還元策として、事業者はもとより消費者も大変喜んでいただいております。

本当に最後になりますけれども、このような中で、今後は商工業の工の部分である、特に建設土木関係に対して、住民の快適な暮らしを守るために、今回のこのリフォーム事業も含めて、多くの支援をお願いを申し上げまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、笹木正文君の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(午前10時58分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

次に、6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕



○6番（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

初めに子供の健全な遊び場を拡充することについて、町長に質問をいたします。

昨今、少年と呼ばれる年代の子供が加害者となる事件が相次いで起きております。本当に胸がふさがる思いでございます。豊かな心を育む施策にいつそう励まなければなりません。子供は自ら成長する力を持っていますが、上手に引き出すのは大人の責務であると考えているからでございます。

本町では、文化活動やスポーツなどを通して、情操教育を推進する取組みを進めており、それには賛同するものの、私は、子供が他人と楽しさや驚きを共有したり、競い合い、譲ったり、我慢したり、あるいは、相手を傷つけて後悔し、謝ったり、許し合ったりという経験の中から、社会性を養うには、遊びの場は欠かせないと思っております。

本町は人格が形成されていく乳幼児からの健全な遊び場の整備について、どのように考えておいででしょうか。成長の段階に応じて子供の、あるいは、親子の雨の日や冬の間、屋内で遊べる場がないという声は、行政に届いているのかをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは6番議員さんの1つ目のご質問にお答えを申し上げます。

子供のいたましい事故、本当に、このことは残念でなく、そして、このことは他人ごとではなく、しっかりと教育委員会とも連携しながら、やっぱり起こらないようにしっかり対応をしているところでございます。そして、子供の健やかな成長を願うのは誰もが願うものであり、私も同じ思いであります。そのようなことから執行方針の中でも触れておりますけれども、子供たちが、未来を生き抜く力を身に着けるための環境の充実を掲げさせていただいております。

6番議員さんもお承知のことと存じますけれども、いろいろ他人からの関わりについては、本町は、教師や保護者などの指導者の協力によりまして、健全育成に寄与しているスポーツや文化団体の少年団の活動の中で、礼儀や礼節の大切さを指導をさせていただいておりますし、そういった中でスポーツ文化活動の充実、そういったものにつながっているところでございます。

さらには、教職員OBの方を中心としたとつぷ子どもゆめクラブ。これは新十津川独自の組織でありまして、小学校の全学年を対象にした体験活動のほか、さらには、地域の方々の協力のもとに、あいさつ運動が全町的、かつ継続的に行われておりまして、豊かな心の育成や健全育成に結びついているものと考えております。

その中で児童館は言うまでもなく、子供達の健康増進と情操を豊かにするため、子育てアドバイザー、児童厚生員を配置し、子供達に健全な遊びや学習の場として利用させていただいております。

児童館の利用実態、少しく説明を加えさせていただきたいというふうに思いますけれども、小学校の低学年の利用が主であり、学年が進むごとに利用が減る傾向になっておりますけれども、これは、少年団活動などにシフトをしているというふうに考えております。

児童館の利用状況としては、図書館が休館日である月曜日、これは子供の居場所として

図書館に行けないということがあり、児童館の方に集中をし利用が増えております。

また、屋外での活動する少年団の種目が雨天で中止になると、児童館の利用人数が増える傾向となっております。

その雨天時の児童館の利用は、昨年状況で説明を申し上げますと、多いときには89人の子供が利用をしております。

本児童館の施設規模としての利用予定人数は100人ということになっておりますので、100人が児童として児童館が利用できるということになっておりますから、昨年利用状況を見ると、100人を超えない利用人数が最大であったという事になってございます。また、少人数の利用の時点から、遊びの種類ごとに時間を区切って、お互いに譲り合い精神で、安全に利用できるように円滑に、児童館全体を運営しておりますので、特に問題は起きていない状況にあることを申し添えさせていただきたいというふうに思います。

3歳未満を中心とした幼児期からの対応については、児童館内に併設をしております子育て支援センターにおいて、午前から小学生の下校時までの時間帯で、親子で乳幼児が体育館だとかキッズルームなどで、自由に遊びができるようになっておりますので、このことについても、利用者の人数が多いことが支障になってはいないことをお答えさせていただきたいというふうに思います。

また、花月、大和、徳富方面の乳幼児を対象に巡回子育て支援センターを各地区に、年2回でありますけれども、遊びと交流の場を広げております。

以上、説明申し上げたとおり、町としてはできる限り、遊びと交流の場の充実に努めていることを申し上げたいというふうに思います。

次に、雨天時や冬期間に屋内で遊べる場所がないという声が届いているのかという質問でありますけれども、子供・子育て支援事業計画の策定の際、ニーズ調査を行った中で、その回答がありましたので、把握をしております。そのようなことを踏まえ、現在、平成27年度からスタートしている子供・子育て支援事業計画において、その対応を検討することとなっておりますけれども、本年、小学生全児童を対象に、放課後児童クラブの試行状況や結果をも確認し、方向性を見定めていきたいことを申し上げ、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） ただいま、町長の方から児童館や子育て支援センターについての利用状況を詳しく説明していただきました。児童館は、確かに小学校児童低学年を中心とした小学生、中学生の利用もありますけれども、確かに、放課後の児童の居場所として、遊びの場、学習の場として提供されているものですから、完全な子供ですとか親子対象とした遊び場ではないのではないのかなという感想を、私は持っております。

また、子育て支援センターに関しましても、確かに時間は9時半から4時半までと長い時間、しっかり確保されているのですが、月曜から金曜までの開館日となりますと、実は、未就学児を見ているお宅では、お父さんがお仕事休みの土日、祝祭日には、一緒には行って遊べないところなんです。空いてませんので。それでその中で、例えば、児童館の大きい子供達の中に入って行って、遊ぶというのは、やはり今の状況の人数から見ると、ちょっと無理ではないかなという印象は受けております。

確かに、児童館は本町での子供の屋内の遊び場、育成の場として唯一かもしれませんが、ただ今、最後の方におっしゃいましたが、今、子育て支援新制度の改定によりまして、放課後児童対策が進んでいきますと、児童館を利用していく子供が今後増えていくだろうという事は予想できるわけですね。

安全な広さとか、遊具の整備などを考えますと、提供する場所の検討も必要になってくるのではないかというふうに考えます。

現在の児童館を増設するとか、増築するという事は無理にしても、例えば、既存の施設、改善センターとか、そういった施設を新たに空いている時間などを活用して、子供が土日も遊べる、雨の日も冬の期間も遊べる様な場所として活用できるという事を視野に入れていけるのではないかというふうに思っております。

子供達が遊ぶ場というのは、もちろん親子も入ってくるのですが、その親子同士のコミュニケーションもありますけども、保護者同士が集う場所、たまる場所というののも大事なところだと思いますし、今、ママ友という言葉がありまして、私のような姑が口を出すよりは、ママ友同士のコミュニケーションですとか、情報交換にかなり助けられているという、若いお母さん方の声もありますので、そういった施設を作っていくって、子供達への自由に遊べる場、その教育施設としてではなくて、遊び場を拡充していくという、その場の検討もあるのではないかと思います、それについては、いかがでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 遊び場の確保という観点から質問があったのかなというふうに思いますので、そのことについて、お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、土日の関係で、お父さんとか、お話がありました。まず、特定の遊び場だけではなく、親子で自由な場所でいろんなところで遊ぶというのが、親子の触れ合いであるというふうに私は考えているのです。特定の施設で特定の場所でないと親子の触れ合いができないとか、そういう事ではなく、いろんな場所で自由に親子の触れ合いをすることが親子のスキンシップにもなるというふうに考えておりますので、まずはそのことを理解をしていただきたいというふうに思います。そして、そういった中で特定の場所でいろいろ親子共々いろいろコミュニケーションをつなげるためにも、そういった意味では、そういう場所は必要だというふうに考えておりますけども、そこは、今、一定の開館時間の中にはなっておりますけれども、その中でいろいろ共有をしたり、また、ママ友という発言がありましたけども、ママ友からパパ友につながったり、いろんな輪が広がっていくことも十分考えられますので、同じ子育て世代の仲間作りというんですかね、そういったものも十分お母さん同士でだんだん輪を広げていくことが、新十津川の同じ子供を育てる仲間づくりにもつながっていくものというふうに考えております。

先ほどの話に戻りますけども、特にお父さんと遊ぶ時には、いろんなキャッチボールだとかができる公園があったりする場所もあります。冬は、スキー場というものもあります。うちの子供達は、全部、公共施設を使うのに無料になっておりますから、そういったところで自由闊達に体も使って遊ぶことを、まずは基本にしていきたいなというふうに思います。

ただ、そういった中で当然、大雪が降ったり、雨が降ったりする時に室内で遊びたいと

いう事になった時には、児童館の施設を有効に活用していただくなかで遊んでいただきたいというふうに思いますけども、一定の開館時間がありますから、その中で遊んでいただくことを期待をしたいというふうに考えているところであります。

また、空きスペースとして他の公共施設の利用という質問がありました。たまたま子育て支援センターの行事の中で、児童館の体育館を利用し、子供たちが広い場所で伸び伸びと元気よく参加できるようにしておりますけども、より大きなスペースが必要な場合においては、数は少ないでありますけども、遊びの場として改善センターホールなどを活用し、子供の安全確保に努めながら、そういう事業もしているという実態になっておりますので、そのこともお知らせをしたいなというふうに思います。ただ、日常的な利用という事になりますと、改善センターのホールは窓が無く、スペースは確保できておりますけども、子供の健全な遊び場になるかどうかという部分では、少しく疑問がありますので、そこはあまりふさわしくない場所というふうに考えております。ただ、そういうスポット的に活用する場としては、児童館としても、そういう数は少ないですけども活用しているということをおし上げて答弁とさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

再々質問はありますか。

それでは、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 質問ではありませんけれども、教育環境が整えられているのですとか、伸び伸びと遊べる安全で、安心な場所がきちんと確保されているとかということは、子供と育てる親にとっても大きな問題でありますし、他市町村から転入を誘導する大きな要因にもなると思います。質の高い遊び場を整備する、そこに地域の方を入れて遊びのプレリーダーのような方を入れて、一緒に遊ぶという事を揃えていくというのは、今やもう当たり前のレベルになってきているわけです。特別変わったことではない、きちんとしてますよということ、もうあちこちやられてます。当たり前のレベルになってきていますので、先ほどの最初の町長のご答弁の中にありましたように、ニーズ調査で、かつて雨の日とか冬の期間の遊ぶ場所がないという声を把握されているということでございますので、27年度からのこの検討の中に加えていただきまして、是非、そういった遊び場、きちんと整備を進めていただきたいというふうに思います。質問ではありませんので、答弁は結構です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは2つ目の質問に移ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 2点目はスポーツ振興策について、教育長に質問いたします。本町では今年度、スポーツの様々な種目を幼児期から高齢者まで自分のレベルや目的に合わせて参加できる総合型地域スポーツクラブの設立を目指すとのことですが、スポーツに対する想いとその振興策について、次の3点をお伺いいたします。

1つ目に、本町のスポーツ人口の実態と参加者の傾向はどのような状況であるか。

2つに、どのような効果を期待されているのか。

3点目に、ご高齢の方が参加しやすい場所や、交通の便の確保などに配慮はされるのか。この以上の3点でございます。お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 皆さん、おはようございます。教育長として初めての答弁となります。町長同様に丁寧な説明を心掛けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ今の6番議員さんの2点目の質問についてお答え申し上げます。本町のスポーツに対する想いとその振興策についてお答えいたします。

教育行政執行方針でも述べさせていただきましたが、スポーツ活動には、身体の健康維持、体力増進、運動能力向上といった効果のみならず、爽快感や達成感、他者との連帯感を味わえるなど、心身両面にわたる大きな効果があると考えております。さらに、町民が交流を深めていくきっかけともなり、地域の一体感や活力の醸成につながっていくものでもあります。

それでは、質問項目に沿ってお答えいたします。

初めに、本町のスポーツ人口の実態及び参加者の傾向についてお答えいたします。

まず、本町の小学生についてですが、児童のスポーツ少年団への加入率は年々伸びておりまして、平成25年度で53パーセントの児童が少年団活動に参加しておりますが、平成25年度に文部科学省が実施しました全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、運動部やスポーツクラブに入っている児童は60.35パーセントであったことから、本町の児童は全国平均をやや下回る加入率であります。

続きまして、中学生についてですが、本町の中学校生徒の部活動における運動部への加入率は、平成25年度で64.3パーセントです。公益財団法人日本中学校体育連盟の平成25年度の調査によりますと、中学校生徒の運動部所属率が全国平均で64.32パーセントであったことから、本町の中学生は全国平均並みの運動部加入率であります。

最後に成人層についてですが、平成20年度に私ども教育委員会において、総合型地域スポーツクラブのあり方を検討するため、無作為に抽出した18歳以上の町民及びスポーツセンター利用者を対象にアンケート調査を実施いたしました。この結果、1年間にスポーツに取り組んだ町民は34.3パーセントと、平成21年に内閣府が実施した体力・スポーツに関する世論調査における成人の週1回以上のスポーツ実施率は、45.3パーセントでありまして、これと比較いたしましてもスポーツ離れが特に顕著な世代であると言えます。

また、体育協会加盟団体への加入率を見ると、年々加入者数の割合が減少している状況にありまして、20歳以上の加入率は、平成16年に12.7パーセントでしたが、平成27年には7.4パーセントまで落ち込んでいます。

しかしながら、ウォーキングですとかジョギングですとか、個人での活動や体育協会加盟団体以外のいろいろなサークルでの活動、民間フィットネスクラブを活用している町民も一定数潜在しておりますので、個人や限られた仲間のみでのスポーツやフィットネスを楽しむ町民もいるという傾向が強まっているということも捉えております。

次に、総合型地域スポーツクラブに期待する効果についてお答えいたします。

町民誰もがいつでも手軽にライフステージやニーズに応じたスポーツ活動に取り組むことのできる機会を柔軟に提供することで、スポーツを通じた健康づくりと本町における生涯スポーツの定着に足がかりをつくること、また、スポーツクラブに通っていただくことに

より、身体的効果ばかりでなく、仲間づくりができ、新たなコミュニティを醸成することも総合型地域スポーツクラブの創設の狙いとしております。さらに、関係機関との協議の上で、将来的には体育協会加盟各団体やスポーツ少年団との連携を図り、それぞれのニーズに応じた活動などを実施し、既存団体の課題解決や活性化に繋がるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に3点目の高齢者が参加しやすい場所、交通の便の確保についてお答えいたします。

教室の開催場所ですが、スポーツセンターのサブアリーナがメインのアリーナと比較いたしますと稼働率に余裕がありますので、その活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。しかし、教室の対象者や内容、いわゆる種目によっては、スポーツセンターまで足を運ぶことが困難であると想定される場合には、ゆめりあの多目的ホールですとか、農村環境改善センターホールなどの活用も視野に入れております。

また、交通の便の確保についてでございますが、現在のところは特に考えておりませんが、今年度1年間の実施状況を踏まえまして、検討すべき事項であるかどうかを判断していきたいと思っております。

なお、今年度は高齢者層を対象とした教室といたしまして、ゆめりあの多目的ホールを会場に、スポーツ吹矢を予定しているところでございます。以上、6番議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） ただ今のご答弁の中で、特に3番のご高齢の方が参加しやすいような交通の便の確保について検討されていくとのことでしたが、やはりご高齢の方が出掛けやすいように、このスポーツ総合の目的が、いつでも、どんな方でも、ライフステージに合わせてということですから、自分で車で来られない方は、来れませんよというのでは困りますので、是非、そういった福祉バスですとか、小さなものを使ってでも、きちんとして整えていただいて、ご高齢の方が少しでも表に出てこられるように、介護保険制度もちょっと変わりますので、そういった方が家からきちんと出てきやすいような仕組みを検討されていっていただきたいなと思っております。

再質問なのですが、ソフト面については、きちんとしてこういった整備をされていくと思うのですが、ハード面についてちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどのとちょっと関わりあるかもしれませんが、冬の間ですね、冬の期間における子供のスポーツ活動の場について、お伺いしたいと思っております。

現在、町内で利用している体育館の整備をどのように進めていくかという事をお聞きしたいと思います。町内の体育館ですね。はっきり言いますと大和体育館ですとか、中央体育館とかありますが、あるスポーツ少年団は、冬の間は練習場が不足しているという現状がありますし、また、その廃校となった校舎の旧体育館ですね、そこはちょっと今現状見ますと、ここを体育施設としてスポーツしてくださいというようには、ちょっと言い難いような現状でありますので、町としてスポーツの振興を進めていくのであれば、現在使っているこういった体育館などの整備について、どのように考えていくのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんのご質問にお答えいたします。今ほど町内に既存する体育施設、中央体育館ですとか旧大和小の体育館についてでございますけども、現在、中央体育館につきましても、町内のスポーツ団体、あるいは、町外の方からも利用増ということで聞いております。ただ、申込みという形の中で町内の方に申し込んでいただいて利用するというので、私どもも町内の方に申し込んでいただいて積極的に使っていただきたいというふうに考えておりますし、なお、中央体育館につきましても、ご承知のとおり建物が古いものですから、今後、使えるであろう限られた期間の中で有効的に活用していきたいと思っておりますし、大和の小学校の体育館につきましても、新たに整備するという形、スポーツとしては考えておりませんが、限られた中で有効的に使っていただきたいと。町民の少年団が有効的に使っていただきたいという気持ちは、私ども教育委員会としては十分持っておりますので、あらかじめ早く申し込んでいただくような形で、町内に優先して使っていただきたいというのが、私どもの願いでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい。

○6番（西内陽美君） 中央体育館につきましても、町内ではたった1つの土間というのですかね、土の練習場でありますので、どうか利活用、長く使えるような整備といたしますか、取り組んでいただければ有難いなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは最後の質問、お願ひします。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 最後の質問は、町長に質問いたします。地域おこし協力隊についてでございます。

地域おこし協力隊は、田舎暮らしや地域の活性化への貢献を希望する都市住民が、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方農村部などの過疎地域に移り住み、地域おこしの担い手として地域協力活動に従事してもらい、併せて、その定住、定着を図ることで地域のニーズに答えながら地域力を維持、強化することを目的とした制度であります。

地域おこし協力隊への関心の高まりは全国的に広がっておりまして、国は平成26年度に1,511人であった全国の地域おこし協力隊の隊員数を、28年度までに3,000人まで拡大する計画をもっております。

本町においても、今年2人の地域おこし協力隊員を募集し、協力をいただくことになりました。そこで、次の点についてお伺ひいたします。

地域の主体性を高める方策についてでございます。地域おこし協力隊の制度は、任期が最長3年間となっております。その期間の中で期待する効果を得るためには、協力隊員が地域住民と一緒に地域活性化に取り組めるよう、協力隊員が活動しやすい環境を整備するとともに、その活動を盛り上げ、地域の活性化につなげていくような支援が必要です。地域への対応も重要なポイントであり、地域おこし隊の協力を得て地域の主体性をどのように醸成していくのかを、町としての体制をお伺ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんの地域おこし協力隊についての質問にお答えを申し上げます。最初に、回答の方から申し上げます。

地域の主体性を高める方策については、本町では、地域サポーター職員制度により、各行政区に担当職員を配置し支援をさせていただいておりますので、これまでと同様、地域の活性化の取り組みにつきましては、サポーター制度を中心に組み込んでまいりたいという考えでございます。

なお、ご質問のありました地域おこし協力隊につきましては、今ほど質問にあったとおり、いろんな部門で地域おこし協力隊が活動できる、そういうジャンルがあります。地域の中に入り、地域住民と一緒に地域の活性化に取り組む協力隊の事例などが多く報道されておりますけれども、本町においては、1人は産業活性化支援員として総合振興公社で農産物ブランド化や6次産業、観光事業の推進業務に就いていただくこととしております。もう1人は農業支援員として、ピンネ農業公社を通じ農家に出向き、農作業を支援しながら就農技術を身に付けていただくこととしております。産業活性化支援員は、6月から1人来ていただいております、農業支援員は7月から来ていただく予定となっております。

本町の地域おこし協力隊は、産業活性化支援員及び農業支援員としての業務が中心となりますが、まちのイベントなどへも積極的に参加いただき、地域とのつながりの中で刺激を受けながら、町民の皆様や関係団体の方々に顔の見える地域おこし協力隊員として、まちづくりにも貢献していただきたいと考えております。

また、地域おこし協力隊員の知識や技能が地域の活性化につながるものがあれば、地域活動への側面的な協力についてもお願いしようと考えているところであります。

地域おこし協力隊員は制度上、都市圏からの移住者でありますので、田舎暮らしについては、あまり慣れていない人材が来ている状況になっております。まずは、まちに住んで、見て、知っていただくことから始め、日々の業務を通じ地域の一員となって、まちの活性化に協力していただきたいというふうに考えているところであります。

なお、任期の終了後は、最終的に本町に定住していただきたいというふうに考えておりますので、地域おこし協力隊員の活動をサポートしながら、定住に向けたアドバイスも行ってまいりたいというふうに考えていることを申し上げ、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○6番（西内陽美君） 私の質問が、地域の主体性を高める方策というのは、地域協力隊への支援の側ではなくて、実は、その地域おこし協力隊を受ける側、まちの方の地域の当事者意識をどのようにもっていくかというところが大きなポイントではないかなというところで質問させていただいたのですけれども、私の質問の仕方がうまくなかったのか、なかなか期待していたような答えが出なかったわけですが、全国的にみましても、地域協力隊がまちに入ってこられて、まちの事業を丸投げされて、どうしていいかわからないとかいった事例がよくあるそうなんです。それでもって、私は、せっかく来ていただくこの協力隊の方々の力を借りて、この新十津川町の町民が協力隊員に協力しながら、実



は、私たちのまちを盛り上げていくためのものなんだという事の意識を高めていくための方策という事で、どのように取り組んでいかれるのかなというところをお聞きしたかったわけですね。

それが、私たちに課せられた課題かと問われればそうかもしれませんので、これからも、議会の中でもどのように進めていくかということ、もうお1人は7月からということですから、これからの赴任になりますので、どういったふうに地域で意識を高めていくか、これから広報ですとか、議会だよりなんか利用しながら地域住民への呼びかけなんかにも努めてまいりたいなというふうに思っております。

再質問なんですが、終わりの方に定住希望者への取り組みもちょっとお話されましたけれども、任期終了後の希望者へですね、具体的な支援についてどのように進められていくかをお聞きしたいと思います。

26年度末の制度改正によりまして、地域おこし協力隊員の最終年次とその翌年度に活動している自治体で起業をしたいという場合には、その自治体が支援をすると上限100万円の特別交付税措置が講じられるというふうに制度改正がありましたので、そういった支援交付金を使いながら、3年経った後に協力隊員が都市にまた帰ってしまうのではなくて、定住していただくというふうな取り組みが、何か、もしお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは6番議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、最初の答弁がちょっとかみ合っていないことがあったのかもしれません。お許しをいただきたいというふうに思いますが、本町の地域おこし協力隊は、それぞれ仕事を持ちながら、そして、地域とうまく結びついて、そして、新十津川のまちに都会から来た別な観点から見ていただき、そして、新十津川の良さとか魅力を発見してもらおうと、これは都会で生活している人ならでは、新十津川の潜在的な物を見出してもらいたいというふうに考えております。

ただ、先ほどお答えしたとおり、先にまちに馴染んでもらうというところが、まず第一だというふうに考えております。先日の陶芸まつりにも1人の方は物販の方に協力をしていただき、ある町民の方が、地域おこし協力隊ということから声をかけていただき、もし良かったらまちを案内をするよというような、積極的な町民の方もいたのも事実でありますので、これからいろんな関わりの中で、地域おこし協力隊の方と町民の方、さらには、地域、本当に行政区だとか、そういった地域の中で根ざして成長してもらいたいというふうに考えております。

これは、温かく見守る、そして、育てる、そして新十津川に定住をしてもらいたいと、そういう段階的な考え方の中で、新十津川を違った目で見てもらいたいというふうに考えているところであります。

今ほど質問にありましたとおり、制度改正があつて、新規起業については、そういう制度があるという事も承知をしております。地域おこし協力隊の方が、この3年間、まずは努めてもらいたいというふうに考えておりますし、その3年の間の中でどのように新十津川に企業を起こすか、さらには、もう1人の方は農業に従事をしてもらいたいという意向

がありますので、実際の農家に出向いて体験をしてもらって、従事をすることも想定をしております。これはピンネ農業公社がいろいろそういう農家の斡旋をして、その農家に実際に農家の業務をしてもらうということになっておりますから、その体験を通じ、この隊員が新十津川の農業に根ざしていきたいということになれば、その根ざす方向が水田なのか畑作なのか園芸なのか、いろんな部門もありますから、そういったものも十分この地域おこし協力隊の意向だとか、そういう体験を通じ考えていただき、そして、その起業の100万円の制度もありますし、また、ピンネ農業公社の新規農業者への育成の対応もありますので、そういったものも噛み合わせながら、しっかりと対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

まず、議員各位においても、温かく地域おこし協力隊を見守って、声をかけていただければ有難いと思えますし、町民の皆さん方においても、いろんな場面で地域おこし協力隊が活躍、活動する場面があると思えますので、いろいろ声をかけていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

少しお答えになっているかどうか分かりませんが、地域の主体性を高めることについては地域おこし協力隊が中心的ではなく、やはり新十津川にいる町民、そして、行政区、そして、サポーター、そういう町内に住んでいる方が主体性をもって地域性を高めていきたい。ただ、地域おこし協力隊は良い刺激として、町民に与える良い刺激、行政にも与える良い刺激として、そこは受け止めて地域の主体性をより高めていきたいという事を申し上げ、答弁とさせていただきますというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

ここで13時00分まで休憩いたします。

(午前11時52分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に戻り会議を再開いたします。

(午後 1 時00分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

1 番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1 番 進藤久美子君登壇〕

○1 番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。今回は、3 点についてご質問させていただきます。

まず1 点目、町営住宅建替え計画についてお伺いさせていただきます。新十津川町公営住宅など長寿命化計画によりますと、さくら団地につきましては、平成33年に建て替える計画になっていますが、現在もその予定にお変更はございませんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは1 番議員さんの町営住宅建替え計画についてお答えを申

上げます。

今質問のございましたさくら団地は、昭和51年から54年に建設をされたブロック造平屋建の7棟28戸であり、現在は28戸すべて入居されている状況になってございます。今質問にありました新十津川町公営住宅等長寿命化計画は、平成25年度から平成34年度までの期間を計画期間として、公営住宅の整備、管理、修繕等における長寿命化に関する基本方針として、平成24年度に策定をしたものでございます。

この計画については、今質問にあったとおり、さくら団地、33年に計画となっておりますけれども、計画の変更は今のところ考えておりません。

ただ、この計画書お持ちなんですね。はい。この計画書の中に書いてあるとおり、中間年にあたる平成29年度に本計画の平成30年度以降の事業について、社会情勢の変化や事業進捗状況等を考慮しつつ、内容を見直すこととしておりますので、その時点で30年度以降の事業をこのとおり行うかどうか確認をして、実施をするということになってございますので、ご理解をしていただければというふうに思います。以上を申し上げまして、1番議員さんの1点目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を認めます。

○1番（進藤久美子君） ただいま29年度から30年度に向けて変更があるかもしれないということをお答えいただきましたが、そういうふうな計画が変更になった場合のことをちょっとお伺いさせていただきたいのですが、他の公営住宅の建替えを計画されていると思いますが、特に冬期間の問題、町営住宅に住まわれている皆さんにとっては大変な悩みの種となっております。寒さ対策のため窓にビニールを張ったり、窓と窓との間にスタイロホームを置いて風よけをしたり、2重窓になっているにもかかわらず、中に掛けているカーテンが揺れるほど隙間風が入ってくるなど、本当に多くの問題が私の所に寄せられております。

特に問題なのが、屋根に積もった雪でございます。自然の力では落ちることができず、高齢の入居者の方が年に3、4回、屋根の上に登り自力で雪を降ろしているという、そういう状況もございます。今年におきましては、赤平市で公営住宅の屋根の雪降しをして事故に遭われ、命を落としたという痛ましい事故も起きておりますので、そのことを繰り返さないためにも、公営住宅の屋根の改修工事の予定などがありましたら、お聞かせ願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今再質問がありましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

公営住宅、今のさくら団地は平屋建ての建物ということでございます。住まわれている方は、そういう住宅の管理に、それぞれ配慮していただいていることに、それぞれ感謝申し上げますというふうに思います。

ただ、私どもも、それぞれ公営住宅の使用料、それぞれ皆さん方に所得に応じていただいております。その公営住宅使用料については、全体の公営住宅の、今回の長寿命化計画と関連し、それぞれ計画的に全体の公営住宅に住まわれている方の維持修繕、屋根だとか

壁だとか、それは計画的に対応しているところでございます。今年も公営住宅のそういう修繕箇所もあるのも提案をさせていただいておりますので、その順次という部分では、計画的に進めさせていただいておりますので、その辺はご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

先ほどのさくら団地については、この計画に則って29年度、一度、しっかりと社会情勢、今大きく変わっておりますので、再確認をして、その時点でさくら団地等を含んで全体の公営住宅の30年度以降の計画について、もう一度確認をして、しっかり執り行いたいということでございますので、ご理解をしていただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは、2番目の質問へ入ってください。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 2番目の質問をさせていただきます。リフォーム助成制度についてでございます。

先ほど、先輩の笹木議員が質問された内容と若干かぶる所がございますが、それだけ町民にとって、この住宅リフォーム助成、とても大切な問題だと思いますので、再度、質問をさせていただきます。

定住促進対策事業や民間賃貸住宅建設助成等を行って、定住の促進と人口減少に一定の効果をもたらし、また、期待するのも分かりますが、併せて、現在、長年住み続けている町民にとっては不公平感があると思われれます。新十津川町に長く住み続けてもらうための一つの要因として、住宅リフォーム助成制度が、今必要とされています。

地元の業者を利用した、住宅リフォーム助成制度の導入を検討していただきたいという内容の質問です。

先ほど、町長の方から前向きに検討していただけるという答弁をいただきましたので、答弁は結構でございます。一応、私の意見を質問をさせていただきました。

○議長（長谷川秀樹君） 今の進藤さんの想いを踏まえて、町長の方から再度、答弁お願いします。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま議長の方から進藤議員、1番議員の質問に、私の方から答えるべく指示がありましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

このことについては、先ほど10番議員の笹木議員の質問内容と同様かと思えますけれども、そのように安心すまいる事業の拡充をして、新年度に向けて、新十津川に住んでいる方々が長く住み続けてもらいたいというそういう思い、そして、住んでいる方がやっぱり新十津川に安心して住める、そして、そのことがまちの良さにつながっていろんな人の定住促進にもつながる、その新十津川の良さをアピールをしていくためにも、新十津川に住む方のリフォーム、そして、新たに来る方の定住促進と併せて前向きに取り組んでまいりますので、そのことを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、最後の3つ目の質問に入ってください。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 国保税の分納回数の変更について、ご質問させていただきます。

現在、国保税は年8回納付回数になっておりますが、町民の皆さまから、もっと納付しやすい回数にしてほしいとの声が多く寄せられています。分納という制度がありますが、まだ町民には広く理解されておりませんので、再度、町民に分納制度について知らせていただくことはどうかと考えておりますが、町長のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは1番議員さんからの3つ目の質問にお答えを申し上げます。

国保税の税額は、その算定基礎である総所得金額が年度初めに確定をしておらず、確定を待ってからの賦課決定を行わざるを得ないという特殊性があることを、まずはご認識をしていただきたいというふうに思います。

このことから、納期の開始は、国保税の条例も今回の定例議会に上程しておりますので、この定まった後の7月を第1期として、翌年2月までの8カ月、いわゆる8期に分けて納付をしていただいているところでございます。

そのような理由から、中空知管内では本町を含め6市町が8期として納付をしていただき、納期内に自主納付することは納税への意欲ばかりでなく、社会を支える一員としての意識向上につながると考えられますので、多くの方々に納期を守っていただけるよう努めていただいているところでございます。

一方で、災害や事故、突然の離職などの急激な変化によって納期内の納付が困難になった方には、納税相談に応じて分割納付を認めるケースがございます。このような場合は、まず、納税相談をしていただきたいのでありますけれども、その納税相談につきましては、毎年4月、新十津川広報と納税通知書の裏面に、随時、受け付けている旨を掲載させていただいております。

何れに致しましても、安易に分割納付を認めることは、様々な思いをしながら納期を守っていただいている方々との間に不公平感が生じますので、単に分納制度を周知するのではなく、特別な事情による納税相談が前提であることを念頭に、これまでと同様の周知方法をとってまいりたいと考えていることを申し上げ、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を認めます。

○1番（進藤久美子君） 町長の言われていることは分かりますが、国保税を年金受給者の方が納める割合が多くなった現在ですね、本当にその納付回数で払うことができなくて困っているという方の声を大きく聞くことができますので、今までのような役所的な考えをちょっと改めていただいて、現状にあった制度に改善していただく方向は考えられないでしょうか。お伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問にお答えを申し上げます。まず、全体の町税という部分では、納期の定まっているものは国保税の他に、それぞれの町民の状況によって

も違いますけれども、固定資産税、軽自動車税、町道民税、そして後期高齢者医療保険料があります。毎年5月から翌年の2月までの間に、偏らないように配慮して納期を定めさせていただいているところでもあります。

仮にでございますけれども、国保税を4月から納期に切り替えますと、その時点では課税基礎額、いわゆる税が確定をしていないという状況になっておりますので、仮計算での納付ということになり、いずれかの時点で精算行為が発生しますし、他の税と納期が重なったりもしますので、必ずしも納税者にとって利便性の高いものとは言えなくなってしまうというように考えております。

また、税は、基本的に毎年度課税されるわけでありますから、分割納付には一定の限界があり、翌年度に延伸するような分割納付ということにはなりづらい。ですから4月から3月、3月というのは整理になってまいりますので、2月までに税の納期ということを決めて、計画的にそれぞれ納付をしていただくということが、それぞれ国民の責任でもあるのかなというふうに考えておりますので、一定の所得、年金者にとっては、2か月に1回の年金受給ということも十分わかりますけれども、年金受給と納期の時期を良く考え合わせさせていただき、納税をしていただくように今後お願いを申し上げます。

そういうことでございますので、現段階では、今の8期に分かれてる納期を拡大するということには考えはないことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） ただいま議長のご指示がございましたので、私、初めての一般質問をさせていただきたいというふうに思います。私の方からは質問事項として、3本の質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1点目ですけれども、先般25日の議会において、熊田町長より町政執行方針が発表されました。新しく町長になった熊田町長の町政に対する強い想い、そういったものがこの執行方針には込められているというふうに感じておりますが、まず1点目として、その中の地方版総合戦略の策定について、お伺いしたいと思っております。

まずこの地方版総合戦略については、我が国が世界に類をみないスピードで進んでいる人口減少。それと、超高齢化に対する国の、まず一つの戦略というふうに言われております。

地方は国にぶら下がっているのではなくて、地方から国を変えていく、そういった強いビジョンが込められており、各地域はそれぞれの地域の課題をとらえた創意工夫、それと、事業構想力というのが大きなポイントとなっております。ただ、ネット等で見ますと、非常に残念なことに、多くの自治体がこういう計画策定をコンサルタントにかなり依存していると。コンサルタントバブルというような言葉も、ただ、ネットでは賑わっているような状況ですけれども、この総合戦略については、やはり町が一体となって取り組み、コンサルタントだとか、客観的な助言ではなく、主体的に問題解決をし、知恵を出し合って実行するということが非常に大切だというふうに思っております。

そこで、今回の総合戦略の策定には、執行方針の中で町民や議会の意見を聴きながら策

定するとありましたが、具体的に町民がどのように、この計画作成に参画できるのかというところが、まず1点と、それと執行方針の中で、これもきっとかなり強い想いだろうなというふうに思っているのですけれども、これまでの堅実、かつ、確実な町政運営を継承しつつも、町の魅力や価値を今一度掘り起し光を当て輝かせる。特にこの、町の魅力や価値を今一度掘り起し輝かせるという攻めの姿勢。これはですね、非常に私自身共感するとともに大きく期待をしているところです。

そこで執行方針の中には、諸外国留学生を招いて、外国人の視点で調査を行い、地元住民では気づかない新たな資源を発掘とありますけれども、なぜ、外国人留学生なのか、ここをちょっとお答えいただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。私の執行方針に対する想いをくみ取っていただき、有難いというふうに思います。

最初に、この総合戦略を計画するにあたってのコンサルタント、新十津川もコンサルタントに委託をする旨、先の臨時議会で可決をいたしました。議員からも質問があつて、お答えをさせていただいたところでもありますけれども、この計画策定にコンサルタントを使うという趣旨は、コンサルタントに丸投げをするということではなく、町民、職員、いろんな分野からいろんな声をくみ取った時に、それが人口の伸び、例えば、今やっている定住促進、例えば200万円の事業がずっと継続すると、これが何人の人口の伸びになるのか、子どもが何人増えるんだと、いわゆるKPIという指標を一つひとつの事業で見出さなければならないということがあるのです。

そのために、その分析をするのがコンサルタントに委託をして、一定のそういう数値に基づいて、この事業をすることによってこれだけ人口が増えたり、子どもが増えたり、高齢化比率がこういうふうになっていくんだと、こういう分析が求められていることからコンサルタントに委託をするということを、まずもってご理解をしていただきたいと思います。

それを踏まえて、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

平成27年度の重点項目として、初めに取り上げました新十津川版総合戦略は、今ほど質問にあつたとおり、国が制定した、まち、ひと、しごと創生法に基づく、就業機会の創出や人口減少克服などを柱に、地方創生に向けた今後5か年の我が町の計画であります。ただ、この5か年ということに計画期間は当然なっておりますけれども、今後の新十津川のまちづくりのための大きな5か年の計画というふうに考えております。

ただ、総合計画やなんかありますから、その総合計画というものを当然尊重し、そして、今喫緊の課題であるこの人口減少、そして、雇用の創出などを見出すためのこの5か年間の計画を、しっかりと新十津川の計画を見出していきたいということでございます。

この戦略策定に向け、多くの町民の皆様のご意見を賜りながら、意見を集約し、策定をしたいと。今も質問の内容にあつたとおりであります。その参画をどうするのかということの質問だったというふうに思います。

その町民の皆さんから意見をいただく機会として、全11行政区を対象としたまちづくり

懇談会を7月1日から実施をすべく、それぞれ区長さんにお手数を煩わしながら、この大きな総合戦略の声をしっかり把握するために日程調整をさせていただき、各行政区に出向き、それぞれ総合戦略の重要性、そして、町民の考え方などを汲み取って計画作りに取り入れていきたいというふうに考えているところであります。

通常はこのまちづくり懇談会、11の行政区だけではありませんけれども、この他に青年部をはじめとする各種団体との意見交換を中心に進めていく予定である旨、先の総務民生常任委員会にて説明をさせていただいたところでもありますけれども、幅広く意見をさらに求めた方がいいのではないかという意見を賜りましたので、子育て中の親御さんや、小、中学生、シニアリーダー会アザレアのメンバー、農業高校の生徒さんなどにもその対象に加え、より幅広い方々から直接意見を伺えるように、現在、進めているところでございます。

これが総合戦略について、そういうことによってしっかりと今後の5か年の計画を取り進めていきたいということでございます。

2点目の外国人の留学生による、まちの魅力発見についてのご質問でございます。

なぜ外国人なのかという点でございます。今回の事業は、やはり外からの視点にスポットを当てることを目的にしております。

近年、日本また北海道においても成長戦略の柱の一つとして、外国から日本を訪れる観光。いわゆるインバウンド観光が注目されています。日本は、海外から高く評価される自然、産業、技術、文化、食などを持っていますが、その良さは日本人自身が、まだ十分認識していないというふうに言われております。日本を訪れる外国人は、日本食、温泉、生活文化、歴史、伝統文化への関心が高く、地方にはこれら日本の良さが多くあるとされております。

今回計画されている事業は、生活環境も歴史も文化も違う外国の留学生の視点から、住んでいる方々では気づかないまちの魅力を掘り起こすことを重点として考えております。この事業に参加を予定をしている留学生は、現代日本の社会や文化に高い関心を持っております。加えて、日本社会のみならず、国際社会においても日本の良きパートナーとして活躍するため、グローバル人材を養成する教育プログラムを専攻している北大の留学生でございます。学生たちが、本町のどのようなものに興味を持ち、どのような意見や感想を述べるのか非常に楽しみであり、期待をしているところでありますし、私としても、今回初めての取り組みとして、しっかりこの事業を活かしていきたいというふうに考えているところであります。

この事業終了後には、この留学生がレポートとしてまとめていただき、本町の観光、特産物、イベント、仕事の創出など、まちづくりに活かせるものにつきましては十分活用を検討してまいりたいというふうに考え、まちの魅力発見のために勢力を尽くしてもらいたいというふうに考えているところでございます。

以上を申し上げて、4番議員さんの一つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を認めます。

○4番（小玉博崇君） 今ほど、熊田町長の方からまちづくり懇談会、それと幅広い住民から意見を聴いて策定するというふうになりました。

我がまちも、いろいろな計画だとか総合計画も含めてなんですけれども、やはりこうい



うまちづくり懇談会や多種多様な方からの意見聴取というのは、きっと行ってきているかなというふうに思っております。

ただ、実際、町民の感覚として、この作られた計画が本当に自分たちで策定したというような実感が湧いているのかどうか、そういったところが非常に疑問だなというふうに思っております。

そこで、今回の総合戦略の策定において、確かに住民の方からの意見を聴取するというふうにお話がありましたが、この戦略を策定する作業の中に住民が参画するという方法、また工夫、戦略ですね、そういったものがあるのかどうかということをお教えいただきたいということと、それと北大の大学生の留学生ということでしたけれども、私も、やはり外からの意見というのは非常に大切だというふうに思っております。ただ、長年ですね、やはりこのまちに暮らしているからこそ知っている魅力だとか、資源というのもたくさんあると思いますし、私もいろいろな方とお話をして、非常に良いアイデアを持っている町民の方もたくさんいます。そういった方たちの声を今後どのように取り入れて形にしていくのか、この2点、再質問させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） この総合戦略、どのように町民の方々が計画づくりに加わるのかということでありましてけれども、まちの計画づくりには総合行政審議会という組織があり、まちの計画すべてについて総合行政審議会に諮り、その委員の皆様方にこの計画の内容を吟味していただき、そして、その計画の決定をしている状況になっておりますので、町民を代表とする総合行政審議会の委員の方々が、その計画に加わっていただけるということになってございます。

また、この計画については、パブリックコメントというものも当然周知しながら、それぞれまちづくり懇談会等に参加をできなかった方々の声を吸収できるように工夫をしております。

また、この総合戦略については、仕事だとかいろいろな関係もありますので、産官学というふうに言われている一定の者に加え、金労言、いわゆる金融機関だとか、労働者、それと報道機関というものが計画づくりに加わるということになっておりますけれども、本町の場合は、それぞれ必要な場合において、オブザーバーとして加わっていただくことを考えております。

さらには、道として総合戦略の担当主幹が空知の総合振興局に配置をされておりますので、道としてのそういう職員のアドバイスというのか、いろいろな情報も新十津川の方に提供していただき、新十津川のまちの特色だとか、状態、状況に鑑みて、このような事が総合戦略として相応しいだとか、そういう内容を確認をしながら、この短期間の中で今後の5か年のしっかりとした総合戦略を見出していきたいというふうに考えているところであります。

まず、基本はちょっと先ほど言っておりましたけれども、職員の英知と創意を結集して、それぞれそういうものを基本とながら町民の皆さんの声、そしていろいろなまちづくり懇談会でいただいた声を吸収して、良い計画を作っていきたいという思いでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

もう1つ、答弁漏れでありました。長年暮らしている人の意見をどうするのかということとでございますけれども、これは先ほど言ったまちづくり懇談会の場面で、やはり長年住んでいる人の声、そして新十津川をずっと築き上げてきた、それぞれの苦労が今の新十津川になっているわけでありますから、そういった声を聞けるように、できる限りまちづくり懇談会に参加をしていただきたく考えているところでございます。以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか、はい、再々質問。

再々質問を認めます。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方から、まず総合戦略については総合行政審議会が町民の代表ということで、そこで審議をするということと、町民には幅広くパブリックコメントを求めるということがありましたが、なかなか町民の積極性という問題もあるのですが、なかなかまちづくり懇談会への参加率だとか、また、パブリックコメントとのコメントをする方の率だとか、なかなかこういう取り組みをしても多くの町民の方が興味を持って、これに積極的に取り組むというのが、なかなか難しい状況ではないかなというふうに思っております。

まだ、総合行政審議会においても公募の委員はいますけれども、確かに、この総合戦略を立てるための委員ではないということもありますので、私は、この総合戦略については、本当にこの新十津川町の将来を左右する計画策定であるため、住民が一丸となって取り組めるものではないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

そして、やはり誰かが作った計画では、実行段階で力が入らなくなってしまうという可能性があります。そのためにも、町民が主体的に参加する総合戦略策定のために、新たに組織する協議会などの議論が必要だというふうに考えますが、町長の考えをお聞きしたいというのが1点と。

もう一つ、外国人留学生の部分についてですが、今後、長年暮らしている方の意見は取り上げるというふうになりました。先ほどの執行方針の中に書かれている町長の想いであり、まちを輝かせる、このためには、町民がやはり本気になるということが非常に大事なかなというふうに思っております。それが町長の目指す協働のまちづくりであり、総合計画のテーマでもある、みんなで創る、ではないかなというふうに思っております。その仕掛けを作ることが、これから非常に重要じゃないかなというふうに思っております。

そういったことから、私はこのまちに大きく課題として考えるのが、まちづくりのリーダーが不在であること、それと、コーディネート機能が非常にないこと、これが大きな課題となっており、町として今後リーダー育成、又は、コーディネーターの育成というのが、私は必要だというふうに感じておりますが、町長のお考えをお聞きしたいです。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） まず、一つ目のこの総合戦略に向けて協議会を設置すべきではないかというご意見だったというふうに思います。

内部でいろいろ協議会を設置することも検討しなかったわけではございません。ただ、まちの総合行政審議会という組織は、いかなる計画もそこでしっかり吟味をする。そして、今まで計画づくりに、策定に協力をしていただいた、それぞれの計画を見ている知識、そ

ういうものを蓄えている方でございます。

ですから、まちの計画づくりには欠くことのできない委員だというふうに認識をしているところでもあります。その委員を核にしてということも無かったわけではありませんけれども、その総合行政委員会を核にしてオブザーバーとして、先ほど言った金労言、そういう方々、さらには、道の職員、そういった方々に必要に応じ加わっていただくことが新十津川にマッチした、この総合戦略の委員会であるというふうに考え、新たにそういう協議会を設けるのではなく、新十津川に合ったこの総合行政審議会に必要な応じオブザーバーを加えた組織の中で、しっかりとこの総合戦略を組み立てていきたいということでもありますので、協議会という設置ではございませんけれども、形的には新十津川に合ったそういう新たな組織というのか、内容を充実させた中で対応をしていくということでご理解をしていただければなというふうに思っているところでもあります。

2点目の輝かせる、町民が本気になる、これは本当に必要なことだというふうに思います。この新十津川は、本当に歴史、文化、奈良県十津川から移住をした稀なまちであります。本当に誇り高きまちだというふうに自負をしているところでもありますけれども、そのことを町民全体に伝わる、そして新十津川の良さを認識してもらい、そして新十津川の魅力をさらに感じてもらいながら、そして、それぞれが輝いていく、そういうふうにつなげていけるように行政としてもやれることをしっかりやっていき、また、それぞれの議会なり町民の方々においても、そのまちの魅力、いろんな形があります。そういったものをアピールをできるように我々に伝えていただければ、なお有難いなというふうに思っているところでもあります。

そして、今質問のリーダー不在、コーディネーターも必要ではないかということでもありますけれども、うちのまちはリーダーは沢山いると思うのです。ただ、見かたとして、人の上に立ってという部分の形よりは、それぞれの自分の職業なり、自分の得意なりを活かしたリーダーは沢山いると思います。それをうまく引き出すようにしていければ、なお良いのかなというふうに思っているところでもありますし、コーディネーターについては、今一つ道の事業で、農福連携の事業があり、今モデル地区として新十津川をという動きがありますので、そういった事業がうまくモデル地区になれば、農福連携の中でコーディネーターの育成、そういったものも北海道の視点から、全部道の事業で進められるものでありますけれども、そういう事業の中からもそういうメニューがありますので、そういったものを活用しながら、モデル地区に当たった時にはうまくやっていきたいというふうに考えておりますし、それがなくても、しっかりとした、それぞれのいろいろ調整役という部分の、それぞれの人材は豊富にいるというふうに考えておりますので、今後、横の連携というのですか、いろんな意味での今までなかった横の連携を、さらに広げているようなコーディネーター役、そういうものを育成できる機会にしていければというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 今、再々質問が終わりましたので、2番目の質問に移ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） はい、じゃあ2番目の質問に入りたいと思います。

教育の視野拡大についてということで、質問をさせていただきたいというふうに思いま

す。

現在、これからの世の中を担う子供たちの教育というのは、多様化する社会で活躍する人材育成を育てていくという意味でも、非常に大切なことだというふうに思っております。

また、本町で育った、大きく立派に育った子供達が故郷新十津川に残り、町を支えていくということも我がまちの教育ビジョンの1つとして取り組む必要があるのかなというふうに思っております。

これまで、ものを覚えたり、知識を得る学力だけではなく、コミュニケーションを育み、社会生活の中で生きていく力、社会人基礎力とか、身につけた知識や技能を日常の場面で活用できる力、PISA型学力、ぴさ型学力がこれからの社会に必要な力というふうに言われております。

我がまちにおいては、十津川村との交流というのは非常に盛んで、小学校においても母村研修を行い、我がまちの歴史を知る取り組みや、北海道にない文化を知るための教育をしっかりと行っていると思っております。これは新十津川町で育つ子供達には、郷土愛を育む上では、非常に大切な取り組みであるというふうに認識しております。今後も、十津川村との連携、また、交流というのは充実していく必要があると思っております。

ただ、これからの子供たちがグローバル化する社会の中で活躍する人材に育成するためには、もっと広い視野や多様な価値観を身につけていくことが必要ではないかなというふうに感じております。

これらの教育の新たな戦略として、教育長の方に質問をしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） ただいまの4番議員さんの2点目の質問にお答え申し上げます。

子供達が外国の文化や歴史を肌で感じとり、視野を広く持つことは、成長過程にとっても有意義なことであり、また、このような情報通信技術の進展、交通手段の発展による移動の容易化、市場の国際的な開放などにより国際化が進んだ現代においては、グローバル化に向けて国際的な舞台で活躍できる子供を育てることは、ただいま4番議員さんが言われたように、とても大切なことであると私も考えているところでございます。

本町の教育における現在の国際化、そして国際交流については、議員さんすでにご承知の事かと思っておりますが、外国青年招致事業で来日された英語指導助手の外国青年の皆さんに担っていただいている状況にございます。

この事業は、本町の児童生徒の外国語教育の充実や、地域レベルでの国際交流を推進することを目的として、昭和63年度から現在までアメリカなど4か国、述べ14人の青年を招致しているところでございます。この英語指導助手は中学生の英語の授業はもとより、新小にも週1回訪れ、児童の外国語活動の指導もしております。

また、学校の授業ばかりではなく、改善センターにおいて、小学生向けや成人向けの初歩的なものから、ある程度レベルの高い英会話教室の講師を引き受けていただいたり、多くの生徒の方が受講していただいで交流も深めていただいております。

またさらに、プライベートでは徳富太鼓に加入していただき、太鼓の演奏活動を行い、

また、町内の青年団体協議会においても活動し、町内のイベント支援等をとおして多くの町民の方々と交流を深めていただいております。

近隣の市町においては国際親善の推進、地域の振興、活性化などを目的として、諸外国の自治体と姉妹都市を提携し、国際交流を盛んに行っている自治体もごさいますが、本町における国際交流は約30年間続いた英語指導助手の皆さんの活躍により、現在一定の成果が見られているというふうに認識しているところをごさいまして、町で今後、子どもたちを、例えば、外国に派遣するなどの事業は、現在のところは考えていないところをごさいます。

ただ、ただいま議員さんが言われておりますように、グローバル化というのは、今後、極めて大切なことだというふうに私も認識しておりますので、また、北海道においてもグローバルな人材を育成するということが、極めて重要だということで政策にも検討されております。

それらの道の制度を注視しながら、本町でも将来を担うグローバルな人材の育成に向けて、適宜取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、これをもちまして、4番議員さんの2点目の質問に対する答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を認めます。

○4番（小玉博崇君） ただいま教育長の方から、新十津川町においては英語指導助手という制度を30年間活用して、14名の方が本町でいろいろな取組みの中で、子供達には異文化だとか、価値観を創造するという意味では一定の成果があったというふうにお話がありました。その中に教育長の方から、今の段階では諸外国との連携だとか、そういったものは考えていないけれども、現在のグローバル化に伴っての必要性は非常に感じていただいているということと、今後、積極的にその取組みについては検討していただけるということでありましたので、先般、ちょっと調べたところによりますと、平成25年12月のデータですけれども、北海道においては74市町村で21か国と114組の都市連携を結んでおり、結構その市町村では子供達の関係性も深めていると、教育に積極的に取り入れているというようなことがありました。

ですから、是非、今後、今子供達は非常に育てにくい、また、育ちにくい社会に生活をしているのではないかなというふうに思っております。そういったことから、今後、町の教育方針として、町独自の強い想いとビジョンをもって、子供達の教育方針の実践に期待したいなというふうに思いまして、私の想いと、これにつきましては、答弁を求めないことにしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、3番目の質問に移ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。

新十津川町は中央地区を中心に大和地区、花月地区、徳富地区というふうに、大きく4つの地区に分かれております。町全体の高齢化や人口減少が進む中、中央地区以外の3地区は、特に著しく高齢化や人口減少が進む傾向にあります。小学校が統合になり、地域の医療機関が閉鎖、子ども会や老人クラブの解散等、コミュニティが成り立たない地域も今

後出てくるというふうに思われております。

町政執行方針の中では、行政区主体を重視しておりますが、主体的に取り組むことが難しくなる地域も近い将来出てくるというふうに思われております。

そこで、このようなコミュニティ機能が危ぶまれる地域への将来的な、町としての考え方と、そういうコミュニティが難しい地域におけるサポーター制度の活用について、ご質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員の3つ目の質問に対し、お答えを申し上げたいというふうに思います。それぞれの過疎地域の課題と今後の展開ということでございます。

本町はご存じのとおり、平成18年の行政区再編により、新たな地域コミュニティが創出され、本年で10年を迎えるに至りました。地域活動の牽引役である行政区長をリーダーとして、地域の皆さんの一人ひとりの知恵と創意によって、行政区ごとの特色ある様々な取り組みが進められ、今の時代に相応しいコミュニティが形成されているというふうに考えております。

しかし、このように努力されている地域にあっても、今日の社会的な現象であります少子高齢化の影響は如何ともし難く、子ども会活動や女性団体、老人クラブの活動に少しずつ影響が出てきているのも事実でございます。

行政区の再編と同時に各地域に配置した地域サポーターからの活動報告を見る限り、種々の問題は抱えつつも、コミュニティの存続に影響を与えるような大きな問題には至っていない状況にありますけれども、統計的な推計を見ると、本町の高齢化率は数年後40パーセントを超えると予想をされております。

高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることは、町民誰もが思う願いであると考えております。本町には、平成24年度から平成33年度までのまちづくりの基本を定めた第5次総合計画が策定されております。

また、本年度、先ほどの質問にありました人口減少克服、地方創生を目的とした地方版総合戦略の策定を進めておりますので、これらの計画を具現化していく過程の中において、地域の核となる資源を見定め、地域コミュニティの機能維持に努めていきたいというふうに考えているところであります。

各地域の具現化に向けた取り組みは、地域だけで成し得るものではなく、また、行政だけで進めるものでもないと考えております。

やはり、地域と行政のパイプ役として、地域づくり活動をサポートしている地域サポーターが有効に機能してこそ、共に地域の課題解決に取り組んでいくことが可能になると考えているところであります。

地域の皆さんが自ら考え行動し、一体となって課題解決に取り組むために、地域と行政をつなぐ役割をもって行政区再編時に導入した地域サポーター制度は、11行政区とともに10年の道を歩んできたところであります。

このサポーター制度は、開始当初から1行政区に3人の職員を割り当て、3年交替を原則としてございます。おもに、町からの連絡事項や調査依頼の説明、地域の問題、課題に

ついて必要な助言や協力、地域の要望、まちづくりの提言やアイデアを聴取し、地域の活動に必要な資料の提供等に取り組んでいるところでございます。

導入して5年が経過した時に、各行政区長にアンケートで制度の必要性を伺ったことがございます。11行政区すべてが必要で、導入されて良かったという回答をいただいていたところでございます。

また、行政区が主体で実施をする行政区支援交付金の提案事業においても、年々増加傾向にありますので、この制度を活用していただいている成果が見られているというふうに考えております。

地域コミュニティについては、行政区が主体的に取り組むことが困難な地区も近い将来見られるとのご指摘でございますけれども、現段階では、このサポーター制度により、各行政区の情報を共有し、可能な限りそれぞれの行政区活動を活性化させることに主眼を置いて、町内の過疎地域に対しても、行政区が主体性をもって地域コミュニティの活性化とコミュニティ間の連携が図れるよう、支援を継続してまいりたいというふうに考えております。以上を申し上げ、4番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

はい、4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方からの答弁によりますと、行政区再編後10年で地域サポーター制度を導入して、地域からは一定の評価を得ていると。今の段階では、各地域では、それほど大きな問題には至っていない。コミュニティの問題には至っていないというようなご答弁でしたけれども、やはり、実際に住む、特に高齢になった方というのは、もう長年住み続けていたこの地域に、生活し続けることがもう難しいというふうに感じている方も、中にはたくさんいらっしゃいます。

そういったことも非常に多く聞くような状況になっております。それで、先ほど言ったとおり、新十津川町には4つの地区がありますが、それぞれの地区は、それぞれの課題はバラバラだというふうに思っております。そういった中で、サポーター制度が、それぞれ各地区にあった独自の取組みというのを、今後どのようにしていくのか。

それと、高齢になっても暮らし続けたいというそのこの住民の想いに対して、どのように支援していくのかということをご質問したいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今4番議員から、再質問のあったようなことも伺ってはいるものの、現段階では、それぞれの地域の区長さんが中心となっており、それぞれのコミュニティが維持をしていただいていると。今後、更に高齢化比率が高まっていくことを見据え、そういうことが危惧されるという質問かというふうに承っております。

ちなみに、大和区においては、平成17年、いわゆる行政区の再編の当時から、今平成26年の状況を見ますと、691人いたのが517人ということで、25パーセントの減になってございます。花月区においては、940人いたのが、今783人ということで、16.8パーセントの落ち込み、そして、徳富区においては、466人いたのが254人ということで、これは、吉野園も当時ありましたので、その減少も大きく関わっておりますけれども、45.5パーセントの減、約半分に落ち込んでいるという状況になっております。そういったことも、きっと把

握されての質問だったのかなというふうに考えております。

そういった中で、生活し続けていく、これは、住み慣れたところで、やっぱり生まれ育った新十津川でずっと住み続けたいという想いの方が多くいらっしゃるというふうに思います。そのためには、先ほどもいろんな質問の中でお答えをさせていただいた、町に住んでいただく、ずっと住み続けたいという町にするために、いろんな政策を講じてまいりたいというふうに考えているところでもありますけれども、その他にも、今福祉の事業で、来年からいろいろ地域の福祉事業が変わってまいります。そういった中でも、福祉の事業を町でしっかりと見極めて制度構築をしていかなければならない状況になっておりますが、その構築にあたっては、やはりボランティアの方が多く必要になってくるわけでありまして。地域のそれぞれ若年高齢者と言ったらいいんでしょうか、いろんな人方のお力添えをいただきながら、後期高齢者等のいろいろ生活の困っている方々に対しての福祉の充実、それは、今、今年度中にいろいろ見極めながら、新年度に向けてしっかりそういう制度を作っていくたいというふうに考えておりますので、その住み続けていきたい、そういう人方に対する全部にはなりませんけれども、福祉の面からのそういう手当てについては、今年度中に定めていきたいというふうに考えております。

また、地域の公共交通についても、今現在動いておりますけれども、それぞれ一定期間経過をした時には、いろいろ協議会もありますから、その利用状況だとか、いろいろ確認をして、交通の確保というものが、いつの時代かまた変化をしなければならない時もあるのかなというふうに考えておりますけれども、しっかりとその状況を見定めて、その時代の変化に応じた地域に住み続けたい人の、できる限りの対応をしていきたいというふうに、行政としてですね、対応していきたいというふうに考えておりますが、やはり主は地域、やっぱり行政区、コミュニティというものが一番身近で、自助という部分につながっていくわけでありまして。

いろんな災害があった時にも、公助、だとか共助といろいろありますけれども、やはり自助と共助、やはり地域にいる人方が隣り近所を助け合う、それはいろんな場面でも必要になってまいりますので、行政区のコミュニティというものは、区長さんを通じてその行政区の人方のやっぱり安全、安心を考えていただき、公助でできるものはしっかり地域と連携をして公助、いわゆる行政で支援をしていきたいというふうに考えております。自助、共助、公助がやっぱり連携して、地域に住み続ける人が安心して住み続けられるまちにつながっていくのではないかなというふうに考えているところでもあります。

そういう時代の変化、これからさらに高齢化が高まったり少子化が進む、そういうものをできる限り防ごうというふうに考えておりますけれども、その時代の動きをそれぞれの地域にいるサポーターが、行政区の課題、そういうものをしっかりと把握して、それぞれの今提案のいただいた花月、大和、徳富、その地域のそれぞれの特色を活かして、やっぱり安心して住み続けられる、そういったことと地域の魅力、そして特色を活かした、そういうまちづくりになるように、今後も進めていくようにサポーターが地域としっかりと情報を共有したり、先進地の情報、さらには、サポーターのいろいろな能力という部分はしっかり持っておりますけれども、いろんなそういう情報も担当の課でも掌握しながら、サポーターにもそういう情報を与えて、行政区との連携を深めていくように、更に対応していきたいということを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきたいというふうに思います。



以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

再々質問を認めます。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の答弁がありましたとおり、今後も各地区に住み続けている方たちが安心して住み続けられるように、いろいろ頑張っていくというような答弁がございました。

私は、10年前に行った行政区再編、確かに、行政を広域化して効率化を図るという意味では非常に効果がある面もあるのですけれども、私は、コミュニティという部分においては、広域化にすることによって、逆に希薄化するという課題も持っているのではないかなというふうに感じております。

先ほどの答弁の中には、今後、総合戦略においても、こういった地域の課題に対して盛り込むというようなご答弁もありましたが、やはり、この行政区再編を今一度振り返って、やはりコミュニティですね、が活性化するような、コミュニティが成り立つような、ある程度、地域の形、町民の生活する圏域の形というのをどのように作っていくか、それは、我がまち、今後、非常に重要な課題であり、また、緊急の事項ではないかなというふうに考えております。

是非、地域サポーターがより地域の課題をしっかり汲み上げて、町政に繁栄できるような取組みを今後もしていきたいなというふうに思いまして、最後は、私の思いということで、終わらせていただきたいと思います。どうも有難うございました。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁はよろしいですか。

はい、それでは以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで14時25分まで休憩します。

（午後2時10分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時25分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

最後になります、8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思っております。

議員になって8年経ちましたけども、このような一議会の中で、多数の一般質問者が出たというのは、ちょっと私の経験ではありません。内容的にも非常に示唆の富んだ、良いやり取りであったなと思っております。前者の方に負けないように、私も教育長に対して質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

「観ぜざるは、兵法者に非ず」という、最近、読んだ本の中に、そういう言葉がありました。この観という字は、観光の観ですね。見学の見ではなくて、観光の観のほうの観るという字を書いてありました。

これは、宮本武蔵の言葉だそうございまして、いわゆる、相手と対戦をした時に、相手だけを観ているような者は、兵法者ではないと。つまり周りを十分に観れるかどうか

立派な兵法者だということを言っているんだらうと、私は思いました。空気を観る、土を  
観る、風を観る、太陽を観る、そういう全ての物を観た上で戦いに臨んでいってこそ、そ  
れらを自分のものにしてこそ、初めて立派な兵法者になり得るんだというふうな事だらう  
と思います。

以前、私は、植田町長に対して行政の文化化というものについて、質問をさせていただ  
きました。実は、これも似たような感覚でございまして、今、行政に携わっている人間は、  
今やっていることを今一度見直してくださいよとい趣旨の質問だったのです。今やってい  
ることが、本当に住民のためになっているのかどうか。もっと工夫するところはないのか  
どうか。そこを実は聞きたかったのですが、なかなかちょっと話が噛み合いませんで  
した。

そこでそういう観点から、今、久保田教育長に対して質問をさせていただきますので、  
私のベースになっている考え方が、そういう物の見方であるということを認識した上で聞  
いていただければなというふうに思っております。

教育長の、あるいは町長の執行方針にも、人をつくっていくことの大事さについては、  
縷々記載されており、私もそのとおりだと思います。それをどうやってやっていくかとい  
う方法論の詳細についてはまでは書かれておりませんでしたけども、認識は十分に伝わっ  
てきたというふうに理解しております。

そこで、人を育てていく、あるいは、人をつくっていくと、人づくりというふうな事  
の方法論の一つとして、実は、一定の目的を持ったような団体を作って、その目的を達成に  
向かっていく過程の中で、様々な学習活動が展開されて人づくりが成されていくというふ  
うな事もあるだらうというふうに思います。

そういう観点から教育委員会は、これまで社会教育関係団体というふうなものを組織し  
まして、それぞれ目的はあるのですけれども、そういった中で、今、私が言ったような観  
点の中で行政職員等々が深く関わりを持って、人づくりに向かって仕事を成してきたとい  
うふうに理解をしております。

ところが、現実の社会を見てみますと、少子高齢化、あるいは人口減少社会にありまし  
て、そのベースとなる団体そのものの構成人員等の減少、あるいは働き方の変化と言いま  
すか、ほとんどの方が一定成長社会にありまして、家でブラブラしている人がいないとい  
う、こういった現状、こういったものを様々なことを検証しますと、従来と同じような形  
で団体を作り、そこに支援、あるいはそこを通じての育成をやっていこうと言っても、や  
はりちょっと認識のズレというものを感じざるを得ないというのが、私の考え方でござい  
ます。

従いまして、今の時代を反映したような組織形態を、今後どうやって作っていくかとい  
うことは非常に大事であらうと思いますし、その中でどうやって人を育てていく、あるは  
育っていったきたいという願いを込めて、この団体への支援、援助、その等々の活  
動を行っていくということなのです。いかに大事かということについて、もう一度、ご認  
識をしていただきたいなと、私は思うのです。

そこで、それが質問の趣旨でございまして、教育長には、初めて教育長になられたので、  
いろいろ大変かもしれないですけども、今ある新十津川の社会教育の関係団体の現状等  
について、どのような認識をお持ちであるかという点から出発いたしまして、私が今、申し

上げたような事を加味しまして、今後、時代にマッチしたような社会教育の関係団体というのが、どのような形になっていったらいいのかということについて、お考えをお聞かせいただきたいなと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 8番議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、町内では青年協議会、女性団体連絡協議会、シニアリーダー会、子ども会など多くの社会教育関係団体が活躍しております。それぞれの団体につきましては、それぞれの設立目的のもとで活動をいただいております。自主的な団体の活動は勿論のこと、ボランティア活動やイベントへの支援など、本町のまちづくりに欠かせない大きな担い手となっております。

これらの団体活動により、地域の人と人が繋がり、また、コミュニティの活性化に寄与していることも事実でございますし、郷土に愛着を持っていただいていることは、大変ありがたいというふうに、私も感じているところでございます。

8番議員さんのおっしゃるとおり、少子高齢化等に伴い会員数が減少化傾向にあるなど、各団体の活動について課題や問題点を抱えている面もお聞きしていることもあります。また、各団体についても、近年、解散したという単会については、そういうことも聞いてはおります。

会員数の減少については、今ほど議員さんの方からご発言ありましたように、時代の流れにより本業が忙しい、夫婦共働き、また、余暇時間の過ごし方等の変化により、現在における私たちの生活の価値観や環境が大きく変化したことによるものも要因であるというふうに推察しているところでございます。

しかしながら、その一方で、団体の目的に沿って地道に活動を行い、近年会員数が増加傾向にある団体もあります。例えば、高校生を中心としたシニアリーダー会などは、増加傾向にございます。

教育委員会としての今後を見据えた団体のあり方や支援の方策ではありますが、まずは、各団体はそれぞれの目的を持って設立された自主的な団体でございますので、自ら検討、計画された事業内容については、その方向に沿って、今まで同様、活発に活動を実施していただきたいというふうに考えております。

また、私どもも、団体活動の活性化に向けて調査研究も行い、本町ばかりではなくて全道、全国的に課題は同様な面もあるやに私も考えて、認識しているのですが、そのような課題をいろいろな情報やなんか先進事例も踏まえながら、解決方策を見出しながら、教育委員会としても各団体の事業の企画や実施において、側面的なアドバイスを社会教育主事を中心に、今後も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

教育委員会につきましては、社会教育法の第5条により、各団体に社会教育によって必要な援助を行うということになっておりますし、また、社会教育の第12条では、地方公共団体は社会教育団体に対して、いかなる方法によっても不当に統制的な支援を及ぼし、また、その事業に干渉を加えてはならないというふうになっておりますので、不当の場合ですけれども、そのような形の中で、やっぱり社会教育法は団体の自主自立、団体の活動を

教育委員会が側面的に支援していくものだというふうに、私も認識しておりますで、団体と教育委員会と共に手を携えながら問題解決等について、いろいろ議論しながら今後団体の育成振興のために、教育委員会としても取り組んでいきたいと思っている次第でございます。以上をもちまして、8番議員さんの一般質問への答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、再質問。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） これらの団体の元々は、自発性や自主性といったことを重んじて、そういった人たちが集まって組織されたという部分のお話、あるいは今、教育長さんがおっしゃったように、これに関わる行政の部分の法的なものも知らないわけではございません。

確かにそのとおりで、それがそのとおりに行けば、それはそれでいいのかもしれないのですが、私が言っているのは、もうひと昔、ふた昔前に作られた、そういう関係団体の現状を観つつお話をしているわけであって、20年前とどこがどう変化してますかというふうに実は問いかけたいくらいなんですね。何も変わらないで、同じようなことをしているように思われて仕方がないという。

それでその中で構成する組織の人たちは高齢化をしていく。加入者がいないというような問題を抱えた中で、今の時代に合ったような部分に衣替えをすると。発展的な解消をしていくという選択肢もあっても良いのではないかなという含みを込めながら、実はお話をしているわけでございます。

それは、原点に戻ってしまえば、自発的に自主的に加入したり、作ったりということだから、教育委員会は関係ありませんよということになるかと思えますけども、実際は、そんなやっぱり綺麗ごとだけではないのですよね。やはりそういうものを作ることによって、教育委員会ですかるべき支援をすることによって、先ほどおっしゃったように、まちに対しても何らかの苦言をもたらしていたという成果がきちっとあったんです。それも認識をしていただかなきゃならないし、認識をしていらっしゃるようですけど。

だけど、今そういうことでやっている活動そのものが、今の時代にマッチしているかどうかということ、私は非常に憂いてるからこういう質問をさせていただいて、変な話ですけど、新しい教育長さんになって白紙の状態ではいろんなものを見た時に、そういう発想を、さっき言った宮本武蔵じゃないですけども、上から見て欲しいんですよ。こうやったらというふうなものを、こういうふうに直したらというふうなことは新しく見ることによって、全く知らない目で白紙の目で見ることによってというふうな事を、実は、自分なりに考えながら、実は教育長さんにこういうことを伺っているわけでございます。

これ、やり取りしても結論は出ないことになりましてけども、今一度、自らが抱えているそういう諸団体について、職員が書いたような答弁書も結構でございますから、自らの目で見させていただいて、そして、これからの新十津川のまちにあったような組織形態というのが、どうあるべきかということについて、専門職員もおられるわけですから、もう一度、白紙の状態で真剣に考えていただいて、それがまちづくりに寄与していけるような組織になっていただきたいなということを考えているところでございます。

これは、小玉さんがさっき質問をしていたり、西内さんが言ってらっしゃった様々な事ともぶつかってくるようなことでもございましてね、人をつくっていくという観点で物を考えて、もう一度、今ある組織について必要があれば、勇気をもってメスを入れていただき

たいなというふうに思います。

併せまして、実は町長にも質問しようと思ったんですけども、総合教育会議というもので制度も変わりまして、町長が方針を示すという形になったのだと思うんですけども、是非、町長にも現状をもう一回見ていただいて、まさに相応しい、そういった人を育てるという方法論について、是非、教育委員会にしかるべき指示と言いますか、そういったものを示していただきたいなということを、この場でお願いをしまして、特に、ご回答はいりませんので、私の質問を終わりたいと思います。

期待が大きいはずなので、二人とも、是非、頑張っていたいただきたいなと、私は思います。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 教育長、何かありますか。

はい。

○教育長（久保田純史君） 8番議員さん、回答ではございませんけども、今ほど私に対して、激励なりのお言葉をいただきましたので、先ほどの各団体を今一度、私もひと月しか経過しておりませんので、実態等確認させていただいて、また、今後の団体の育成について、私なりの目で判断させていただきたいと思います。有難うございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

〈演台撤去〉

（午後 2 時 42 分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 2 時 45 分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 3 に入る前に、議案第 33 号から議案第 40 号までの議案につきましては、6 月 25 日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、直ちに質疑に入りますのでよろしく願いいたします。

---

◎議案第 33 号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 3、議案第 33 号、新十津川町長等の給料に関する特別措置条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8 番、青田良一君。

○8 番（青田良一君） お尋ねいたします。新十津川町長等の給料、この本則の部分は、どのような経緯で決定されたのかという部分ですね、当然、最終的には条例化されておりますから、議場でもって可決されたということだと思うんですけども、その前の段階があるはずですね。いつの時代に本則等が決まっていたのかという部分についても、経緯等について資料をお持ちであれば、お聞かせいただきたいなと、それが 1 点でございます。

その上で、先ほど笹木さんの一般質問の中にもありましたけども、この給与条例の中に行政改革の推進等々のこともございますけども、この部分について、町長の給与を下げる

というのは、財政的な負担を減らそうかというふうな観点だと思うのですが、私も、ちょっと資料として持ってきたのですが、さっき笹木さんが言いましたので重複しませんけども、そんなに苦しいまちではないという現状があるのですね。まちの現状としましては。そういう言葉を安易に使って給与を下げるとするのは、給与を下げる条例を作るというのは、ちょっと賛同しかねないなというふうに思っています。

私は、給与を下げることには実は賛成なんですよね。賛成なんですけども、こういう形でなくて、本則そのものを改定するような形で出すべきであろうかなというふうに思っています。

今、何か調べに行っている間に簡単にあれしますけども、私が持っている知識では、もう大分前の話なのですが、町長の給与をどうやって決めたらいいかという部分につきましては、確か、審議会にかけているはずなんです。これは相応しいというふうに決まったものを議会に提案して、決まってると思うのです。ということは、どういうことかという、住民が決めてくれたものに対して、議会が同意をして、町長の給与という形に決まっているんですよ。

今朝も、まちづくり基本条例を読んできました。町民と一緒に町政をやりますよと、そこで、町長宣誓をなさいました。そういう観点から言っても、決められたものをきちっと守っていくということをやっていないと、それは、まちづくり基本条例に謳われている、住民とともに歩いていくんだよという部分には、私はならないと思うんです。

こんなこと言うと、お前は給与下げるの反対なのかということだと思うのですが、そうではなくて、あくまでも言いたいことは、そういうものは安易に上げ下げをするのではなくて、今どういう時代にあるかということ意識した段階で、自分が高いと思うのだったら、やはり議会、あるいは、その他の人の意見を聴いて、この時代に適切な新十津川の町長の給与はいくらかということをお聞きして、そういった意見を取り入れて、そして、議会に提案がなされるということが、今どきの考え方だろうと私は思います。

従いまして、その考え方について、今一度、町長あるいは、担当者の話をしっかり聞かせていただいて、納得できなければ反対もしなければいけないと思いますし、反対討論はしたくないので、下げてくれるのは一向に構わないんですけども、やはりその辺のものの考え方をしっかりと聞かせていただきたいなと、そう思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは前段の部分、総務課長、答弁をお願いします。

はい、総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、ただ今のご質問に対してお答えを申し上げます。本則の部分でございますが、申し訳ございません、何年にどのような経緯で決定したという詳細な資料ですね、今、手元にはございませんが、まち、新十津川町の団体の規模であるとか、あるいは、理事者の責務、そういったものを勘案して、類似の団体等の比較において定まっていたものと思われまして、その段階におきまして、従前と言いましうか、特別職の報酬審議会という組織がございまして、そういったものに住民の代表の方からなる組織でございますが、そういったところにおいてお諮りを申し上げて、そして、上程したという経緯になっているかと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、後段、答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 後段になりますけども、まず前段の部分から、ちょっと私から補足をさせていただきたいというふうに思います。

過去においては、報酬等審議会で特別職の給料が上昇する時、それは、近傍というのか、近隣市町村の特別職の給料、それと、国の役職の給料等も参酌しながら、どの程度の金額に上げていくことがいいのかということを経験等審議会で定めていた経緯はありました。

その後、給料は少し下降気味に移ってまいりました。その時に、報酬等審議会でかけた際に、下げる時の審議は、いわゆる審議委員の方々が、これは審議し難いと、そういう部分もあって、なかなか審議しづらかったのですけども、そういう部分の理解をいただきながら、今までやってきた経緯があったというふうに、私の記憶ではございます。

現在の町長の本則の給料もですね、これは過去から見ると少し下げた報酬金額だというふうに認識をしております、当時、全体の公務員の給料の減少率だとか、そういうものを鑑みて今の本則にさせていただいたというふうに考えてございます。

その本則は、今の本則として、今月の給料までこの本則で私も給料をいただいておりますけれども、やはり、これからいろいろ事業を進めたり行政改革も今進めていくことを考えております。いつの時代でも、この新十津川というまちには、先ほど10番議員にもあったとおり、基金がこれだけ保有になったということは、行政改革を推進したその結果として、いろいろ町民の皆さん方の協力もいただきましたし、議会の皆さん方の協力をいただいて、このような基金が増額になってきているという状況になっております。

今後においても、その精神は忘れてはならないというふうに考えておりますし、今後においても、いろんな部分で行政改革を計画的に進めていくことが必要だというふうに思っております。そのことが、農業の政策、福祉の政策、いろんなものを打つ時に大事な財源がないと手が打てないということになりますから、その凛とした姿勢は、首長にとって必要だろうというふうに考えており、このような減額の提案をさせていただいたところであります。

ただ、この提案については、先日も説明させていただいたとおり、任期中ということにさせていただき、この任期中は、この期間10パーセント、3パーセント、2パーセントの削減をさせていただき、しっかりとして町民とともに、そのまちづくり基本条例でいうと、町民の視点、いろいろ町民の中にも生活の困窮者でいろんな方がおります。その痛みも、しっかり自分自身もそういう減額することによって痛みを感じながら、町民の視点、目線に立ってやっていくことが、やっぱり町長としての役目だというふうに考え、今回、提案をさせていただいたところであります。

今ほど8番議員から温かい、そういうご意見があったというふうに考えておりますけれども、やっぱりこれから4年間の舵取りをさせていただくときには、理事者3人が一定の減額をして、町民とともに良いまちづくりを進めていきたい。そのために、やっぱり報酬も減額をさせていただきたいということでもありますので、その点お汲み取りをいただき、賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 町長ね、おっしゃるとおりだと思うのです。だから、本則をきちっと直すようにした方が良いと言っているんです。おっしゃるとおりだと思うのです。だか

ら、下げるということになると悪いことをしたから給与下げるとか、職員が不祥事を起こしたから下げるとかというふうな形のイメージを持たれてしまいかねないから、堂々と下げるんだったら、議会にかけて、なおかつ、減額するのではなく、私は、これだけでいいですよということを審議会に掛けなくていいんだったら、提案すればいいと思うのですよ。

それを、私は申し上げたんです。そういうふうにしとかなかったら、本当はこんだけもらえるんですけども、どこ行っても私は給与減額しましたと説明するわけでしょ。町政懇談会でもなんでも。こんだけ給与から財源が生まれましたみたいな説明、そうやってしてるでしょう。そんなことは、私はおかしいと思うんだよね。おかしいというのは、もともときちっと決められたものがあって、何の問題もなく正々堂々と町長になり、副町長なり、教育長になったわけでしょう。だから、何の根拠なしにやるんだったら、だから本則をいじって、きちっとこれだけで結構ですというふうにした方が、住民の方には理解できるんでないでしょうかという話をしているわけです。

もう一度、お考えになっていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほどは、本則を下げたらいいのではないかと、先ほども、そのような趣旨を聞いておりましたけれども、そのことについてのお答えはしませんでしたので、再度、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

本則は、やはり、この新十津川の約7千人規模の時には、一定額のやっぱり報酬金額が定めらるべきだというふうに考えております。これは、やっぱりその時代を担う町長として、私の責務としてこの任期を全うする時に、町民の目線に立ってそういう執行をしたいがために給料を下げたいということでもあります。

本則を、その時代、時代に下げていくということは、そのまちの規模にあった首長の報酬金額と変化をしていくことになりますから、いつの時代か、その首長が変わるときには、それはその必要な金額、時代の安定した時には必要な金額ということが、当然、本則で今も、私本則でいただいたという話もさせていただきましても、その必要な金額は、本則で、やっぱり基本は本則でありますから、今回は、特別の措置条例ということで提案をさせていただきたいということでもあります。

本則をいじるときには、やはり一定の地方公務員の給料だとか、その全体の国の給料だとか、特別職の給料だとか近隣も見た時に考え合せなければならないというふうに、本則の給料については、そのように考えており、この本則を変更するのではなく、特別措置条例として、今回、任期期間中減額をしたいとするものでありますので、ご理解をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、議案第33号、新十津川町長等の給料に関する特別措置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 平成27年度は、国保税の繰入金1億727万円、うち法定外分が4,250万円となっておりますが、28年度基金が無くなった場合、一般会計からの繰入れをどの程度見込んでいらっしゃるのでしょうか。

また、総額及び法定外繰入れがどのように見込んでいるかをお知らせ願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑 晃君） 1番議員さんの質問にお答えをいたします。平成28年度の法定繰入れについて、どのようになるかというご質問だと思いますが、これにつきましては、27年度の所得によって、来年、総課税所得が定まらないことには見通しが立たないというのが現状でございます。ですから、今年度と同程度になるかどうかというところもあろうかと思いますが、実は基金が本年度で全額繰入れることからみますと、当然、増えてくるのかなというふうに予測はたててございます、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

まず、原案に反対の方の討論を許します。

1番、進藤久美子君。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指名がございましたので、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

国保加入者は、5月末現在で1,031世帯、1,886人と前年に比べて24戸、76人減少となっ

ております。これは、町長の行政報告書から導いたものでございます。

また、国保税収入は99.68パーセントで対前比で0.13ポイント低下しているとあります。今回の一部改正では、最高限度額が81万円から85万円となり、各所得割、資産割、均等割、平等割の比率が全部上がっております。

広域連合の1市5町で見えますと、所得割では8位から5位、資産割では2位から1位、均等割では3位から2位と、いずれも上位になっております。もう少し値上げ幅を抑えても良かったのではないのでしょうかと考えます。税の引き上げは、医療費の増額にあると思いますし、基金が少なく全額取り崩しても足りず、一般会計からの繰入れも行っているようです。

また、歳入では農家所得の減少で国保税の税収の減少も考えられています。国保加入者の最高限度額の引上げを行うと、低所得者の税が抑制されることにはなりますが、我がまちで最高限度額を払っている方は、医療分で54人から71人と収入増はあまり見込まれていません。そのために、全体の税率を上げて調整するものわかりませんが、現在、国保税を払っている方々も、これ以上の国保税の値上げをなされると大変と言っております。

私が、先の一般質問で納入回数を増やし、払いやすいようにしてほしいと質問したわけですが、国保税の支払いがますます大変になり、収納率が下がるのではないかと危惧するところでございます。

幸いなことに我がまちには、財政町政基金が6月1日現在、約25億3千万円ほどあるので、その一部を取り崩していただいて国保税の引上げを抑えることができたのではないかと考えます。

以上の理由などを申し上げまして、国保税の引き下げを要求させていただきます。

よって、私、進藤久美子は、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場の討論といたします。議員各位皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 他にございませんか。

次に、原案に対し賛成の方の討論を許します。

4番、小玉博崇君。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） 今ほど、議長のお許しをいただきましたので、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、原案賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は、町民の保険体制の基幹をなす制度として、重要な役割を担っておりますが、国民健康保険事業の運営は、近年の被保険者数の減少や高齢化、所得の低迷といった構造的な問題と併せ、疾病状況の変化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加などにより、極めて厳しいものと認識しております。

6月16日開催の総務民生常任委員会においても、国保の税率の改正について報告を受け、協議を行ったところでありますが、事業の運営費用については、国等からの補助金と一般会計からの繰入金並びに被保険者からの保険料によって賄われており、医療費の増減により支出額は大きく変動いたしますが、収入がないからといって、支出を抑えることはできないのであります。

安定的、かつ、健全な国保財政運営のためには、給付に対する適正な負担が必要であり、

極めて厳しい状況の中、今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額を引上げ、高所得者層により多くの負担を求める一方、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るなどバランスのとれた改正であると思います。

また、総所得額に対する国保税の締める割合を平均で15パーセント以内になるよう税率の上昇を抑えており、それによる不足分は、基金からの繰り入れや一般会計からの財政支援を行うなど、被保険者に対し、配慮された内容となっております。

今後、行政と住民が一体となった健康づくり対策や、特定健診の受診による重大疾病の早期発見、治療により、医療費の削減が図られることを期待申し上げつつ、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案どおり賛成するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。

起立多数です。

従って、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第35号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 大幅な助成金値上げをしている内容になっておりますが、これによってどのくらいの建設予定を見込んでいらっしゃるのでしょうか。見込み幅をお聞かせ願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、ただいまの1番議員さんの質問にお答えします。

大幅な助成額の拡充ということで、共同賃貸住宅の建設が促進されることを期待しておりますわけですが、平成17年度から本年度におきまして、大きく建設が促進されていない状況がございます。少しでも多くの住宅が建設されるというふうに期待するところでありまして、現在目標値、何棟、何戸という数値は持ち合わせてございません。できるだけ多くの共同賃貸住宅が建設されるように期待するところがございます。以上でございます。

す。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。  
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第35号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第35号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第36号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 総務費と衛生費と農林水産業費で3点ありますので、続けて質問させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 一つずつお願いします。

○6番（西内陽美君） では初めに総務費のページ、18ページです。ふるさと応援寄附金推進事業についてお聞きします。

今年度、新しく特産品のバリエーションを増やすというようなお話もありましたし、また、この予算を増やしておりますが、その増やした中に、今は特産品、品物の返礼のみになっておりますが、例えば、来月開かれるふるさとまつりですとかビールパーティー、あるいは、冬の雪まつりとか、そういうイベントに合わせて本町に来町していただくというような企画は、そういう新しい中には含まれているのかどうかお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの6番議員さんの質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金に対する特産品等のお礼ということでございますが、現在予定してございます拡充の内容でございますが、現在は6つの特産品の中から一つをお選びいただくような仕組みとなってございますが、それを大きく増やしまして30の選択肢というふうを考えてございます。

今ほど質問ございました、町内に来ていただく手だて、そういったものについては無いのかというご質問でございますが、3万円ご寄附をいただいた場合に、町内の宿泊施設に宿泊をいただく、そういったような特産品を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

次に、お願いします。

○6番（西内陽美君） 次は、衛生費です、20ページです。

インフルエンザ予防接種事業について、これ数字なんですけれども、26年度における妊婦さんと中学生以下の方のインフルエンザ予防接種の接種状況と、それと、この予算が増えまして421万9千円になりましたけれども、この数字でもって今町内で予定されている妊婦さん全てと、1回接種と2回接種、年齢によって違いますけれども、全ての13歳以下の子供の数が、これでまかなえる数字なのかどうかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（野崎勇治君） はい、それでは6番議員さんのご質問にお答えします。

まず、平成26年度で接種の状況でございます。妊婦につきましては、25人の対象者に対して28パーセント、乳幼児に対しては257人の対象者について56パーセントということで、相対で乳幼児、小学生、中学生、妊婦、合わせまして823人に対して372人ということで、45パーセントの接種率でありました。

今回予算で上げさせていただいた内容を申し上げますと、全体の総数で申し上げますと、798人の対象者に対して、接種率70パーセントの見込みを立てて560人分を補正をさせていただいております。

その中で、一部先ほど言った乳幼児の部分と妊婦の部分を、ちょっと詳細申し上げますと、乳幼児の対象者につきましては248人の対象者がおりまして175人、70パーセントで175人見込んでございます。妊婦に対しては28人が対象者で、これも同じく70パーセント見込んで20人というような予想で、今回補正を計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それではもう1点、はい。

○6番（西内陽美君） はい、農林水産業費です、22ページです。

林業振興費の中の森林整備調査研究事業について、先日の説明の中では研究の経費の負担金というのですか、それを計上するという説明がありました。町内の約面積8割が森林であるということをお考えますと、私も、この林業の場面からは新しく何か事業ですとか、雇用が生まれてくるのではないかというか、そういう可能性を感じておりまして、大変関心をもって林業を見ておりますが、今回、この研究事業の経費を計上することになりました。この研究事業の先に、そういった新しい事業が想定されているのかということと、この経費が単年度か、また、継続されているのか。

また、これ研究ですから、こういった報告が、例えば、議会まで来なくても経済文教常任委員会などに定期的に報告が上がってくるのかどうかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） はい、それではお答え申し上げます。

ただ今の森林整備調査研究事業でございますが、これといった、これをするためにこの研究事業をするというものはございませんで、事業については、森林資源、未利用資源の調査分析、他に経済活性化に資する森林資源の活用法、これらについて研究をして、今後、うちのまちに合った事業が何が合うのかということ調べていくという調査研究ですので、今のところ想定はございません。

予算につきましては、とりあえず単年度というふうに考えておりますけれども、この調査研究事業の中で、内容的に本町に合ったものがあって、それについて更に研究して、視察等も行っていく必要があるということになれば、また、予算の計上をして、予算をみていただくというようなことをお願いするという流れになると思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい。

○産業振興課長（後木満男君） 失礼いたしました。

もう1点。報告はなされるかというような事ですけども、これにつきましても、逐次、この森林資源活用研究会の調査事項について、報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、議案第36号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第37号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第37号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第37号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第37号、平成27年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、  
原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の質疑、討論及び採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第38号、空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第38号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第38号、空知教育センター組合規約の変更については、原案のとおり可決  
されました。

---

◎議案第39号の質疑、討論及び採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第39号、空知中部広域連合規約の変更について  
を議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、議案第39号、空知中部広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第40号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、議案第40号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第41号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第41号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1368番地。氏名、浅川博雅。昭和26年3月19日生まれ。



提案理由でございます。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

浅川博雅氏は、平成19年9月に公平委員に選任され、本年8月31日をもって2期目の任期満了となることから、引き続き、公平委員として選任したいとするものでございます。

同氏はこれまで、農業委員会会長、行政区長、その他の各種委員会の委員を数多く務められております。また、経験、実績ともに十分であり、人格識見も高く、人望も厚いことから、前段申し上げましたように、公平委員として適任と考え、引き続き、公平委員に選任いたしたくするものでございます。

議員各位のご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、議案第41号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、意見書案第5号、安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、進藤久美子君。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指名をいただきましたので、上程をいただきました意見書案第5号、安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提出者は、私、進藤久美子、賛成者は白石昇議員、小玉博崇議員、鈴木康裕議員でございます。

以下、意見書の朗読をもって提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。

安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書。

衆議院で審議中の安全保障関連法案は、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ11本の法案を、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案の2本にまとめたもので、自衛隊が海外で活動できる場所や内容の拡大や、国連が統括しない支援活動へ道を開くなど、現行の安全保障に関する規定を大きく変換するものです。

戦後、日本政府の憲法第9条解釈の根本は、一貫して、日本に対する武力攻撃がないもとの武力の行使は許されない専守防衛でした。

6月4日の衆議院憲法審査会では、招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について、憲法に違反するとの認識を表明しました。

さらに、世論調査によると、戦後の安全保障法制の大転換をはかる新法について、今国会成立に反対する世論は53パーセントと、賛成32パーセントを大幅に上回っています。

よって、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ、安全保障関連法案の徹底審議を求めるとともに、国民への十分な説明を求めるものでございます。

記。1、安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求めます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣としております。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、意見書案第5号、安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣といたします。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議員の派遣承認についてを議題といたします。

事務局より、内容の説明をさせます。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣承認についてご説明申し上げます。

はじめに、経済文教常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては、7月24日、場所は、余市町であります。派遣議員は、議長及び経済文教常任委員5名でございます。目的でございますが、6次産業化への取組みについてです。経費につきましては、概算で6千円です。

次に、総務民生常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては、7月31日、場所は、鷹栖町及び東川町であります。派遣議員は、議長及び総務民生常任委員5名でございます。目的でございますが、買い物支援事業並びに子育て支援及び定住促進施策についてです。経費につきましては、概算で6千円です。

次に研修会についてご説明申し上げます。

はじめに、北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月7日、場所は札幌市であります。派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で8万2千円となっております。

次に、中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月10日、場所は歌志内市、派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で3万5千円です。

次に、議会議員管外視察研修です。日程は7月13日から7月14日まで、場所は東神楽町及び芽室町であります。派遣議員は、全議員でございます。目的でございますが、地区別まちづくり計画及び議会改革の取組みについての研修です。経費につきましては、概算で28万8千円となっております。

次に、中空知町議会議長連絡協議会主催の議員交流会です。日程は7月16日、場所は奈井江町、派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で3万8千円です。

次に、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月23日、場所は月形町、派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で6万円です。

次に、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会でございます。日程は8月19日、場所は札幌市、派遣議員につきましては、広報広聴特別委員会委員のうち8名。経費につきましては、概算で4万6千円です。

次に、北海道町村議会議長会主催の新任議員研修会でございます。日程は7月21日、場所は札幌市、派遣議員につきましては、新任議員5名。経費につきましては、概算で2万9千円です。

以上、議員の派遣承認の明細でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局長より説明があったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、新十津川町議会会議規則第74条の規定により、派遣要求のあったとおり、許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会

並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項の規定及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づく申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

従って、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成27年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員